

## 令和4年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和4年6月8日（水）午前10時開会

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和4年 6月 8日

至 令和4年 6月17日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 1号 令和3年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 承認第 1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 7 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告  
について

日程第 8 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分  
報告について

日程第 9 承認第 4号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一  
部を改正する条例の専決処分報告について

日程第10 承認第 5号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を  
改正する条例の専決処分報告について

日程第11 承認第 6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専  
決処分報告について

日程第12 承認第 7号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第11号）の専決処分  
報告について

日程第13 承認第 8号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第4号）の専決処分報告について

日程第14 承認第 9号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
の専決処分報告について

日程第15 承認第10号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第  
1号）の専決処分報告について

日程第16 承認第11号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）の専決処  
分報告について

日程第17 承認第12号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）の専決

処分報告について

- 日程第18 発委第 3号 白馬村議会基本条例の一部を改正する条例について  
日程第19 議案第26号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について  
日程第20 議案第27号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

令和4年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和4年6月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第2番 横川恒夫

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第1号報告、質疑

6) 承認事項

承認第1号から承認第12号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

7) 議案審議

発委第3号 説明、質疑、討論、採決

議案第26号及び議案第27号（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 1号 令和3年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
2. 承認第 1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
3. 承認第 2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
4. 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
5. 承認第 4号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
6. 承認第 5号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
7. 承認第 6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
8. 承認第 7号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告について
9. 承認第 8号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について
10. 承認第 9号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について
11. 承認第10号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について
12. 承認第11号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
13. 承認第12号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
14. 議案第26号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について
15. 議案第27号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和4年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

第2番 横川恒夫議員が療養のため欠席しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和4年3月分、4月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長からふるさと白馬村を応援する基金の運用状況について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和4年5月定例会が5月19日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第3番 切久保達也議員、第4番 加藤ソフィー議員、第5番 尾川耕議員、以上3名を指名いたします。

### △日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和4年第2回白馬村議会定例会会期日程表のとおり

り、本日から6月17日までの10日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月17日までの10日間と決定いたしました。

#### △日程第4 村長挨拶

**議長(太田伸子君)** 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

**村長(下川正剛君)** おはようございます。令和4年第2回白馬村議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

国では、新型コロナウイルス感染症について感染経路が特定できない症例が多数に上がり、かつ急速な増加が確認され、医療提供体制も逼迫するなど、こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には感染症対策に万全を期することが重要と考え、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についてを自治体に通知をし、さらにこの内容を補充するため、改めて留意事項を取りまとめ、平時の事前準備及び災害時の対応の参考とするよう地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言を先月行ったところです。

主な留意事項を挙げると、1つ目は、可能な限り多くの避難所の開設で発災した災害や被災者の状況等によっては避難所の収容人員を考慮しあらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともにホテルや旅館等の活用等も検討をすること。

2つ目は、親戚や友人の家等への避難の検討で、災害時に避難生活が必要な方に対しては避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知をすること。

3つ目は、自宅療養者等の避難の検討で、自宅療養等を行なっている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上、適切な対応を事前に検討すること。

4つ目は、発熱、せき等の症状が出た者のための専用のスペースの確保で、発熱、せき等の症状が出た者は専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。また、症状が出た者の専用のスペースやトイレは一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。

5つ目は、避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合で、新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応について保健福祉部局と十分に連携の上で適切な対応を事前に検討することなどであります。

国土交通省と気象庁は、共同で大雨による洪水発生時など出水期における防災気象情報の伝達方法について改善をし、6月1日からは長期的な大雨の可能性が高まる線状降水帯についての可能性

を半日前から通知をすることとしております。これから迎える梅雨期は、本村の地理的・地形的特性において最も災害が発生しやすい時期であり、実際に災害等の発生に備えた避難所を開設する場合、先ほどの国の助言をクリアするためには、規模的に加え、健康管理に配慮するといった避難所運営は極めて難しい状況下で対応しなければならないこととなります。本村にとって、避難所の設置は限られた施設数であること、その運営も避難所ごとに設置する避難所運営委員会という地域の皆さんにも負担がかかることが大きな課題となり、今後に向けて検討が必要と考えます。

今年度の各種事業の進捗状況を申し上げますが、総務課関係では、5月の17日に令和4年度の当初予算における債務負担行為としてお認めをいただいた白馬村役場庁舎空調設備設置等事業について事後審査型一般競争入札を実施しました。白馬村役場庁舎は、昭和54年に建設をされ、耐震化改修、長寿命化改修といった今後の整備の方針を検討し、順次対策を講じておりますが、空調設備が未整備であり、このため夏季の気温上昇に対する職員の執務環境の向上や体調維持を図ることは喫緊の課題でありました。現在の暖房については灯油を燃料とするボイラーを稼働させており、電気ヒートポンプへの更新を行なうことで温室効果ガスの排出抑制にもつなげるものであります。整備等の期間は、令和5年6月末までの約1年間で、空調設備設置終了箇所から順次稼働することを予定をしております。

また、地域公共交通網形成計画の取組についてであります。白馬村地域公共交通会議委員の任期満了に伴い、先月より新たな公募委員の募集を開始をしたところであります。6月下旬頃を目途に、この公募委員には公共交通会議だけではなく、公共交通検討委員会に入ってくださいことで、本年度初回の公共交通検討委員会を開催をし、網計画の具現化に向けた討議を開始する予定であります。

ゼロカーボンビジョンの取組については、昨年度策定をした基本計画に基づく住民や村内事業者が実践できる行動変容について広報誌でシリーズ化をして周知をするとともに、計画推進のためのハンドブックを作成し、庁内担当課窓口を設置をしたところであります。

また、昨年度設置をした白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会の答申においても示された国の脱炭素先行地域への応募検討については、本村としての取組を加速するため、今年度の申請に向けた準備を進めたいと考えております。先般、国が昨年度募集した第1回目の選考地域の選定結果が公表をされましたが、全国で26件、県内では松本市乗鞍高原エリアが唯一選定をされました。これら選定された地域の提案内容の特徴としては、国の施策に先駆けて従前より脱炭素への機運が高いことや住民や団体の活動、事業者の取組が行政連携とともに既に実践をされていることが選定理由に影響をしているという印象を受けたところであります。こうしたモデル地域の提案も参考にしながら、国事業の積極的な活用を図りたいと考えておりますが、地球温暖化に係る問題に対しては村民一人一人が理解をし行動するといった取組の積み重ねが必要であります。そのため、地域社会全体で地球環境を守るという視点を持って、村民、事業者、行政が総合的に推進

することが何よりも大切だというふうに考えております。

令和3年度一般会計補正予算(第11号)の専決処分報告の主な内容について若干申し上げます。

歳入歳出ともに2,735万5,000円を追加をし、予算総額を69億円といたしました。歳入の村税収入では、出納整理期間を経て現在計数整理をしておりますので、9月の定例会において決算数値としてご報告をさせていただきますが、概要といたしましては、法人村民税、入湯税で大幅な減額となったものの、個人住民税が増額となりましたことから、村税全体としては予算額を確保するところであります。

なお、財政調整基金の繰入れを9,400万円ほどを減額をし、結果といたしましては、令和3年度も前年度に引き続き財政調整基金を取り崩すことなく決算を迎えることができました。

歳出では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業実施が不可能だったものや年度末の精算に伴う予算措置がほとんどであります。中でも、前年度に引き続き財政調整基金を1億3,000万円、義務教育施設整備基金を8,000万円を積むことができ、さらに約10年ぶりに減債基金を3,500万、福祉基金を3,500万円を積むことができました。これらを合わせた基金積立額は2億8,000万円となり、財政調整基金の令和3年度末は10億円を超え、これは令和、平成の過去30年ほどの中では最高額となります。ちなみに、全基金を合わせた総額も同じく過去最高額となります。

詳細な決算につきましては、次回定例会である9月議会において報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

観光課関係では、新型コロナウイルス感染症の影響が続いた2021、22シーズンの状況について、まず報告をさせていただきますが。

白馬村内4スキー場の利用者数は69万1,000人で、前年比は133%、前々年比では80%となりました。まとまった降雪のあった11月下旬からゴールデンウィークまで安定したコンディションを提供することができたこと、そして何より国内観光客が通常レベルまで戻ってきたというシーズンでありました。スキー場関係者の話では、新型コロナウイルス感染症の影響により海外からの観光客の来訪はゼロであったものの、長野県のスキーリフト券の割引事業の効果は大きく、国内観光客の来訪を促進し、客足の回復を押し上げたとのことであります。

次に、ゴールデンウィークの観光動向について報告をさせていただきます。

今年のゴールデンウィークは、曜日回りと天候に比較的恵まれたことに加え、3年ぶりに行動制限がなかったこともあって各所が多くの人出でにぎわいました。主要観光拠点や交通機関によると、利用者数は前年の2倍近くとなり、回復基調を実感しているようでありました。

また、これまで人の動きが活発であった時期の直後には新規感染者数の増加が見られることがありましたが、ゴールデンウィーク後はその兆候は見られず、ひとまず安心をしたところであります。

国内の感染状況は落ち着いており、行動制限がないことも観光客の回復基調を後押しをしている



という状況と、政府が外国人観光客の受入れを6月10日から再開することを決定したことは、いずれも白馬村の観光にとって明るい材料であります。特に、地域経済の本格的な回復にインバウンドの受入れ再開は重要なポイントでありますので、旅行会社や宿泊事業者が留意すべき点をまとめたガイドライン等の受入れ再開に関する情報を注視をしつつ、関係機関とともに連携をしながら必要な対応を取ってまいります。

令和3年度の繰越事業であります第6波対応事業者特別支援金事業の実施状況についてですが、3月の25日から5月20日までの約2か月間で受け付けた申請は459件で、これまでに402件、3,735万円の支援金の交付を決定し、支給が完了しております。

申請を業種別に見ると、宿泊業が最も多く約半数を占めており、飲食業は約2割となっております。また、売上減少率の平均は66%であり、第6波の到来により宿泊業や飲食業を中心とする村の経済に大きな影響が出たことが分かります。

健康福祉課関係では、北アルプス広域の第8期の介護保険事業計画において計画をしておりますサービス基盤整備について、昨年2月に村内の1事業所から応募があり、休業をしている宿泊施設を改修をし、小規模多機能型居宅介護施設として来年度開所される計画です。小規模多機能型居宅介護は、通所、訪問、宿泊を組み合わせる月額定額制で利用でき、利用者にとって、また大町以南と比較して介護サービスが不足する本村にとってもメリットの高い介護保険施設となっております。今議会において当該施設の整備費用を補助金として補正予算を計上しましたので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

また、新型コロナワクチン3回目の接種状況につきましては、接種者数が5,800人弱で、全人口に対する接種率は約67%、2回目の接種者数に対する接種率は85%となっております。これまで接種機会は十分確保してワクチン接種を進めてまいりましたが、50代以下で接種希望者が少ないため、現在は集団接種、個別接種ともに回数を減らして実施をしているところであります。

4回目の接種は60歳以上の方、基礎疾患のある18歳以上の方を対象に先月の25日から開始できるようになりましたが、本村では60歳以上の対象となる方は最大で3,000人程度と想定をしており、7月中旬頃から8月末にかけて引き続き集団接種と個別接種の併用で3回目の接種日が早い方から順次実施をしてまいる予定であります。

農政課関係では、米の消費量減少等による米価の下落や近年の異常気象による作付への影響が心配されますが、農地基盤整備による水田農業推進とともに園芸作物試験ほ場を県、JA、農家と連携により設置をいたしました。

森林経営管理制度は、広域連携で事業を進めており、4月より県から大町市に森林専門員が派遣をされ事業のスピード化が図られることから、今年の冬にモデル地区である内山地区の森林所有者に意向調査を実施することとし、今議会において対象森林の調査設計業務の補正予算を計上しましたので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

また、北城南部地区のほ場整備事業は、長野県の発注により工事が進められております。ヤマト運輸白馬センター東側の第2工区では工事に遅れがありますが、地権者、耕作者の皆様にご理解をいただき、本年度の作付を行なっております。また、新たにヤマト運輸の白馬センター西側の第3工区が工事発注をされ、トーカン線北側の瑞穂八方口を中心とする第4工区も工事着手となるなど、北城南部地区の工事エリアは全て発注となりました。

姫川水系の犬川に設置予定の小水力の発電施設、電動ゲート遠隔操作システム設置事業は、繰越事業として測量実施設計業務を行なっており、今年度は工事発注を行ない、令和6年からの稼働に向けて現在準備を進めているところであります。

住民課関係では、国が力を入れ進めておりますマイナンバーカードの普及促進については、5月1日現在の白馬村のマイナンバーカード交付率は42.7%となっており、長野県平均よりは4.7ポイント上回っておりますが、全国平均より1.3ポイント下回っている状況であります。マイナポイント第2弾のうちマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録を行った方へのポイント付与の申込みが6月の30日から開始をされます。また、今年度中には住民票と印鑑証明書がコンビニで取得できるよう準備を進めておりますので、マイナンバーカードの利用が拡大することを広報しながら普及促進に努めてまいりたいと思います。

建設課関係では、3月定例会でご審議いただきました土地所有権移転登記手続請求及び妨害排除請求に係わる訴訟案件につきまして議決をいただいてから提訴の準備を進めておりましたところ、その後、相手方から要請を受け数回話し合いの機会を設けました。この中で、諸所の条件について協議を行ったところ、最終的に4月の25日の打合せで双方合意に至り、村道用地取得の目的が立ちましたことから訴訟は行なわない方針といたしましたことをご報告を申し上げるとともに、これまで議員の皆様からも問題解決に向けてご尽力をいただきましたことをこの場をお借りをしてお礼を申し上げるところでございます。

税務課関係では、2月の16日から3月の15日にかけて実施をいたしました住民税、所得税の申告相談におきまして、所得税確定申告における申告データを専用回線を使って税務署へ転送するデータ引継ぎの取組が評価され、この6月の3日に大町税務署長から感謝状を頂きました。今年の申告相談では、約1,650件の相談を受け付け、そのうち所得税確定申告約700件のデータ引継ぎを行ない、申告された皆様に対して添付書類の簡略化や還付金の早期還付につながっております。

令和4年度村税収入の当初予算額は14億3,800万円ですが、5月末時点での課税状況では、固定資産税現年分が当初見込みより約1,700万円の増額の9億2,100万円余り、軽自動車税種別割はほぼ見込みどおりの3,500万円余りの調定を計上をしております。個人村民税につきましては、人口減や新型コロナウイルス感染症感染拡大に起因する外国人の就労者の減少による納税義務者の減少が顕著であり、長期譲渡所得がコロナ禍以前の水準に戻つつあるものの、当初予算に計上した歳入をやや下回るものと見込んでおります。

上下水道課関係では、白馬駅前は無電柱化工事による共同溝施工に際し水道管の移設が必要なことから、今年度は水道本管の布設替えを行ないます。

下水道施設では、耐震化や今後のし尿の投入施設等の計画、施設の老朽化に伴う更新費用の増大が今後見込まれるため、適正な経営を行なうため、ストックマネジメント計画の全体計画策定に着手をし、長期的に施設の状況を予測をしながら計画的かつ効率的に管理をしていく方針であります。

教育委員会教育課関係では、村内の小中学校では予定どおりに入学式が行なわれ新学期が始まっておりますが、今年の入学式も新型コロナウイルスの警戒レベルが上がったことに伴い規模を縮小して行なわれましたが、今年は私も参列をし、新入生に祝辞を送ってまいりました。

4月の11日からは、急激に小学校で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認をされ、学級閉鎖や学校の臨時休業などの措置が取られております。スキーシーズンは20代、30代の若者が多く、児童生徒への感染は少ない傾向でしたが、今回の流行は児童生徒を中心とした拡大で、感染のスピードが非常に早いのが特徴であると報告を受けております。現在、感染は落ち着きを見せており、ほとんどの感染者は療養期間を終えて学校に登校をしております。この5月の28日には、感染対策を施しながら両小学校で運動会が開催をされました。

また、昨年度は中止となりました河津町、太地町との交流も実施をする計画で進めております。感染症により制限される部分ではありますが、児童生徒の学びの場が戻りつつあることを感じるとともに、一日も早い終息を願うものであります。

子育て支援課関係では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代のうち、昨年度の国の給付金の対象外であった大学生等で親元から離れて通学をしている学生に対し、今年度村単独事業として1人当たり5万円を給付をする事業を開始をいたしました。既に受付を開始をして5月から給付を始めております。

また、国では、昨年度に引き続き低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を本年度も実施することとなり、7月の支給に向けて準備中であります。

3歳未満児で保育園に入園できなかった待機児童の解消に向けた取組として、民間の保育事業者による小規模保育事業の設置について、6月に公募を行ない、9月末に保育事業者を決定する予定で進めております。

生涯学習スポーツ課関係では、今年2月に開催をされた北京オリンピックの報告会を先月5月14日に白馬村ゆかりの選手7名をお招きをし、当初ジャンプ競技場で開催を予定していましたが、雨の予報により会場を急遽ウイング21に変更して開催となりました。報告会の冒頭には、陸上自衛隊東部方面音楽隊の協力による吹奏楽演奏も行なわれ、渡部善斗選手への村民栄誉賞、渡部暁斗選手へのスポーツ特別功労賞、ノルディック複合団体への特別賞の授与、選手によるトークショーなど、7大会連続で選手を輩出した白馬村冬季オリンピック報告会となりました。

図書館等複合施設基本計画見直しのための検討委員会を3月末と5月に2回開催をし、候補地を

選定した上で各種検討を進めてまいります。また、官民連携の可能性や在り方について、国土交通省の先導的官民連携支援事業を活用し、専門的な調査を実施する予定であり、今議会において補正予算として計上しておりますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

成人式につきましては、民法改正に伴い成人年齢が18歳に引下げられたことを受け、本年度より名称を20歳の集いとし、20歳、21歳を対象として8月15日に開催をする予定で準備を進めております。

最後に、令和4年度白馬村一般会計補正予算（第2号）について若干説明をさせていただきますが、今回の補正予算は歳入歳出予算総額に7,473万4,000円を追加をして、予算総額を61億191万9,000円とするものです。補正の内容といたしましては、おおむね国庫の支出金や県支出金といった特定の財源のある事業であり、突発的な急を要する事業のみとなっておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

本定例会に提出いたします案件は、報告1件、承認12件、議案2件であります。議案のうち令和4年度一般会計補正予算（第2号）は、おおむね新型コロナウイルス感染症拡大防止や感染拡大の影響を受けている地域経済支援について急務となる事業が主な内容であります。

慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（太田伸子君）** これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第5 報告第1号 令和3年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

**議長（太田伸子君）** 日程第5 報告第1号 令和3年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 報告第1号 令和3年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

令和3年度からの繰越事業は8事業で、事業費とその財源についてご説明いたします。

2款3項戸籍住民基本台帳事業272万8,000円は、全額、国支出金です。

5款1項犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業2,046万円は、県支出金が1,411万7,000円、地方債が570万円、その他として地元分担金23万2,000円、残り41万1,000円が一般財源です。

6款2項新型コロナウイルス感染対策事業7,250万円は、県支出金が6,950万円、一般財

源が300万円です。

7款2項村道改良国庫補助事業2,100万円は、国支出金が1,087万3,000円、地方債が310万円、一般財源が702万7,000円。4項都市計画事業528万円は、国支出金が264万円、残る同額が一般財源です。

8款1項防災事業135万3,000円は、全額一般財源です。

9款1項学校環境整備事業481万6,000円は、国支出金が161万6,000円で、地方債320万円。5項ウイング21維持管理事業518万4,000円は、その他の損害保険料137万5,000円と一般財源が380万9,000円です。

以上の合計額は1億3,332万1,000円となります。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 報告が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で、日程第5 報告第1号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより承認案件の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第6 承認第1号から日程第17 承認第12号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第6 承認第1号から日程第17 承認第12号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**議長（太田伸子君）** 挙手全員です。よって、承認第1号から承認第12号まで委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第6 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

**議長（太田伸子君）** 日程第6 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田中税務課長。

**税務課長（田中克俊君）** 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明をいたします。

本改正につきましては、令和4年度税制改正に伴い地方税法等の一部を改正する法律が令和4年

3月31日に公布されたことにより、4月1日から施行される内容に限って、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

それでは、改正概要を新旧対照表でご説明いたしますので、議案書を3枚おめくりいただきまして新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の1ページ、第34条の7は、個人住民税の寄附金税額控除に関する改正で、経過措置の終了に伴う条文の削除でございます。

2ページ、第48条は、法人村民税に関する改正で、第5項は字句の修正、3ページにかけまして第9項及び第15項は法改正による項ずれの反映でございます。

次に、3ページから4ページにかけまして、第73条の2と第73条の3でございますが、固定資産税課税台帳に記載されている事項について証明書を交付することによって生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は一定の措置を講じた上で交付することができるものとしてございます。

同じく4ページ、附則でございますが、第10条の2、わがまち特例の関係では、第2項の地方税法附則第15条第2項第5号の下水道除外施設の参酌値が「4分の3」から「5分の4」に改正されたのに伴う改正で、第3項から5ページの第16項までは、いずれも法改正による項ずれの反映でございます。

同じく5ページから7ページにかけまして、第10条の3は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正でございます。

7ページ、第12条は、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正でございます。

最後に、8ページ、第20条でございますが、これは税制改正以外の改正で、再掲となる道路運送車両法の法律番号を削除したものでございます。

それでは、議案書を改正条例のところまでお戻りいただきまして、改正条例の2ページ、下段の附則を御覧ください。

この条例は、令和4年4月1日から施行し、第2条では固定資産税に係る経過措置を設けたものでございます。

説明は以上であります。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

**議長(太田伸子君)** 挙手全員です。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

△日程第7 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

**議長(太田伸子君)** 日程第7 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田中税務課長。

**税務課長(田中克俊君)** 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明をいたします。

本改正につきましても、令和4年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとされたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、同条第3項の規定により報告し承認を求めますのでございます。

それでは、主な改正内容をご説明いたしますので、議案書を3ページおめくり頂きまして新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の1ページ、附則第2項、第3項、第4項の改正は、地方税法附則の改正に伴う項ずれによるものでございます。

2ページにかけまして、第6項の改正は、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正であります。

同じく2ページ、第15項の改正は、地方税法附則の改正に伴う項ずれの反映でございます。

議案書のほうは、お戻りいただきまして、改正条例を御覧ください。

改正条例の1ページ、附則でございます。

附則で規定しておりますとおり、この条例は令和4年4月1日から施行したもので、第2項では経過措置を規定したものでございます。

説明は以上であります。

**議長(太田伸子君)** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

△日程第8 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第8 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

令和4年度税制改正において国民健康保険税の課税限度額の引上げが盛り込まれたことに伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行されたこととされたため、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めますのでございます。

新旧対照表2分の1ページを御覧ください。

今回の改正は、被保険者間の保険税負担の公平性の確保と中低所得者層の負担軽減を図るものです。

第2条第2項は、基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円から20万円に改めるものです。

2分の1ページから2分の2ページにかけての第23条についても同様に限度額を改めるものでございます。

なお、介護納付金課税額に係る課税限度額についての改正はありません。

附則第2号につきましては、引用する条を項に改めるものであります。

改め文をお願いいたします。

附則の第1項において、この条例の施行日は令和4年4月1日とし、第2項で適用区分を設けているものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。



討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

**議長(太田伸子君)** 挙手全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

**△日程第9 承認第4号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について**

**議長(太田伸子君)** 日程第9 承認第4号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長(吉田久夫君)** 承認第4号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

本件は条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

この条例の一部改正は、令和3年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、議員の期末手当の支給月数を改定するため所要の改正を行なうものです。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第4条は、期末手当の支給率をこれまで年間3.35月分であったものを0.10月分引下げ3.25月分とするもので、改め文に戻っていただき、附則第1項で、条例の施行日を公布の日としております。同じく附則第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、本来であれば0.10月分の調整のところ、今回はコロナ禍の情勢を鑑み、一般職の職員の令和3年12月の基準額に対する0.15月分の減額支給月数に合わせた一部改正をしたものでございます。

説明は以上です。

**議長(太田伸子君)** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第4号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

ただいまより5分間休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時04分

議長(太田伸子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第10 承認第5号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長(太田伸子君) 日程第10 承認第5号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 承認第5号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

本件は、条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

この条例の一部改正は、承認第4号と同様で、令和3年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行なうものです。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第2条は、期末手当の支給率を、これまで年間3.35月分であったものを0.10月分引き下げ3.25月分とするもので、改め文に戻っていただき、附則第1項で、条例の施行日を公布の日としております。

同じく附則第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、本来であれば0.10月分調整のところ、今回はコロナ禍の情勢を鑑み、一般職の職員の令和3年12月の基準額に対する0.15月分の減額支給月数に合わせた一部改正をしたものです。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第5号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、承認第5号は、報告のとおり承認されました。

△日程第11 承認第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第11 承認第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 承認第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

本件は、条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

この条例の一部改正は、令和3年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠した給与改定をするため、所要の改定を行なうものであります。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第27条は期末手当の支給率を、一般職については、これまで年間2.55月分であったものを、0.15月分引き下げ2.40月分とし、管理職については、これまで年間2.15月分であったものを0.15月分引き下げ2.00月分とするものです。

同条第2項は、再任用職員に関する減額規定となります。

改め文に戻っていただき、附則第1項で条例の施行日を公布の日としております。

同じく、附則第2項では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月の基準額に対する0.15月分をさらに減じた支給月数とする一部改正をしたものでございます。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、承認第6号は、報告のとおり承認されました。

△日程第12 承認第7号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第11号)の専決処分報告について

議長(太田伸子君) 日程第12 承認第7号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第11号)の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長(吉田久夫君) 承認第7号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第11号)の専決処分報告について、ご説明いたします。

令和3年度白馬村一般会計補正予算(第11号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

おめくりをいただき、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,735万5,000円を増額し、歳入歳出予算総額を69億円とするものであります。

この補正予算は、事業費の確定により、不用額等について係数整理をしたものであり、主なものについてご説明をさせていただきます。

中には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業実施が不可能だったものや、削減したものも含んでおります。

10ページ、歳入明細を御覧ください。

1款1項村民税は2,131万8,000円の増額であり、2項固定資産税は1,190万円の増額であります。

11ページ、5項入湯税は、新型コロナウイルス感染症の影響から観光客の減少による615万6,000円の減額です。

2款1項1目自動車重量譲与税は、譲与額の確定による259万7,000円の増額です。

少し飛びまして13ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、326万7,000円の増額で、6款1項1目法人事業税交付金は1,054万円の増額です。

7款1項1目地方消費税交付金は、消費税率の引き上げによる5,183万2,000円の増額です。

8款1項1目環境性能割等交付金は、環境性能割減免延長のため292万3,000円の減額です。

14ページ、10款1項1目地方交付税の1節普通交付税は、新型コロナウイルス感染症対策から普通交付税が追加交付されたことなどにより、9,958万7,000円の増額、2節特別交付税

は除排雪に要する経費が増えたことなどにより、497万3,000円の増額となっております。

15ページ、12款分担金及び負担金関係で、1項4目教育費負担金は、主に学校休業や学級閉鎖などから、給食費負担金が減ったことにより、233万8,000円の減額となっております。

16ページ、13款使用料及び手数料関係で、1項6目教育使用料は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設の貸出しを休止したことなどにより、319万円の減額となっております。

17ページ、14款国庫支出金関係で、1項2目衛生費国庫負担金543万円の増額は、主に新型コロナウイルスワクチン接種負担金が、ワクチン接種に係る接種形態の変更から、補助金が負担金に変わったことなどによるものです。

2項1目民生費国庫補助金395万1,000円の減額は、主に子育て世帯への臨時特別給付金が令和4年度精算、交付となることなどによるものです。

2目衛生費国庫補助金1,289万円の減額は、主に新型コロナワクチン接種事業補助金が、国庫負担金で説明しましたように負担金に変わったことと、冷蔵庫等の備品購入の実績などによるものです。

3目土木費国庫補助金は、降雪量及び除雪稼働時間の増加に伴い、社会資本整備総合交付金が2,292万2,000円の増額となっております。

18ページ、7目総務費国庫補助金4,358万6,000円の減額は、主に非課税世帯等臨時給付金が、先ほどの子育て世帯への臨時特別給付金と同様、令和4年度での精算交付となることによるものです。

19ページ、15款県支出金関係、2項2目民生費県補助金807万6,000円の減額は、主に子ども子育て支援事業交付金が国庫補助金の補助率増加に伴い、県補助金の補助率が減収になったことなどによるものです。

20ページ、4目農林水産業費県補助金308万1,000円の減額は、主に多面的機能支払交付金の事業規模縮小などによるものです。

8目土木費県補助金313万5,000円の減額は、主に菅沢の県単河畔林整備工事の精算などによるものです。

10目商工費県補助金は、特別警報Ⅱ発出市町村等事業者支援交付金が、地域活性化キャンペーン、paypayの精算により289万4,000円の減額です。

21ページ、16款財産収入関係で、1項1目財産貸付収入452万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、指定管理者の収入が減少したことから、指定管理者対象施設貸付収入を減額したことなどによるものです。

22ページ、17款寄附金関係で、1項1目一般寄附金2,049万9,000円の増額は、主にふるさと白馬村を応援する寄附金が増えたことなどによるものです。なお、ふるさと白馬村を応援

する寄附金の総額は、1万5,649件で5億2,077万7,018円のご寄附を頂いており、令和2年度と比較しますと、1億2,400万円ほど増えております。

18款繰入金関係で、1項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金を9,397万4,000円減額し、繰入額をなしとします。

2目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金は、基金を充当する事業費の確定により、2,653万円の減額であります。

4目福祉基金繰入金も450万円減額し、繰入額をなしとします。

23ページから25ページにかけて、20款諸収入関係で、1項1目延滞金は、村税延滞金徴収額が増えたことにより、334万4,000円の増額です。

5項1目雑入909万6,000円の減額は、主に7細節消防団員退職報償金が想定より退団者が少なかったことによる267万円の減額と、24ページ、15細節損害保険料が、天狗山荘の雪害、落雷による送金が令和4年度になるため、632万2,000円の減額などによるものです。

25ページ、21款村債関係は事業債の確定による減額であります。

次に、26ページから歳出明細になりますが、歳出につきましては、金額については省略をし、事業ごとの主な増減理由について説明をさせていただきます。

1款1項1目議会事務事業は、主に事務局職員自ら委員会などの反訳作成による会議録反訳委託料などの減額によるものです。

26ページから27ページにかけて、2款1項1目一般管理事業は、主に会計年度任用職員報酬や職員手当などの人件費の減額によるものです。

2目財産管理事業は、主に庁舎改修修繕工事費の対象工事箇所の変更による減額です。

28ページ、6目ふるさと納税事業は、主に寄附金額の確定から、返礼業務委託料の減額などによるものです。

29ページ、同じく白馬高校支援事業は、主に地方創生推進交付金の交付により、白馬山麓事務組合等負担金の減額などによるものです。

移住交流集落支援事業は、主に新型コロナウイルス感染症の影響から、広域連携推進事業が実施できなかったことなどによる負担金の減額となります。

30ページ、同じく非課税世帯等臨時給付金事業は、給付申請期間の延長に伴い、令和4年度も引き続き事業を実施するため、令和3年度は減額するものです。

灯油費等給付金事業は、対象世帯の減と給付率91%による大幅な減額です。

7目会計管理事業は、歳入処理に係る口座振替手数料の精算による減額です。

31ページ、2項1目税務総務事業は、職員手当や職員共済組合負担金といった人件費の減額によるものです。

少し飛びまして35ページを御覧ください。

7項4目ナショナルトレーニングセンター事業は、新型コロナウイルス感染対策による事業の縮小による減額です。

35ページから36ページにかかけまして、3款1項1目社会福祉総務事業は、主に平成22年度以来10年ぶりに福祉基金を積み立てるため大幅に増額するものです。

2目老人福祉事業は、主に措置対象者1名が外れ、老人福祉施設措置費が減額となったことなどによるものです。

37ページ、同じく高齢者移動支援事業は、65歳以上の新型コロナワクチン接種者を対象に乗車を配付したわけですが、接種時期などにより利用者が少なかったため減額するものです。

37ページから38ページにかかけまして、3目心身障害者福祉事業は、給付費確定による自立支援給付費や児童福祉給付費の減額が主なものです。

39ページ、6目住民国保事業は、国民健康保険特別会計繰出金額の確定による減額で、後期高齢者医療事業も主に療養給付費負担金の額の確定による減額です。

39ページから40ページにかかけまして、7目福祉医療給付事業も医療給付費が確定したことによる減額です。

41ページ、2項1目児童手当等給付事業は、主に施設型保育給付費の処遇改善加算が見込みより少なかったことと、施設等利用給付費が当初見込みより利用者が少なかったことなどによる減額です。

子育て世代臨時特別給付金事業は、給付申請期間の延長に伴い、令和4年度も引き続き事業を実施するため、令和3年度は減額するものです。

42ページ、同じく子育て支援事業は、主に北アルプス広域連合負担金が、当初は子ども子育て支援交付金事業を各市町村で予算計上の予定でしたが、大町市で一括計上に変更となったことによる減額です。

43ページ、3目しろうま保育園運営事業は、主に会計年度任用職員報酬や職員手当など、人件費の減額によるものです。

45ページを御覧ください。

4款1項2目保健予防事業は、主に3回目の新型コロナウイルスワクチン接種希望者が想定より少なかったことなどによる大幅な減額です。

46ページ、4目母子健康事業は、主に新型コロナウイルス感染症を考慮して、病院等での受診者が減り、村主催での受診者が増えたことから、健診等委託料の減額などによるものです。

47ページ、2項1目塵芥処理事業は、主に最終処分場への埋立処理手数料で、令和元年度と2年度の平均で予算計上をいたしました。令和3年度の実績が減ったことによる一般廃棄物処理手数料の減額などによるものです。

飛びまして49ページを御覧ください。

5款1項4目多面的機能支払交付金事業は、歳入でもご説明いたしましたが、事業規模縮小などによる減額です。

少し飛びまして、51ページを御覧ください。

6款1項3目21観光戦略事業は、主に白馬村観光局負担金の精算に伴う不用額を減額したため、大幅な減額であります。

52ページから53ページにかけて、2項1目新型コロナウイルス感染対策事業は、主に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による国の無利子貸付件数が増え、想定していたほど県制度資金の利用者がいなかったことから、信用保証協会保証料補給事業負担金の減額などによる大幅な減額です。

53ページ、7款1項1目土木総務事業は、主に無電柱化工事の精算による県単事業負担金の減額などによるものです。

54ページ、2項2目除雪事業は、排雪の委託業務まで終了し、事業精算に伴う減額です。

55ページ、3項1目河川総務事業は、主に、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、菅沢の県単河畔林整備工事費の精算による減額などによるものです。

56ページ、8款1項1目非常備消防事業は、主に消防団員報酬が新型コロナ感染拡大防止の観点から、行事の中止による消防団員報酬の減額などによるものです。

少し飛びまして、58ページを御覧ください。

9款1項2目教育委員会事務局一般事業は、主に令和2年度に引き続き、義務教育施設整備基金を積み立てるため大幅に増額するものです。これにより、令和3年度末の基金残高は1億2,600万円ほどになります。

少し飛びまして、63ページから64ページを御覧ください。

5項3目学校給食センター事業は、先ほど歳入でも説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対策から、学校休業や学級閉鎖などによる賄材料費の減額によるものです。

65ページ、12款1項1目財政調整基金事業は、令和2年度に引き続き、財政調整基金を積み立てるため大幅に増額するものです。これにより、令和3年度末の基金残高は10億5,600万円ほどになります。

2目減債基金事業も、平成21年度以来、約10年ぶりに減債基金を積み立てるため大幅に増額するものです。

65ページから66ページにかけて、3目ふるさと納税基金事業は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の実績と、これにより寄附金からふるさと納税事業に充当する手数料分の特定財源が減ったため、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金を増額するものです。これにより、令和3年度末の基金残高は6億5,300万円ほどになります。

66ページ、5目ふるさと白馬ひとづくり基金事業は、企業版ふるさと納税の地域再生計画を更



新したことにより、基金積立て方法が変更となったため、寄附金の予算額を減額するものです。

お戻りいただき7ページを御覧ください。

第2表の地方債の補正につきましては、事業債の確定などによるもので、限度額の変更は御覧のとおりです。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第10番加藤亮輔議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 10番加藤亮輔です。まずは、今ちょっとページ数で言いますけど、30ページの一番上段に書いてあります非課税世帯等臨時給付金事業、これが事業のうちの一番最後の給付金がね1,260万円減額になってます。それと、その下の灯油費等給付金事業の最後のとこの給付金が456万円減額になってます。それと、ちょっとページを飛びまして、41ページの一番下にあたりますけど、臨時特別給付金、子育て支援臨時給付金事業の中の臨時給付金が340万円減額になってます。これについて、当初利用人数など計算して、それで予算額を決めたと思うんですけども、実際の人数、支給人数とか、上の2つの非課税世帯臨時給付金、これは世帯ごとの1世帯10万円というやり方やられてますから、世帯の数、実際に支給した人数及び世帯の数をちょっと伺います。

それから、もう一つ、ちょっと飛びまして、58ページの義務教育施設整備基金積立金として8,000万円計上されてます。去年に引き続いてという報告がありました。その基金の積立てが今年で1億2,000万円なにがしになったという報告もありましたけど、この積立ての目的はどういう目的なのか、その大きく2点質問します。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** それでは、ページ30ページの2つの項目につきましては、総務課所管事項になりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、どの項目も当初の予定数というのは、予算審議の折にご説明をさせていただいておりますが、本日改めてご質問をいただきましたので、改めてご説明をさせていただきます。

まず、1つ目、非課税世帯臨時給付金1,260万円の減額についてです。まず、当初利用予定世帯数ですが、住民税非課税世帯臨時特別給付金とは、閣議決定におけるコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として位置づけられた国の給付金で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で速やかに生活暮らしの支援を行なう観点から、1世帯10万円を支給することとした給付金事業です。村では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱で定めた基準日、令和3年12月10日時点での住民基本台帳登録者数のうち、該当となる世帯数の概数を算定をし、当初補正予算で計上した1億500万円分、いわゆる1,050世帯を当初の支給見込みの世帯数としております。なお、このうち支給世帯数は924世帯ということであります。

次、支給人数、支給世帯数減少の理由ですが、令和3年3月末時点の支給実績は、ただいま申しあげました9,240世帯、9,240万円になります。対象世帯数の概数を算定して予算立てはしていたものの、実際の対象世帯数は、住民記録上の差異や非課税世帯の概数算定の差異が生じたことが主な要因だと考えております。

ただし、家計急変世帯、いわゆる感染症の影響で収入が減少し、世帯員全員が住民税非課税相当となった世帯などは、本年9月の30日までの申請が可能となっておりますので、この方に、この世帯については、令和4年度中も若干申請はあるものというふうに見込んでおりますので、令和4年度でも予算立てはしているというご理解をいただければと思います。

次に、灯油等の給付金についてでございます。当初利用の予定世帯数については、同様に実施要綱というもので定めた1世帯当たりの給付額は1万円ですので、当初補正予算で計上した3,961万円分、3,961世帯が当初の支給見込み世帯とし、実際の支給世帯数は3,505世帯となります。

この世帯数減少の理由ですが、要綱で定めた給付対象者の基準日である令和3年12月1日時点の住民基本台帳の登録者数との差異があるほか、対象者であっても、所得税法上の扶養親族のみからなる世帯というものは、要綱上給付対象外としたことが要因というふうに考えております。

答弁については、以上です。

**議長（太田伸子君）** 下川子育て支援課長。

**子育て支援課長（下川浩毅君）** すみません。予算書41ページの子育て世帯臨時特別給付金事業の臨時特別給付金の減額についてのご質問でございますが、まず、当初予算の計上の対象児童数でございますが、1,151人を計上してございます。3年度に実際に支給になった児童数につきましては、1,117名となっております。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 横川教育課長。

**教育課長（横川辰彦君）** それでは、58ページの義務教育施設整備基金の積立金についてのご質問であります。

この積立金につきましては、白馬村義務教育施設整備基金条例というものを設けて基金を設けているものでありますけれども、その条例の第1条に、白馬村義務教育施設の老朽校舎、体育館及びプール等の改築または大規模修繕に要する経費に充てるためとされておりますので、答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 加藤です。人数と、それから、総務課長のほうから減少の理由なども併せて答弁いただきまして、どうもありがとうございます。

それで、1つちょっと気になるのは、先ほど課長からも報告があったように、家計急変世帯とか、それから、申請がこれ1月1日までの申請の方は申請が必要なく支給されたが、1月2日以降に転

入してきた世帯については、申請せねばいけないというふうになってたと思うんですけど、その辺の、要は広報がうまくいって、その辺の方がうまく支給できたかどうか。支給できなかった方の中に、こういう家計急変世帯とか、1月2日以降の転入世帯が、どっちかというとならば多いとか、そういう傾向はあったのかないのか、その辺を一つ。

それから、もう一つは、義務教育のほうなんですけど、ちょっとうかつに条例を私、熟読していませんでしたもので大変失礼します。

それで、この事業について、今年は8,000万円積み立てたと。来年もそういう5,000万円とか8,000万円とか、そういうお金を積み立てる方向なのか。それとも、その時々の方々の会計の帳尻合わせで何百万円というときもあるというような感じなのか。方向性としたらどのような感じなのか、その2点お願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 1点目の家計急変世帯の関係ですけれども、私、記憶でいくと、当初は家計急変というのは、国の制度の中には入っていなかったと思います。途中から追加となっていましたので、本来、3月までの交付というのが家計急変世帯を救済するために、本年9月まで延びたという認識でおります。

実際に内容がどうなのかというのは、私も手続全てを把握しているわけではございませんので、当然のことながら、プッシュ型のものであったり、申請が来れば、それは、しっかりと指導するというのが当然だと思いますので、ちょっと傾向がどうなのかと言われると、この場での答弁はちょっとできないということでご理解いただければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 義務教育施設整備基金のほう、財政の関係もあるんで、私のほうから答弁させていただきます。

今後も継続するかということではありますが、3月の予算委員会でも、義務教育施設整備基金については、慢性的に経費がかかる積立金であるので、特定目的基金の中では最優先で積んでいきたいということは申し上げたような気がしております。ということで、令和4年度も当初予算に既にもう予算計上しておりますので、その意気込みはあるということです。ただ、規模については、財政状況の関係で、なるべく積みたいけれども積めない年もあるだろうということでご認識ください。積んでいきたい気持ちは大変あります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。よろしいですか。

他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第7号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第11号)の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(太田伸子君)** 起立全員です。よって、承認第7号は、報告のとおり承認されました。

**△日程第13 承認第8号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告について**

**議長(太田伸子君)** 日程第13 承認第8号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。太田住民課長。

**住民課長(太田洋一君)** 承認第8号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告についてご説明いたします。

令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるところでございます。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,852万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,653万9,000円とするものでございます。

この補正予算は、事業の確定により、不用額等についての係数整理及び財源の組み替えを行なったもので、主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入明細を御覧ください。

1款国民健康保険税は349万1,000円を増額し、補正後の予算額は2億2,485万4,000円で、これは徴収実績を反映したものでございます。

2款1項国庫補助金110万9,000円を増額は、1目災害臨時特例補助金が108万8,000円を増額で、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国保税の減免に要する費用に対する財政支援です。

3目事業補助金2万1,000円を増額は、社会保障・税番号制システム整備事業として、マイナンバーカードの健康保険証利用に係るリーフレット作成に対する補助金であります。

7ページを御覧ください。

3款1項県補助金3,609万円の減額は、県からの交付金の確定により、普通交付金が

3,604万円の減額、特別交付金は4つの項目の合計で5万円の減額です。

5款1項一般会計繰入金は、226万9,000円の減額です。

8ページを御覧ください。

2項基金繰入金は476万円を減額し、基金繰入金を800万円とするものです。

7款1項1目一般被保険者延滞金は、徴収実績により54万円を増額するものであります。

続きまして、10ページを御覧ください。

歳出明細についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、主に職員の手当の減額です。

2項1目賦課徴税費は、主に税改正等対応に係る電算委託料の減額です。

11ページ下段から15ページにかけての2款保険給付費は、いずれも給付の実績による減額です。

12ページ、1項療養給付費と療養費は、合計で3,297万5,000円の減額、13ページ、2項高額療養費は256万円の減額、14ページ、4項1目出産育児一時金は85万円の減額です。

15ページ中段、8項傷病手当金は1万5,000円の増額で18人に給付をしております。

16ページから17ページにかけて、4款第1項1目特定健康診査等事業569万円の減額は、主に事業確定に伴う特定健診委託料の減額、17ページの2項1目疾病予防費175万円の減額は、主に事業確定に伴う若年健診委託料の減額、人間ドック補助金の実績による75万円の減額などであります。

18ページ、5款第1項基金積立金778万4,000円の増額は、令和2年度から令和3年度への繰越金の2分の1から地方財政法施行令に基づき控除した額を財政調整基金に積み立てるための増額です。

6款諸支出金、19ページの7款予備費は、実績により不用額を減額するものであります。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。承認第8号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第8号は、報告のとおり承認されました。

△日程第14 承認第9号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第14 承認第9号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 承認第9号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてご説明いたします。

令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとでございます。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億325万9,000円とするものです。

この補正予算は事業の確定により不用額等について計数整理をしたもので、主なものについてご説明いたします。

5ページの歳入明細を御覧ください。

1款後期高齢者保険料は徴収実績により35万3,000円を増額、3款1項1目一般会計繰入金 は事業確定により7万円の減額。

6ページを御覧ください。

5款諸収入は、実績により13万2,000円を減額するものであります。

続きまして、7ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項総務管理費は24万6,000円の減額で、1目徴収費は不用額の減額、2目保険事業費 は、実績による人間ドック補助金の減額です。

2款1項広域連合負担金61万1,000円の増額は、保険料の徴収実績により、長野県後期高齢者医療広域連合へ支払う保険料等負担金であります。

3款1項過年度還付金、8ページの4款予備費は、不用額をそれぞれ減額するものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。承認第9号 令和3年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、承認第9号は、報告のとおり承認されました。

△日程第15 承認第10号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
の専決処分報告について

議長（太田伸子君） 日程第15 承認第10号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長（関口久人君） 承認第10号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について説明申し上げます。

令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ407万3,000円にするものでございます。

この補正予算は、事業の確定により不用額等について計数整理をしたものでございます。

5ページの歳入明細を御覧ください。

1款1項1目使用料を1万円減額し、2款1項1目一般会計繰入金を46万6,000円の減額をするものです。

6ページの歳出明細を御覧ください。

1款1項1目一般管理費、2目施設管理維持費、2款1項2目利子につきましては、合計で47万6,000円の減額となるものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。承認第10号 令和3年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成

の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、承認第10号は、報告のとおり承認されました。

△日程第16 承認第11号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)の専決処分報告について

議長(太田伸子君) 日程第16 承認第11号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。関口上下水道課長。

上下水道課長(関口久人君) 承認第11号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)の専決処分報告について説明申し上げます。

令和3年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)について、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

この会計につきましても、事業費の確定により不用額について計数整理したものでございます。1枚おめくりください。

2条として、令和3年度白馬村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額については、収入では、1款水道事業収益に169万7,000円を追加し、3億1,317万6,000円とします。

収益的支出では、1款水道事業費用として623万2,000円の減額で、2億4,933万2,000円とします。

3条として、予算第4条の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8,765万1,000円に改め、資本的収入の1款1項負担金を32万2,000円減額し、資本的支出の1款1項建設改良費を507万円減額するものでございます。

1枚おめくりください。

4条として、予算第6条に定めました経費のうち、職員給与費を64万9,000円減額するものです。

内訳につきまして、主なものをご説明しますので、次のページを御覧ください。

収益的収入の1款1項営業収益3目その他営業収益として、加入分担金等が170万円の増額です。

1枚おめくりください。

収益的支出は、事業費の確定に伴う不用額及び未執行額を減額するものです。

次のページは、収益的収入、1款1項2目工事負担金33万2,000円の増額は、実績に基づく増額となっております。

資本的支出、1款1項1目配水設備工事費198万7,000円の減額及び2目営業施設費



308万3,000円の減額は、事業費の確定により不用額及び未執行額を減額するものでございます。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。承認第11号 令和3年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（太田伸子君）** 起立全員です。よって、承認第11号は、報告のとおり承認されました。

**△日程第17 承認第12号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分報告について**

**議長（太田伸子君）** 日程第17 承認第12号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。説明を求めます。関口上下水道課長。

**上下水道課長（関口久人君）** 承認第12号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分報告について説明申し上げます。

令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

この会計につきましても、事業費の確定により不用額について端数整理したものでございます。

1枚おめくりください。

第2条として、令和3年度白馬村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入では、1款下水道事業収益に95万6,000円を追加し、5億2,278万8,000円とします。

収益的支出では、1款下水道事業費用として874万5,000円の減額で、4億9,692万4,000円とします。

第3条として、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億2,091万3,000円に改め、予定額を補正するもので、資本的支出の1款1項建設改良費を140万1,000円減額するものです。

内訳について、主なものをご説明いたしますので、1枚おめくりください。

1款2項営業外収益として、固定資産等を精査し、上記前受金戻入を95万6,000円が増額となります。

支出の主なものは、1款1項営業費用の2目処理場費委託料304万円余りの減額は脱水汚泥処理委託料で、他の減額も事業費の確定により不用額及び未執行額を減額するものです。

最終ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について、資本的支出についても、事業費の確定により不用額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行います。承認第12号 令和3年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（太田伸子君）** 起立全員です。よって、承認第12号は、報告のとおり承認されました。

次に、発委の審議に入ります。

**△日程第18 発委第3号 白馬村議会基本条例の一部を改正する条例について**

**議長（太田伸子君）** 日程第18 発委第3号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託をせず、質疑、討論、採決をすることにいたします。

日程第18 発委第3号 白馬村議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。第7番太谷修助議会運営委員長。

**議会運営委員長（太谷修助君）** 発委第3号 白馬村議会基本条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

今回の改正は、条例施行から1期4年を経て、これを一区切りとして、第30条の規定に基づく検証を1年をかけて行ない、この中から第9条を見直すべきとの意見が大多数となったことから、改正に着手し、改正案の意見公募の実施を経て、第9条について改正を行なうものです。

2枚目裏面の新旧対照表を御覧ください。

第9条の条見出しの改正は、改正前の意見交換は広聴活動の一つであることから、広聴活動に改

めるもので、第1項の改正は、改正前は意見交換会を年に1回以上開催する、のみの規定であったことから、広聴活動の内容を広くして、第1号から第3号に規定し、これを毎年度1つ以上実施するとするものです。

第2項の改正は、第1項にも規定し直した広聴活動の一つである意見交換会に、これと同意語ながら、一般的に多く使われる表現である「懇談会」を追加するもので、第3項の改正は、文言の改正に加え、村民意見を把握する手段として、「ホームページ」、「SNS等」のインターネットを活用する手法を追加するものです。

表の改め文にお戻りいただきまして、附則として、施行日を公布の日とするものです。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第3号 白馬村議会基本条例の一部を改正する条例についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多 数 挙 手）

**議長（太田伸子君）** 挙手多数です。よって、発意第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案の審議に入ります。

#### △日程第19 議案第26号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について

**議長（太田伸子君）** 日程第19 議案第26号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。田中税務課長。

**税務課長（田中克俊君）** 議案第26号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本条例につきましては、令和4年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたのに伴い、これに関連する白馬村税条例及び白馬村税条例等の一部を改正する条例の一部改正をしたいものでございます。

なお、令和4年4月1日施行分につきましては、先ほど承認第1号でお認めいただきましたとおり、先行して改正したものでございます。

それでは、主な改正内容を、新旧対照表でご説明いたしますので、議案書を4枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

25分の1ページ、まず、第1条は、白馬村税条例の一部改正でございます。

第18条の4の改正は、DV被害者等の住所の取扱いを踏まえた対応によるもので、市町村が証明書の交付等をする際、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載しなければならないこととする改正で、施行日は令和3年法律第24号民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行日、すなわち令和6年4月1日であります。

次に、第33条第4項から、3ページの第34条の9の改正は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を、現行制度におきましては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能になっておりますけれども、金融所得課税は、所得税と個人住民税を一体のものとして設計されてきたことを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるための改正で、施行日は令和6年1月1日であります。

次に、4ページ、第36条の2から、5ページ、第36条の3の改正は、個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備でございまして、公的年金等控除額の算出においては、個人住民税における他の仕組みと同様に、現年分離課税される退職所得を含まない合計所得金額を用いることとする改正で、施行日は令和6年1月1日でございます。

また、第36条の3の2と、6ページ、第36条の3の3の改正は、配偶者等が退職手当等を有する場合、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等に明記させるための改正で、施行日は令和5年1月1日でございます。

次に、8ページ、第73条の2及び第73条の3の改正は、DV被害者等の住所の取扱いを踏まえたもので、第18条の4の改正と同様に令和6年4月1日に施行でございます。

次に、附則に入りまして、第7条の3の2の改正は住宅ローン控除の適用期限の延長と控除限度額の改正で、施行日は令和5年1月1日でございます。

9ページ、第16条の3の改正は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を一致させるための改正、10ページ、第17条の2の改正は、法改正による引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。

次に、第19条の9から12ページの第19条の10の改正は、申告方式の選択に係る規定の整備で、外国居住者等所得相互免除法及び租税条約等実施特例法の改正に伴うもので、施行日は令和6年1月1日でございます。

次に、14ページ、第20条の2から18ページ、第20条の3の改正は、重複しておりました条文を削るための改正でございます。

少々飛びます。23ページ、第25条及び第26条の改正は、住宅ローン控除の延長、見直しに伴う改正で、施行日は令和5年1月1日でございます。

最後に25ページ、第2条による改正は、令和3年3月31日に公布いたしました白馬村税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、村民税に係る経過措置について、規定の整備をするための改正で、令和6年1月1日の施行でございます。

それでは、議案書を、ずっとお戻りいただきまして、改正条例の6分の4ページを御覧ください。

附則でございますが、第1条で施行期日を規定しており、それぞれ公布の日、令和5年1月1日、令和6年1月1日、令和6年4月1日としております。

また、5ページでは、第2条で納税証明書に関する経過措置、第3条で村民税に係る経過措置、6ページでは、第4条で固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

説明は以上であります。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第20 議案第27号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第2号）

**議長（太田伸子君）** 日程第20 議案第27号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 議案第27号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,473万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億191万9,000円とするものであります。

5ページ、歳入明細を御覧ください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

14款2項1目民生費国庫補助金1,456万円の増額は、新型コロナウイルス感染症による低所得子育て世帯に給付金を支給するための子育て世帯生活支援特別給付金などによるものです。

4目教育費国庫補助金1,300万円の増額は、図書館等複合施設の官民連携手法の導入について検討するための先導的官民連携支援事業補助金です。

15款2項2目民生費県補助金4,223万6,000円の増額は、北アルプス広域連合で募集していた小規模多機能型居宅介護事業所の創設に対する地域医療介護総合確保基金事業補助金などによるものです。

18款1項26目森林整備基金繰入金352万円の増額は、森林整備事業を進めるための財源として当該基金を繰入れるものです。

6ページを御覧ください。

20款5項1目雑入61万6,000円の増額は、白馬中学校の窓ガラス破損に対する損害保険料です。

7ページ、歳出明細を御覧ください。

主な事業について説明をさせていただきます。

3款1項4目社会福祉施設事業4,172万4,000円の増額は、先ほど県補助金で説明をいた

しました第8期介護保険事業計画で募集をしていた小規模多機能型居宅介護事業所の創設に対する地域医療介護総合確保基金事業補助金です。

2項1目児童手当等給付事業96万1,000円の増額は、新型コロナウイルスの最前線で働いている保育士や幼稚園教諭などを対象に賃上げ効果が期待される取組を継続的に行なうことを前提とする処遇改善臨時特例交付金です。

同じく子育て世帯生活支援特別給付金事業1,360万円の増額は、先ほど国庫補助金で説明をいたしました新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行なう観点から、令和3年度に引き続き給付金を支給するための事業です。児童1人当たり5万円を生活支援特別給付金として支給し、事業費並びに事務費については全額国庫負担となっております。

8ページを御覧ください。

5款2項1目森林経営管理制度推進事業352万円の増額は、先ほど基金繰入金で説明をいたしました国の森林経営管理制度のモデル地区である内山地区で具体的な森林整備事業を進めるための森林経営管理事業対策森林調査設計委託料です。

9款3項1目中学校管理事業61万7,000円の増額は、先ほど損害保険料で説明いたしました白馬中学校教室の窓ガラス破損による修繕費です。

9ページを御覧ください。

9款4項3目図書館事業1,323万7,000円の増額は、先ほど国庫補助金で説明をいたしました図書館等複合施設の官民連携手法の導入について検討するための図書館等複合施設官民連携調査委託料などによるものです。

4目文化財保護事業56万3,000円の増額は、白馬連山氷河調査のガバメントクラウドファンディングに関するふるさと納税返礼品と返礼委託料になります。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第8番津滝俊幸議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 8番津滝俊幸です。9ページ、歳出9ページ、9款4項社会教育費、3目の図書館費、図書館事業費、図書館等複合施設官民連携調査委託料の1,300万円についてお伺いいたします。

以前に図書館事業において同様の調査費を予算化し調査委託しました。今回は、財源は国からの全額補助であります。何を調査しどのように利用していくか、また不動産鑑定料も計上しております。候補地は決定したのかお伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君）** 津滝議員からの議案第27号 補正予算（第2号）への質疑

についてお答えします。

平成30年度に基本構想の策定業務としまして約480万円、令和元年度に基本計画策定業務としまして約600万円を支出しております。そのまま予算計上せず、民間企業へのサウンディング調査など各種検討を実施してまいりましたが、今回の官民連携調査の委託は、これまでとは違った新たな調査となります。

白馬村では、平成29年にPPP・PFI手法導入優先的検討規定を定めており、複合化や集約化を伴う施設整備について、事業費が約10億円以上となる場合は、官民連携手法を優先的に検討することとなっております。

しかしながら、これまでの検討において、専門的な調査を実施していなかったことから、調査費用の全額が国庫補助となる国土交通省の先導的官民連携支援事業に応募したところ、4月終わりに採択されたため、今年度において専門的な調査等を実施したいと考えております。

これまでのサウンディング調査等において、白馬村図書館等複合施設に対して興味を持っている事業者が複数いることは確認しておりますが、今回の図書館等複合施設官民連携調査においては、地域住民や事業者を対象としました官民連携の勉強会や対話づくり、それから施設整備ですとか施設の維持管理の運営の在り方の検討比較、さらに、民間資金や交付金、補助金等を含めた資金調達に関する検討、その他事業推進に必要な検討を進めてまいり予定でございます。

調査結果につきましては、検討委員会の検討状況とあわせ、基本計画の見直しに盛り込み、今後の事業の方針を明らかにしてまいります。

建設地につきましては、優先地としまして、価格の協議を進めるために必要なため不動産鑑定を行なうものであります。現時点では、子育て支援ルームの敷地に加え、西側の農地も活用する形で検討しておりますが、地権者との協議が成立し難い場合には、別の場所で改めて検討することとなります。

以上でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 今、課長のほうから、基本構想480万、計画に約600万、合わせて約1,000万円支出しています。このときに調査報告された内容は、今回、どのような形で生かしていくのかお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君）** 基本構想、それから基本構想を基にしました基本計画、その基本構想につきましては、行なったことというのは、各種の意見の聴取、住民からのアンケートですとかワークショップを実施いたしました。その基本構想におきましては、図書館複合施設の基本的な方針を定めました。

さらに、その基本構想をベースに基本計画というものをつくったわけでありまして、基本

計画におきましては、図書館等複合施設の基本方針、施設整備の基本方針ですとか具体的な施設の機能、図書館の機能、それから子育て支援についての機能というものを決めてまいりました。

その基本構想につきまして、その場所について、今回見直しを行なうわけでありますけれども、場所を中心に、その他機能についての見直しを行なうわけでありますけれども、一番はその場所の見直しを行なうということ、それからまた、官民連携ですとか、その他施設の機能についての見直しを行なう、それを年度末までに新たな基本計画の見直しという形で、全計画を生かしながら見直しをしていきたいというそういう形で進めております。

以上であります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 白馬駅にですね、官民連携による図書館複合施設を計画いたしました。多くの村民や陳情書の提出、さらには議会からの、候補地は不相当と判断され、今回、再検討となっております。

白馬村図書館等複合施設検討委員会、再度設置しまして、基本計画の見直しを現在行なっていて、2回ほど行われていますが、議会からは、これ予算のときにも言ってますし、それから候補地の検討のときにも言っていますが、喫緊の課題としては、図書館よりも老朽化した子育て支援ルームを早期に建て直すよう要望しています。このことについて、検討委員会では承知され、常にその議論の俎上に上がっているかどうか、お伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君）** 図書館等複合施設につきましては、検討委員会の中では、その複合化のメリットということについて討論してございます。

複合化のメリットというのは、財政的なメリットですとか利用者の相乗効果その他があるということでありますけれども、それぞれの施設の機能、目的というものはあるということは認識しておりますけれども、複合化することにより、建設、それから建物の管理ですとか、あと人、人件費的なことですね相乗効果、そういったものが得られると。あと利用者の相乗効果というものも当然ありまして、今までの施設というのは、建物というのは、割とその施設の機能に、機能的なものを求めるというのが多かったというふうに認識しております。図書館であれば図書館の機能、子育て支援であれば子育て支援、そういったものの機能を追求していた。今回は、その複合化することにより本当に多目的な、交流ですとか居場所づくり、空間といったものに、例えて言うなら、1足す1が5になるような相乗効果により、新たなものもまた見えてくるということで考えております。

検討委員会におきましては、そのような複合化することのメリットということで検討を進めているということでございます。

以上であります。

**議長（太田伸子君）** 他に質疑はありませんか。



(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号、議案第27号については、お手元に配付いたしました令和4年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、議案第26号、議案第27号は、常任委員会等付託書のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本定例会1日目の議事日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月9日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、明日6月9日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 0時36分



令和4年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和4年6月9日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

## 令和4年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和4年6月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第2番 横川恒夫

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより、令和4年第2回白馬村議会定例会2日目の会議を開きます。

第2番横川恒夫議員が、療養のため欠席しております。

## 2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は、通告された方のうち4名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 皆さん、おはようございます。10番、日本共産党加藤亮輔です。

6月議会最初の質問者として、質問の前に一言述べたいと思います。

最初に、公園に多数の穴を掘る人々、子供と母親の不安な旅行、崩れそうなビル群、そして人のいない市街地と映画のように続きます。テレビの向こうでは、人間の尊厳を無視して殺りくと破壊が繰り返されています。戦争は、無辜の人々がいとも簡単に殺される異常な世界です。早く日常を取り戻すために、一人一人が戦争をやめろの声を上げ、全世界からの声がロシアを包囲したとき、初めてロシアの国民の理性が目覚めるときではないかと考えています。力と力は、破壊の道です。外交力を支えるためにも、みんなで声を上げるときではないでしょうか。

また、この6月議会で下川村長との議論が最後になります。2期8年、白馬のために力を注いいただき、本当にお疲れさまでした。健康に留意し、今後も村政に対してのアドバイスをお願いしたいと思います。

さて、今回は水道の敷設と村の広報活動について2問を質問いたします。

まず、水道の敷設についてです。

良質な水の供給は村民の日常生活にとって必要不可欠であり、自治体の責務でもあると思います。しかし、村内一部の地域では上水道の給水区域から除外されており、地域によっては生活用水の確保に困窮している所もあります。この状況を改善したく、3点質問いたします。

1、水道法第15条は、「水道事業者は、事業計画を定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない」としています。水道事業者が民間事業者であっても、地方自治体は地域住民に対して良質の水道水を供給する責務を有するというのが、この法15条第1項の理念であると思います。白馬村の水道事業及び下水道事業条例では一部の地域を給水区域から除外していますが、50年以上前の昭和43年4月1日に施行して以来、除外し続けている理由を伺います。

2、除外区域の中には、神城断層地震により湧水量が減少している所があるとのこと。そのことにより、生活に困難を来していると報告を受けています。地方自治体としての責任をどのように考えていますか。また、条例に規定されている5除外区域には現在何世帯が居住していますか。ちなみに、除外区域は、三日市場の日向大左右、通の一級河川姫川の東側、嶺方の花園、幸田、堀田の5地域です。

3、隣の小谷村では、村民全ての家屋などに村が水道水を供給し、その水道管理も行なっているとのことを知りました。これが、水道法の理念に沿った行政であろうと思われれます。白馬村でも、半世紀ぶりに条例を見直して全居住区域を給水区域にすべきと考えますが、見解を伺います。

以上、3点よろしく申し上げます。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤亮輔議員から、水道の敷設について3項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、一部の地域を給水区域から除外していることについてであります。加藤議員がおっしゃるとおり、水道法第15条では、「水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない」と規定をされています。

白馬村の上水道事業は、昭和39年に各地の簡易水道施設を統合し、創設をされ、その後昭和49年から第1次拡張で神城地区の簡易水道を統合し、昭和55年から二股浄水場の建設をはじめとする第2次の拡張を行ない、以降名鉄、どんぐり、野平、落倉、嶺方、立の間を給水区域に加え、現在に至っているところであります。

給水区域の拡張に伴い、配水管、送水管の整備も行なわれ、現在白馬村が管理する管路延長は約200キロとなっておりますが、40年と言われる耐用年数を超える管路は68キロメートルに達しております。

上水道事業の給水区域を広げない理由といたしましては、区域の拡張よりも優先して老朽化していく管路の維持更新に重点を置かなければ、白馬村の水道事業が成り立たなくなることが大きな理由の一つであります。

2点目の、給水区域外に居住をしている世帯がどのくらいになるかというご質問でございますが、上水道事業の給水区域外となる内山、青鬼、東通には各地区で管理する簡易給水施設があり、幸田、花園、堀田も含めると上水道以外を利用しているのは39世帯84名になります。上水道以外の水を利用している世帯は全て東山に水源を有しておりますが、神城断層地震による水脈の変化も否定できず、3年前からの雪不足の影響もあり、水量が大幅に減り、冬期には断水する地区もある状況です。

村では、担当課が相談に乗り、給水車の出動や水源を確認し、今後の方策等を共に検討し、修繕を行なっており、引き続き必要に応じて担当課にご相談をいただき、最善策を検討していただきたいというふうに思います。

最後に、村民全ての家屋等に村が水道水を供給するため、全居住区域を給水区域にすべきとのご質問ですが、水道の種類は水道法の適用があるものと適用外のものがあり、白馬村の水道事業が実施しているものは水道法が適用され、内山、青鬼、通のような簡易給水施設や個人や業務用としての飲料用の井戸の場合は水道法の適用外となっているところであります。

お断りしておきますが、質問の冒頭で「小谷村では村民全ての家屋等に村が水道水を供給し、水質管理も行なっている」とおっしゃいましたが、確認をしたところ、村が管理をしているのは84.5%で、残り15.5%は地元または個人が管理をしている小規模水道とのことであります。

水道事業は、住民生活や地域発展のために不可欠なサービスを提供する地方公共団体が直接経営をする公営企業となります。経費は料金収入で賄う独立採算が原則となり、先ほど来申し上げておりますとおり、老朽化対策が最優先となっている現状に加え、昨今の電力などの物価上昇を背景に値上げの議論については年々必要性が増してきているところであります。

給水区域の拡大は、公営企業といった性格上、将来を見据えた料金体制と整備更新の両面を併せ持って経営をする必要がありますので、区域の拡大という投資をしながら経営は現実的には困難であることをご理解をいただければというふうに思います。

しかしながら、生活する上で水は大切なものであります。白馬村水道事業及び下水道事業条例を見直すのではなく、水道法の適用外になる簡易給水施設等は小規模水道維持管理事業として、先ほども申し上げましたが、今後も利用者と相談をしながら自己水源の維持に協力してまいりたいというふうに考えております。

1点目の、水道の敷設についての質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** では、質問を続けさせていただきます。

今、1番の水道水の根拠のことについてお聞きしましたが、その中で除外し続けている理由そのものについては触れずに老朽化の改善が先だろうというような見解が述べられました。

要は、これちょっと聞きたいのは、村の姿勢として43年以降この5か所を拡大するとか給水区域にするとかそういう議論をしなかったのか。それとも、いろいろ検討したけどもそのまま50年間除外区域にし続けたのか。その辺の大本の方針というか村の方針をちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。関口上下水道課長。

**上下水道課長（関口久人君）** 給水区域外につきましては、もともと水道事業で計画しておりますところから徐々に広げてきているのが今までのものでございました。簡単にできる部分であれば給水区域は広げているというふうに解釈をしております。

ですけれども、今残っている所というのは給水区域からかなり離れておりまして、莫大な費用がかかってくるということで難しいという判断をさせていただいております。また、昨今の水道法の改正等もございましたけれども、その中でも水道法の関係については、以前は水道の拡張を前提にした時代であったんですけれども、昨今の水道法の理念としましては既存の水道の基盤を確固たるものにする、要は老朽化あるいは耐震化、そういったものをやって今のものをしっかり維持していくんだといった法体系にもなっておりますので、現在そういう形で進めさせていただいているというふうに思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 今上下水道課長から答弁いただきまして、端的に理由を自分なりにまとめると、やはり小集落で難しい場所が残っているというようなお答え、要は課長の言葉では莫大な費用がかかるのではないかとというような理由かなというふうに受け取りました。

その中で、まず1つ聞きたいんですけど、その莫大な費用が私もかかると思います、それは。実際問題、大体どれぐらいの費用がかかるのか、その辺積算したことがあるのか。私自身、この日向大左右、通、花園、幸田、堀田と5か所見に行きまして、また住民の方とも少しお話をしました。

特に、一番不便というか困難なところは堀田、ここが非常にもう水が出ないような状態、ちょろちょろというような状態なんです。堀田の場合どれぐらいの、その先ほどいう莫大な費用というところの堀田地区で水道を敷設した場合、どれぐらいの費用がかかるのか、その辺の概算は出ていますか。もし出ていれば教えてください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。関口上下水道課長。

**上下水道課長（関口久人君）** 細かい費用については出しておりませんが、村道敷で舗装がされているところを引いてくるということになりますと、メーター当たり3万円から5万円かかってくるか



と思います。距離によって長くなれば安くなる部分もあろうかと思いますが、そういった状況でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** それで、堀田の方とちょっと話し合いました。やはり、秋から冬にかけて非常に細くなると。現在も水道の蛇口が湧水地といおうか一番終点のところまで大体住宅から二、三百メートルあるんですけど、そこを歩いて見に行くと、それで下まで水道の蛇口に水が出るようになってはいますが、やはりひねってもじゃあとは出ない。ぽちぽちと出ると。風呂なんか入る場合は、毎日もう入れないと。入る場合は1日中蛇口を開けておくんですけど、やはり下に泥がたまるというような状況です。

あと、同じ嶺方、幸田、花園なんかは割合水量が豊かでそんな問題はないと。私もそこは感じます。

だから、この堀田については、同じ除外区域になっとるんですけど、早急に手立てをするべきだと私は思うんですね。上下水道課としては、この堀田地域の現状をどのようにつかんでいるのかを伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。関口上下水道課長。

**上下水道課長（関口久人君）** 堀田地区のみならず、やはり東山の部分については水量が減っているというのは私どもでも確認をさせていただいております。

私どもの調査の中でも、井戸等がどうなんだろうということで、そういう業者等に当たりましたが、やはり現在の東山のそういうところについては井戸を掘っても多分出ないだろうというのが見解のようです。ですので、自然水利というものをやっぱりしっかり確保していかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 今課長のほうから、調査しなければならぬというようなお話でしたけど、その調査をするような方向で答弁として受け取っていいのか、調査をすることをまず考えるというような状況なのか。その辺はいかがなんでしょうか。

それと、もう一つ、これは要望なんですけど、堀田の場合、ああいう泥がたまるとような水が出るとるんですけど、ちょっと一度水質検査といおうかそういうものもこの水道法の中に決められていますけど、そういうものもやったほうがいいかなと感じました。

その辺、その2つ併せてご答弁願います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。関口上下水道課長。

**上下水道課長（関口久人君）** 水質検査につきましては、水道法に定められている部分というのは水道事業でやっている部分になりますので、個人の水質につきましては個人のものとなっております。

調査の関係でございますが、村長答弁でございますように、小規模水道維持管理事業として上下水道課が協力をしていきますので、要は水源まで行くあるいは泥がたまるということになると多分一番上流の部分の泥がそのまま管に入ってきてるんだらうというふうに思いますので、その一番上の給水タンクのところに泥を吐き出すものをつけるとか。どうなっているかというのも私も把握しているわけではございませんので、ぜひ相談をしていただきながら現地に行ってどういう方法がいいとかという部分を相談させていただければいいのかなというふうに思っております。

また、全然別の話なんですけれども、水道の区域、ちょっと離れている場合のときなんですけれども、水道を引く場合というのは基本的にはご自身が引くようになります。ですので、全てがお宅まで水道事業が引いているわけではありませんので、その辺も併せてご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** どうも。

それでは、その住民らと相談して解決する方法で進めていただきたいと。お願いします。

それで、今最後に言葉がちょっと聞こえなかったんですけど、除外区域でない場合でも白馬村内の中心地からちょっと離れた所で水道管が敷設されていないところに家が建った場合、もちろん家が建つちゅうことは建築確認が下りるとるちゅうことだと思います。そういう場合に水道を引いてほしいというような要望があった場合、そこに対して村は水道を引く引かないの判断はどのような形で決めているのか。極端なこと言えば隣までは水道あって隣は水道ないというような極論が生じる場合があるんですけど、その辺はどのように決められているのか。ご答弁をお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。関口上下水道課長。

**上下水道課長（関口久人君）** 水道につきましては、本管については水道事業として敷設をいたしますけれども、本管からご自宅のところまで引いてくる給水管はご自身が引いていただくような形になります。

ですので、本管がそこまで届いていない場合についても、そこから給水管を引いていただくという形になりますので、一部エリアから外れた場合、1戸、2戸とか外れた場合には給水管をご自身が引いていただくような形になります。

また、その路線でさらに別の家ができる場合、村道に給水管が2本も3本も入っていきますと管理が大変となりますので、その部分の重複した部分については上下水道事業として面倒見る場合もございますけれども、基本的には取り出しについては全てご自身が取り出していただくというものになります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** もうこれ次の質問がありますので最後にしますけども、そうすると、建築確認が下りたとしてもその場所に本管、前の道路に本管——給水管か、給水管が通っていない場合は自分で給水管のあるところまで自分で敷設して水道を供給するようにするという、自分でやってくれというような方針が村のルールですか。そこだけちょっと確認しておきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。関口上下水道課長。

**上下水道課長（関口久人君）** 本管の部分から取り出す部分が給水管という形になるんですけども、本管がその場所、目の前の道路まで行っていなければ給水管を本人が引いてもらうということでございます。よろしいでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 細かい話になってきましたので、水道敷設についてはこれで終わります。また、直接課長のほうからいろいろ教えていただきたいと思います。

それで、次の質問に移ります。

2番目、村の広報活動（情報発信）の拡充についてです。

グローバル化の中、住民要求が多様になり、村の事業も多彩です。数多い事業内容を分かりやすくスピーディーに情報発信する。同時に、住民要求を吸い上げる広報広聴活動はまちづくりに欠かせない村の重要な仕事と考えます。他の自治体では、条例、規則、要綱などを決めて情報発信について充実させています。この情報発信については以前も再三質問していますが、再度3点質問します。

1、村の行政計画を昨年度は何件策定し、何件改正されましたか。また、計画の内容を村民にどのように広報していますか。

2点、村の広報の基本方針は何でしょうか。また、村が収集した情報及び庁内で討議した検討内容を村民に広報する場合の発信基準（方法、発信範囲、スピード感）のルールと運用はどのように決まっていますか。また、現在総務課で情報公開の担当は総務係課長補佐、広報は企画調整係の主査、情報サイトは企画調整係の会計年度任用職員が担当となっています。庁内全体の広報を総括・運営（計画・実行・審査）する組織に改編するなど広報部門を整備する考えはありませんか。

3、村の今年度の一般会計予算は58億7,600万円です。今年度予算で実施される事業数は何件ありますか。また、実施する事業内容について村民の説明が不十分と考えています。村民ができるように改善すべきではないかと伺います。カッコして、この問題については、広報4月分に載っていますから、ぜひ広報4月号を持参してください。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 村の広報活動の拡充について、3項目に質問を頂いておりますので、答弁させていただきます。

1点目の本村の行政計画の策定、改正件数と周知の方法についてお答えをいたします。

各課の策定の状況ではありますが、総務課では白馬村国土強靱化計画策定、白馬村のゼロカーボンビジョン・白馬村気候非常事態宣言に向けた基本計画策定、白馬村公共施設等総合管理計画改定の3件。それから、健康福祉課では第3期の白馬村食育推進計画策定の1件。建設課では、景観計画策定、都市計画マスタープラン策定の2件。農政課では、白馬村森林整備計画策定の1件で合計7件の内訳は、期別更新を含めた策定が6件、改定が1件であります。

各種計画における周知の媒体でありますけれども、ホームページ上の公表は7件の全てが掲載をされており、広報はくばへの掲載は4件です。この4件は、白馬村のゼロカーボンビジョン・白馬村気候非常事態宣言に向けた基本計画、第3期の白馬村食育推進計画、景観計画、都市計画マスタープランになります。いずれも、掲載の内容・手法については計画の性格を勘案しながら担当課において判断をしている状況であります。

2点目は複数の質問を頂いており、まず広報の基本方針についてお答えをいたします。

基本的には、住民との情報の共有です。これは、同質で同量の情報を同時に共有することであり、村をまとめていく上で広報の役割は大きいことからであります。

そして、内容については、課題の共有として我が村の抱えている地域課題を共通認識する。意味の共有として、行政と住民で言葉の意味が共有する必要性の共有として、なぜ何のために行なうのか必要性を明らかにする。目標の共有として、目指すところは何なのかを各種計画等により共有するといったことが大切であります。

次に、発信の基準についてでありますけれども、広報はくば作成について各課から1名の広報編集委員を選任をし、各課等の記事について取りまとめを行なっており、委員が横断的に他の課の記事にも触れながら目合わせをしているところであります。

発信範囲とスピード感については、本村の広報紙は月1回の発行でありますので、できる限りタイムリーな記事として発行ができるよう努めておりますが、記事が間に合わない場合には広報紙とは別として月2回の各戸配付に合わせるなど柔軟な対応に努めているところであります。それから、ホームページやフェイスブックについては、常に掲載内容がある都度発信に心がけておりますが、何か情報が足りないまたは要望やご意見などがあれば速やかに対応したいというふうに思っております。

庁内全体の広報を総括をする組織改編についてであります。まず議員のおっしゃるとおり、情報公開事務は情報という文字こそついておりますけれども、広報関係といった発信側とは別の次元の事務であることを認識をしていただきたいというふうに思います。そうすると、残る総括的な部分は総務課企画係が主務となります。さらに、広報の原稿については記事の内容を総務課情報担当から私までの決裁を経た上で発行をし、ホームページやフェイスブックについても記事の掲載に当たっては課長職の審査を経た上で記事をアップされることとなりますので、私としては組織改編をす

る考えはありません。

最後に、今年度予算の事業数についてであります。当初予算書において説明欄に掲載されている事業名をお尋ねの事業としてお答えをさせていただきますと169事業で、このうち8事業は令和3年度予算から繰越しをして実施をする事業であります。広報はくばで事業内容についての説明が不十分であり、改善をすべきではとの質問でありますけれども、当初予算書を作成する際、予算書しか作らない市町村もある中、白馬村では予算の概要とざっくりわかる白馬村の予算の2つの予算関連資料を一緒に作成しております。

ざっくりさんは予算とは何かから初め、村民のみなさんにざっくりとでもよいので予算を理解をしていただき、村民の皆さんと情報の共有ができるよう作り始めたものであります。このざっくりさんは、村民だけではなく、マスコミからも他の市町村でも作ってほしいくらい分かりやすいという大変好評であります。

こういった予算の概要とざっくりさんの中から、予算編成方針やその年度の主な内容、重点事業を厳選した上で広報はくばの限られたページの中に掲載しております。もっと詳しく事業内容を知りたいという村民の皆様には、先ほど説明いたしましたざっくりさんは村のホームページにも載せております。また、毎年度あるような記事は様式を変えることにより前年度との比較ができず、かえって分かりにくくなるという逆効果もありますので、今のところ大幅に変える考えはありません。

2つ目の、広報活動についての質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 答弁いただきました。

それで、今昨年度の行政計画についてちょっと最初に質問しています。その行政計画について、村民に分かりやすく説明したかどうかということなんですけど、今の答弁を聞くと説明しているというような感じのふうに取りましたけど、実際問題本当に内容が村民に十分伝わっているというお考えかどうか。そういう認識にもう立っているんだったらちょっとしつこく質問せないけないし、分かっているんだったら簡単に済みますけど。その辺十分村民にこの計画の内容など伝わっているというような立場でいるのかどうか。そこをまず最初に確認したいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 答弁いたします。

村長の答弁にもあったとおり、それぞれの主管課においてホームページでは全部周知を図っているというものであります。

ただ、やはり受け取り側が十分認識したかどうかということは濃淡があるものと、それぞれ興味のある事項についてはホームページをしっかりと御覧いただくとは思いますが、興味のない計画等については浸透はしていないだろうと、それぞれであるというふうに考えております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 皆さんにお願いしました広報4月号を御覧ください。

この4月号に、今年計画しましたゼロカーボンビジョンについて載っています。このゼロカーボンビジョンについては、3月号から掲載を始めました。それで、3月号、4月号、5月号と3か月載ってこれからももっと継続して掲載されていると思うんですけど、取りあえず4月号をご持参を頂いているので4月号の中からちょっと質問したいと思うんですけど。

この4月号のゼロカーボンビジョンの文言について、村民はこれを掲載すれば十分理解できると。私これ全部読んでも理解やっばりできないところがたくさんあります。それで、まして3月号のあの見開きの文章、チラシについては非常に中身の濃いことがいっぱい書いてあるし、字句についても分からない字句があるというような状態で、一方通行で掲載すればそれで広報したというふうには私はならないと思うんですね。行政の場合、ちょっと厳しいんですけど、説明責任を果たすことが重要というふうに位置づけられていますから、もう少し説明責任を果たすような情報の発信。

ただ掲載をするだけじゃなく、分からないときはやっぱり説明会を開くとかそういうことの段取りも行なっていただきたいと思うんですけど、そういうような考えはあるのかなのか、お聞きします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 4月号にゼロカーボンの記事が載っておりますけども、これで全て満足だというふうには、行政は思っているわけではありません。

その中で、この冊子を見たことがあるかと思えますけども、役場の担当課のほうにこういった白馬村ゼロカーボンブックというのを置いて、それぞれ村民の皆さんにできるだけこの非常事態宣言、ゼロカーボンに対してのこの認識を深めていただきたいという思いで、担当課のほうでも取り組んでいるわけでありまして、これ加藤議員さん、これ当然見て知っていると思えますけども、こういったことが村民に広がっていくことが大事だというふうに思っておりますので、行政のほうもこれからもできるだけ村民に対して、このゼロカーボンという取組について進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第10番（加藤亮輔君） 今、村長のほうから答弁いただいたんですけど、もちろんそういうものがある、それがどこかに置いてあるというのは、一部の人はきっと知っているでしょう。それが全世帯に配られるとか、全世帯がその中を熟知しているというのは、あるという行為とはやっぱり別次元の問題だと思います。

この非常事態宣言を行なって、白馬村にとってはこの基本計画は村の存続を左右する、非常に私は重要な基本計画だと認識しています。だから、みんなにこの内容を知っていただきたい。それからまたみんなが協力してこのことを実施していきたいと。今後ロードマップとかいろいろつくられ

てきて、ますます難しくなってくると思います。

ホームページにもこのゼロカーボンビジョンにつけた基本計画出ています。これは74ページありますよね。この74ページあるやつを、今後、広報はくばで一番大事なところを掲載してお知らせしていくと思うんですけど、それはあくまでもお知らせするという行為だけであって、中身を熟知してもらい、みんなで協力して実施していくと、村長がよく言う、「1人の100歩より100人の1歩」と、みんなが1歩前進するためには、やはりみんながこの内容を知らなくてはなりません。だから、そういうことをやってほしいという願いです。

それから続きまして、情報の問題で、それ以外にも行政計画はたくさんありますけども、やはり一つ一つの行政計画は各担当課が非常にご苦労されて私はずっとつくったものと思います。これでみんなに理解してもらいたい、それからこういうことをやっているということを知っていただいて実行していただきたいと、そういう大切な内容だと思えます。それを、やはり今のような感じで、ただホームページに少し掲載するだけじゃなくて、やっぱり中身を担当課長及びその担当になった職員は、きちんと説明していくという、そういうルールづくりを私は行なったほうがいいかなと思うんです。

そのためにもこの質問の2で出しましたけど、ほかの自治体では、やっぱり広報をどうしていくかということについて、本当に庁内で真剣とかよく考えて、これで担当課などもつくって、これで庁内全体の広報と村民の関わり方というふうな考え方で、やっぱり規則、要綱などもつくっているんですけど、村のほうとしては今のような状態でいいというような任務分担、担当割もさほど変える必要がないという答弁でしたけど、そういう要綱とか規則などをつくっていくというような考えはないかどうか、伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 新たな組織というご質問に対してお答えしますが、現行先ほど村長の答弁にもありましており、各課から若い職員になりますが、勉強するためにも広報編集委員として参画をし、目合わせをしながら広報の発行をしているところでもありますので、広報のレベルを上げることにについてはもちろん取り組んでいきますが、現行で広報発行についての支障があるという部分でなければ現行のままという部分で、先ほど村長がお答えしたとおり、組織を改編するという考えはないという思いでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** それでは、予算の問題にもちょっと触れてみたいと思うんですけど、先ほど百六十一——今年の事業総数が169あるというような答弁をいただいています。その答弁の事業数の中で、この4月号の予算の説明、1ページ開くと令和4年度の予算が議決されましたというふうに載って、次の3ページに令和4年度の主な事業という形で掲載されています。

この事業の内容が載っているのが総数としては10事業、これで、ちょっと嫌味なことなんですけど、この事業数の予算額を計算しますと3億3,000万円に相当します。大体56億の5%だけ説明しているというような計算も成り立ちます。

それから、もう一つざっくりさんという形で説明しているから十分だというような答弁でしたが、このざっくりさんの中に掲載されている、これはホームページにも載っていますから見れる状況にはあります。ただ、ざっくりさんというものがホームページに載っているということは、知らない人のほうが私は多いと思います。

そのざっくりさんの中に載っている事業数は、全部で65ぐらいかな、やっぱり3分の1ぐらいの事業しか載っていないんですね。後の百幾つの事業は載っていない、どこにも説明されていないというのが現状になります。

これで本当に説明責任を果たしたという考えなのか、それとももっと詳しく説明したほうがいいと、説明したいんだけど時間的なものとか説明する場所がないとか、そういう考えなのか、十分と考えているのか、そのところはどちらでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 加藤議員におかれましては、予算書何回も見ていると思いますけども、この事業というのは説明欄にある事業数を言っております。当然のことながら、人件費だけで組まれているとか、公債費だけで組まれている、維持管理だけが組まれているというような事業数を含めております。

ですので、特化をして見せる事業として幾つあるのかという部分については、広報では紙面が限られておりますので、その中でもさらに抽出したものをを出している。ざっくりさんでは、新年度において特に新規または拡充をする事業として取り組むものを載せているということでもありますので、私どもからすれば、各課から出されているものは拡充または新規のものについて載せているので、ある程度のはクリアできているというふうに考えております。

あくまでも先ほどの169という事業は経常的なもの、または必要、削れないもの、そういうものが含まれている事業数という認識でいただきたいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 先ほども、前にも似通ったような質問をしたというように言いました。それで、この分かりやすい予算説明書というのは、非常に多くの自治体が取り組んでいる事業です。

一番最初にこの分かりやすい予算説明書をつくったのは北海道のニセコ町です。その後、私たちも議員研修でニセコ町に行ってその予算書、分かりやすい予算説明書を私自身は購入して参考にしました。非常に全部の事業、全ての事業が網羅されて、どういう事業か、またお金は村からの持ち出しはどれだけで国がどれだけ出しているか、県がどれだけ出しているかということ。また、予算



の中身の補助金がどうなっているかということ。それから道路一つ取っても、どこの道路を何メーカー、今年工事をするかとか、そういうことを全部分かりやすい予算説明書には網羅されています。だからページ数としては、やはり二百何十ページになるんですけど、そういうものを全世帯に配っている。また、小布施町はそういうものを配っていたんだけど、最近はホームページに載せるというふうに変えたというふうなことを聞いています。

このことについて一番最初、私はこういうことをやってはどうかということを2013年、私が議員になってすぐの頃だと思いますけど、このとき当時の太田村長からは、「ざっくり分かる白馬村の予算をつくったので、これで内容を加藤君が了解できるような内容まで高めていくので見てください」というような答弁でした。その後、2015年に下川村長に同じような質問をしてつくらないかと。それで小布施町、ニセコの冊子もお渡しして見てもらって、いいなと言いつつもお金もかかるしなというような話をしたと思います。その中で、この議会の答弁ではやらないという、加藤君の提案については考えていないというような答弁でした。それからもう6年経ちます。

これで、先ほど言ったようにざっくりさんが拡充されたかということ、去年もここ二、三年、大体六十数件でずっと続いています。これをずっと拡充していくんだったらあえて取り上げなくてもいいんですけど、やはりもう少し中身を拡充すると同時に、事業数の説明を増やしてほしいと思うんです。

先ほど、一番最初に答弁の中で情報の共有が一番重要だというようなことを答弁の中にありました。それをするためにも、やはり事業の内容などをもう少し多岐にわたってもらいたいというようなことについては、どのようなお考えでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 先ほどの総務課長の答弁とかなり重複するんですが、私ども見る立場からしても169あるいろんな経常経費が、ごまんと並ぶ中の村民生活に必要な部分をチョイスして分かりやすく見せているつもりでおります。そういった観点では大きく変える必要はないと思っています。

ただ、例えば、道路工事で路線の具体的なものをもっと出すとか、そういったことについては検討の余地はあるかと思いますが、十数年前の予算の説明書に比べれば格段に進歩していると思っております。

以上の点から、ぜひご理解いただきたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁を含めあと1分40秒です。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 最後になろうかと思いますが、皆さんのところにもニセコ町のまちづくり基本条例の条文をお渡ししました。その中にまちづくり基本条例、それから情報公開条例、それからその下に広報に関する公表の仕方とか、そういうものが記載された条例が3段階で出来上がっ

ています。これは、茅ヶ崎市でも同じような感じで出来ています。

その大本のまちづくり基本条例については、前文で57条までありますが、1条は目的で2条から4条までは情報共有の原則が載っています。その後6条から9条までは、その情報共有の原則を具体化したのが載っていると。それぐらい57条ある中で、やっぱり村民と行政が情報共有することの重要性が特に載せていて、それを行なうというまちづくり基本条例などをつくってあるんですけど、白馬村でもそういうまちづくり基本条例を――

**議長（太田伸子君）** 加藤議員、質問時間が終わりましたので終わってください。

**第10番（加藤亮輔君）** はい。基本条例をつくるようお願いいたしまして、私の質問を終わりにします。

**議長（太田伸子君）** 質問時間が終了しましたので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時08分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第11番丸山勇太郎議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 11番丸山勇太郎です。今回の質問は、私の1期目4年間の中で一番気になっている問題であります。

令和2年3月議会で集中的に質問したこの問題を、下川村政最後となる定例会で再度取り上げさせていただきます。

お題は、防災情報配信システムの運用についてです。

令和元年と2年に、2億8,000万円を投じた新防災情報配信システム――以下、システムと言いますけれども――は、本格運用から2年目を迎えます。当初の業者技術提案書の段階から、屋外拡声子局、これしゃべりにくいものですから、以下、分かりやすく屋外スピーカーと表現しますけれども、この屋外スピーカーの数が少ないことは指摘していますが、これに代わって全戸配布を目指すとした戸別受信機、これも宅内機と表現します。この宅内機の普及の現状、その放送内容、目玉とされた携帯電話・スマートフォンへのアプリ普及と情報発信においても疑問な点があり、7年半前に神城断層地震を経験した村として、また観光で生きる村としてもいまだシステムを十分に生かし切れず、根本的な不備もあると考えています。

そこで、以下の項目について伺います。

1番、改めて、屋外スピーカーが設置されていない全ての行政区名を伺います。

2番、設置されなかった区民からの反応、また、逆に設置されている区での副反応があれば伺います。

3番、宅内機の最新の普及率を無償配布対象世帯分と、有償配布とした会社・事業所に分けて伺います。

4番、防災放送以外で宅内機に日々「防災はくば」としてするお知らせ内容の決め方、またシステム導入に当たり、放送内容の見直しをしたのか伺います。

5番、村民の携帯・スマホへの防災アプリと防災メールのダウンロード数を伺います。

6番、観光客に対してアプリやメールのダウンロードを促す何らかの施策をとっているのか伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 丸山議員からは、再三、防災情報システムについて質問をされているわけですが、重複する場合があるかと思えますけれども、ご理解をいただきたいというふうに思います。

1点目の屋外スピーカーのない行政区名の質問についてお答えをいたしますが、初めにお断りをいたしますけれども、屋外スピーカーの設置のない行政区と防災無線の音の達する区である音達地区は異なります。ということでお答えするのは、ご質問のように、屋外のスピーカーの設置のない行政区であります。南から、内山、堀之内、めいてつ、瑞穂、エコーランド、山麓、和田野、蕨平、野平、塩島、通、青鬼、どんぐりの13の行政区には、屋外のスピーカーの設置はありません。

2点目の屋外のスピーカー設置済みの行政区、未設置行政区からの反応についてでありますけれども、防災行政無線の放送は天候や風向き等により放送内容が聞き取りづらい場合があります。また、住宅の高断熱化に伴い音の遮断が顕著な住宅が普及をしており、屋外スピーカーが家の中では聞き取りづらい場合が多いのが現状であります。

まず、音達エリア内の未設置行政区からは意見等は聞いておりませんが、また音達エリア外の未設置行政区からは区長会において、口頭ではありますが、1地区要望を受けております。

逆に、設置済みの行政区からは、時報の音がうるさい、子供の午睡には邪魔といったご意見もいただいておりますが、音についての感じ方は個人差が非常に大きく、防災上の観点から、ご理解をお願いをしたいというふうに思います。

3点目の、戸別の受信機、宅内機の普及率であります。国が定める災害情報の伝達手段の整備に関する手引に基づき、防災行政無線等の戸別受信機等が極めて有効な情報伝達手段という方針にのっとり、防災無線以外でも情報取得を可能にするための手段として戸別受信機、宅内機の全戸配布の整備方針により設置をしたところであります。

無償配布をした一般世帯への設置台数は2,552台で、会社や事業所へ有償配布をした台数は22台であります。普及率の計算については、宅内機設置の意向調査を実施いたしました令和元年の12月現在の数字で計算しますと81.3%となります。

なお、事業所数は把握できませんので、希望した事業所と捉えると100%ということになります。

また、新システムの運用初年度であります令和3年度には、宅内機が聞こえない、聞きづらいといった要望に対して、宅内機設置場所の変更や屋外のアンテナ取付けの実施など迅速に対応し、普及に努めてまいりました。

4点目の「防災はくば」放送内容の見直しについてお答えをいたしますが、新システムの運用開始に当たり、白馬村防災行政無線施設設置及び管理に関する条例、白馬村行政無線の施設の管理及び運営に関する規則、白馬村同報無線施設の管理及び運営に関する規則、白馬村同報無線「広報はくば」放送番組に関する規定を廃止をし、「白馬村防災行政無線施設設置及び管理に関する条例」といった例規を整備いたしました。

また、具体的な放送の内容に関しては、白馬村防災行政無線施設設置及び管理に関する条例の施行規則で、災害その他緊急時の通報、災害予防及び気象予報の伝達、行政広報事項の伝達等と定めておりますので、見直したという答弁となります。

5点目の防災アプリ及び防災メールのダウンロード数についてお答えをいたしますが、自治体には天候の状況等により防災行政無線が聞こえにくい場合や、深夜に避難勧告等を発令するなど、あらゆる気象状況や時間帯などを考慮の上、複数の情報伝達手段を組み合わせた情報伝達手段により避難勧告等の発令を分かりやすく確実に住民へ周知をすることが求められております。

この社会的背景から、村においても防災無線宅内機以外でも情報取得を可能とする手段として防災アプリと防災メール配信を整備をし、情報伝達の多角化を進めてまいりました。

第5次総合計画の計画では、令和7年度の目標値をアプリダウンロード数1万件としておりますが、令和4年5月末時点では、アプリダウンロードが1,689件、防災メール登録者が283件であります。区長会の度に区長の皆さんに、総会など会議の折に出向いて説明等をさせていただきようお願いを申し上げますが、新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか全員を参加対象とした会議等開催できない状況が続いております。今後も引き続き普及率の向上を目指し、可能な会議での防災アプリ、防災メール配信の登録説明を実施をし、多くの皆さんが扱えるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

最後に、観光客に対してアプリやメールのダウンロードを促す何らかの施策についてでありますけれども、観光庁が運用する災害時情報提供アプリセーフティティップス「Safety tips」は、訪日外国人を含む観光客向けに特化したもので、豊富な機能と言語対応を備え、日本国内の最大5地点での災害情報を受信をすることができます。

また、国内における緊急地震速報、津波情報、噴火速報、気象特別警報、国民保護情報、避難勧告等を通知をするアプリでありますので、住民とは違って滞在日数が限られる観光客にとっては、実用性や有効性から見て、この観光庁のアプリが優れていると考えており、観光客は白馬村防災ア

プリではなく、観光庁アプリセーフティティップス（Safety tips）をお勧めをしています。

繰り返しになりますが、防災無線は災害時に人的被害を最小限に抑え、早期避難を可能とするために情報を迅速かつ確実に住民に伝えることを第一主義に考慮しなければなりません。現在では、災害時に自治体が住民に情報を伝達をする手段として、従来の防災行政無線に加え、防災アプリや登録メール、SNSなど数多くの情報伝達手段が存在をしております。白馬村においても災害情報は住民に伝達する場合、1つの手段で行なうよりも複数の手段で行なったほうがより確実に、よりきめ細かに、より多くの住民の情報伝達が可能になることから、費用対効果を踏まえ、これらの手段を効率よく組み合わせた多様な情報伝達手段の整備を行なったものであることは、これまでも何回もご説明をしたとおりであります。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 何回も聞くことは、それは村長いやかもしれませんけれども、そういうことを言わないでください。これは大事なことですから。

防災は本当に命に関わることですので、今、村長の答弁の中には、複数の手段を使ったほうがいいと言いましたけれども、それぞれに課題があることを私は思っています、課題があると思っています。屋外スピーカーも課題があるし、宅内機も、スマホも、放送内容、いずれにも課題がある。それを一つ一つ、残り時間の範囲で質問させていただきます。

これを聞いている村民に、また新たに同僚の議員になった皆さんにも一緒に考えていただきたいというふうに思っております。

問題はあるんだけど、この問題が顕在化しない理由は、幸か不幸かコロナで観光客が激減し、地震もなかった。あるいは、三、四年前のような頻繁なクマの出没も今のところない。もっともこの春、結構出没の緊急の放送が入っていますけれども。大きなことがなかったから問題点が浮き彫りになってこないだけだというふうに私は思っております。

屋外スピーカーがないことは、私は基本的には大きな問題だと思っております、今回、直接・間接に確認した地区は8地区ですけれども、めいてつ、みそら野、和田野、野平、通、内山、エコーランド、どんぐり。やっぱり聞こえなかったり、本当に聞こえが極めて悪いと。付いていないところはやっぱり聞こえないということであります。

最初に、村長への2年前の質問とその答えを私、議事録のとおりにはしゃべりますので、今も村長、そのお考えかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

問いましたのは、「村長は東山の小集落の1つ、野平に住まわれておりますが、村長が住まわれている野平には本当に屋外スピーカーはなくていいのですか」という問いに対して村長は、「30幾つの屋外子局から15というふうな、そういった説明をしているわけでありましてけれども、今、ど

ここまでその電波が届くかということも調査をしている状況でありますので、ただ単に、野平で一地区の住民としてどう思うかということは、できればこの森上辺りの感度のいい屋外スピーカーから野平のほうまで届くというようになれば、えらい別にそこに建たなくてもいいというふうに思っております」と村長は答えておりますけれども、今でもこの時の答弁のままのお考えでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 丸山議員も野平のほうへ何か田植えに来て、地元の住民に広報無線が聞こえるかというようなことを言ったようでありますけれども、私も昼間うちにいるわけではありませんけれども、時報なんかはちゃんと、森上か、新田か知らないけれども、その音が入ってきます。

ただ、風の問題とかそういったときには聞き取れないことはあるかと思っておりますけれども、うちの中のこの戸別受信機で、以前よりは非常に感度のいい声が聞こえておりますが、当時、私そういった答弁をしたわけでありましてけれども、今、私、聞いてみて、本当に屋外はある程度、私の地区のことを言ってはあれなんです、前に遮断される山がないというようなことで聞こえてはいるんですが、ただ、放送については、風の関係で聞こえないときはあるというふうに認識をしているところであります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありますか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** そういう状況でいいのかということなんです。本当に外の放送というのは聞こえない地区があってもいいのかというの、これは私は根本問題だと思っているんですけども、2年前のやりとりでは、執行部と私とでは真逆の考え方でした。それは一般質問で判明したんですけども、私は、メインは屋外スピーカーだと思っているんです。ところが、当時、総務課長は、メインは今度は宅内機とスマホの配信だと。これはそのときにも取り上げましたけれども、そのときの区長会議の中で、ある付かない地区から、スピーカーのない地区で携帯も持たないお年寄りが畑仕事をしているときはどうするんだと言ったら、宅内機を持って畑に行けばいいというようなことを言ったというんですけれども、それはちょっとないでしょうと思ったわけです。

総務課長にも、2年前の質問をそっくり再度させていただきますので、改めてお答えください。

私はこのように問いました。「天気の良い日中の屋外、東山の小集落や西エリアの人たち、畑仕事をするお年寄り、平日に登下校をする子供たち、休日に友達と外で遊ぶ子供たち、みそら野や和田野を散策する観光客、そういった日中のスマホを持たない老人や小学生、観光客へのクマ情報や緊急情報を届ける手段は何ですか。」改めて今日お答えください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 当時の答弁と、今はどうなのかということですが、複数の媒体を使うという部分については当時と答弁が変わる部分はないものです。

過去何回か、クマのお話も出ました。私も、携帯の公用携帯にクマの出没情報というのが、農政課長もしくは私のところに入ってくるんですけども、クマの個体というのはあくまでも移動をし

ております。ですので、発覚して私どもに電話が来るにしても、本人が見つけて10分、15分程度かかる部分もありますから、その前段で、災害の大きい小さいという部分を持つわけではなく、小さいそういうクマについても災害ですし、雨についても災害です。

先ほど丸山議員おっしゃったとおり、国の方針は、過去の東日本大震災以降は戸別受信機がいかにかに有効かというのが総務省・消防庁で出されて、これを基にそれぞれ技術提案をしているということです。屋外の子局の数が足りるか足りないかという部分については、当時の事業費の中でどれだけできるのかという部分はもちろんありますので、当時は直接電波が届かないのは問題であるというのは私も答弁をさせていただいたと思います。直接届かないところについては、当時は中継局をつくって直接波が届くようにしているということになりますから、今、携帯、スマートフォンの普及率も70歳台をといっても60%弱という普及率も高まっています。全てをどれでクリアするのかというのは議員おっしゃるとおりなかなか難しいとは思いますが、答弁の趣旨からすると、当時からはあまり変わっていないということでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** ほぼ当時と同じようなお答えですが、聞いていた皆さん、どう思いましたかね。私は、答えになっていないと思うんですよ。結局、日中の屋外では、携帯・スマホを持っていない人に届ける方法はないんです。「ない。」というのが答えだと私思うんですけども、だからそれでいいのかということがまたあるわけですが、それを補完するのがスマホということなんでしょうけれども、そのスマホの普及率も、さっき言いましたダウンロードするという言い方でお聞きしましたが、先ほどの答弁、村長の答弁では1,689件。私がこの質問をつくるに当たって、5月の半ばごろ、担当者を訪ねたときには1,639件でしたので、50件ほど伸びていることにはなりますが、一応私、その1,639件で計算してきました。当時、5月24日でした、尋ねたのは、そのときの村の人口は8,462人。それに2020年の総務省の通信事業動向調査でのモバイル端末の普及率83%を掛けますと、まずそこから出る分母が7,023。これを分母にして、1,639を分子にしますと、23%なんです。これはスマホのほうがより普及率は統計的には高くなります。同じ計算をしますと、スマホだけとしても28%ということで、今日の答弁では50件ほど伸びていますが、いずれにしろ30%に届かない程度ではないかと。

それでは役割を果たさないわけですよ。外にいるとき、本当にこのスマホに頼るんだったら、80%、90%という普及率になってこなきゃいけないというふうに思っております。そのことはまたちょっと後で触れますけれども、逆な、副作用としましては、屋外スピーカーあるいは宅内機もそうですが、先ほど村長の答弁にもありましたように、うるさいという、そういう声があります。これは屋内・屋外ともある。だから、屋内、宅内機の場合には放送内容が必要ないと言って切っている。あるいはボリュームを最低にしているということも、そういうような家庭もあるとい

うふうに聞いております。

これ、緊急放送の場合には合成音声で流すんですけども、その合成音声で流す緊急放送の場合にはやっぱり強制的に最大音量で流しますので、先ほどもありましたように、屋内の場合には寝ている赤ちゃんがそれで起きてしまうというようなこともあるわけですが、今やっているその緊急放送の中で、例えばクマですとか不審者、断水のお知らせ、主要道路の通行止めなどは緊急なものとしてもいいかもしれませんが、例えばJRの運休ですとか、霜などの同報的なものは必ずしも屋内の場合には、強制一斉の合成音声で流さなくてもいいんじゃないかというふうに私はちょっと思うんですけども、その辺の見解をちょっとお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 今申し上げた霜とかの情報は緊急情報に当たらないんじゃないかというふうなお話ですけども、それについてはご意見として伺っておきたいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** あと、屋外の場合には、屋外の副作用の場合には、近過ぎるところ、多分白馬町ですとか八方口とかその辺のことだと思うんですけども、こういうところでは複数のスピーカーの音が重なって聞きづらいというようなことも聞いてはおります。これは、大きな音を出せばそういうことになってしまうし、またなければないで聞こえないという難しいところもあるわけですけども、だからこそ総務課長が言うように、今回の場合にはそれを宅内機でカバーする、スマホでカバーするということだというふうに思っております。

この宅内機が屋外スピーカーに代わるものだとするならば、私は最低9割の普及率は欲しいなというふうに思っております。小谷村の場合なんかは昔からの有線放送がしっかり入っていますので、本当に99.9%というようなことを聞いたことがありますけれども、入っていないのはたったの3軒だけだというようなことを昔聞いたことがあります。この屋外機も親局から相当近い、親局ってこれは役場ですが、役場から相当近いお宅でも外付けアンテナを必要とするというふうに聞いております。あるいは、室内アンテナで入るところでも何かピンポイントでしか電波を拾わないとかそういう問題もあるわけですけども、だから新築のお宅なんかではわざわざ造りたての家の壁に穴を開けるのがいやで、屋外アンテナを中に通すためにはどうしても穴を空けなければいけないわけですけども、それが切なくて宅内機は要らないというところもあるというふうに聞いております。

そういったことで、屋外スピーカー、宅内機、それぞれ問題があるわけですが、やっぱり今の時代、それをカバーするのはアプリだと思うんですけども、白馬村防災ナビというアプリなわけですけども、これがほとんどの人が入れば問題ないんですが、さっきも言ったように、実際のところは20%台に普及率がとどまっていると。これですね確かにコロナがあったせいで地区説明会も



開けなかった。一応行政的には広報はくばにも載せてはいるんでしょうけれども、こんな率ではいけないわけで、先ほど村長答弁にもありましたとおり、第5次総合計画のK P Iの目標値では、ダウンロード数1万件を目指しているんですよね。今この30%に届かないという普及率については、どのようにお考えでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** アプリのダウンロード数ですけれども、率からするとそんなに高くないというのは、分母を世帯数もしくは人口で割るとそうなのかもしれませんけれども、今回採用しているアプリ会社のほうに問合せをしてみましたところ、他の自治体におけるアプリの普及率でいくと、同様に防災行政無線を入れながらアプリ等でカバーしているというような、同じ時期にやっているんですけれども、一番良いところで20%ぐらいということになりますので、うちの率からすると悪くはないという部分にはなりますけれども、議員おっしゃるとおり、それぞれの持っている宅内機であったり、屋外子局であったり、アプリ、これを複数を使いながら網羅ができないとやはり情報が届かないということになってきますから、これについてはしっかりと進めていかなければいけないというふうには思っております。

広報に、昨年も2回ほど、来月号にもまた記事を書けるようにはしておりますが、なかなか外に出向いて、実際にフェイス・トゥ・フェイスでやらないとダウンロードにならないというようなこともありますので、ある程度会議等が開催できるようになったら、その辺はご指摘のとおりしっかりと普及に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** これについては1つのアイデアがあります。これはほかのことで喋っているんですけれども、コロナが始まって以来、各世帯に10万円ですとかそういった給付金ですとか、いろんな、今度はプレミアム商品券もまた第3弾ですか、配ることになります。そういうときに必ず全世帯に通知を出しますよね。その中にこのアプリのダウンロード等を促すチラシを同封するとかですね、また商品券を引換えに来たときにもそういったものを、リーフレットを作成して渡すとか、そういったことに、今回のコロナの全世帯向け通知というのは本当に役立つと思うんですけれども、前もそういうことを言ったんだけどね本当は。

最後となるかどうか分かりませんが、今回、7月上旬に引換券を通知して、7月20日から発行するもう一段のプレミアム商品券事業の中でそういったことをやってみる考えはありませんか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** お答えします。

貴重なご意見、ありがとうございます。冬にも、過去の経済対策で住民のアンケートで、全戸配

布の同時にやればどうかということで参考にさせていただきました。今のご意見は参考とさせていただきます。ちょっと、つい私も社協の役員というか、会長をやっていて、先日、社協が事務局を務める団体の会議がありました。それで、社協の事務局は気を利かせたのか、アプリの入れ方、メールの紹介を集まった方々に資料を提供いたしました。村ができる発信力というのは、文書の発送で封筒に入れるものもまさにそうなんですけれども、いろいろ会議を招集したりする機会、防災に関係ない会議もありますけれども、住民が集まる機会というのはこれから増えていきますので、そういった機会を通じて行政の発信力というものを発揮していきたいというふうに考えています。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** そうなのはプッシュとプルという言い方をしますけれども、プルなんです。やっぱりプッシュ通知しなければいけないわけで。このシステムが始まってからもう1年以上経ちますけれども、本当にずっと観光客でもない一般の、昔から住んでいる、私の地区の八方の中の家庭の奥さんなんか、アプリのことを知りませんでしたから。広報に出しているからいいのかなんとかという、こういう待ちのプルの施策では駄目だと思うんですよ。プッシュを仕掛けなければ、プッシュ通知という言い方をするけれども。

1年経ちましたが、この設備の検証あるいは放送内容の検証というものは必要だと思うんですけども、それがどんな事業であれ検証というものは必要だと思いますが、この1年間、様々な検証はしたでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** どれをどういうふうに検証するのかという部分がちょっと見えませんけれども、この事業について、当然のことながら課題というものも出てきていますし、先ほどのアプリのダウンロード数というところも、その数としての検証というものは出てはきております。

ただ、システム上の問題があるかどうかという点については、大きな災害がないという部分もあつたりしますので、その辺で、実際の災害発生時にどこまでどういうふうに、いわゆる情報が届くのか届かないのか、それはできる限り情報を取得できるような形に進めていきますけれども、それがなければちょっと分からないかなというふうに思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 先ほどの答弁の中で、総務課長、3割程度ではないかということ、それでもまじなほうだということを言いましたが、全然ましではないというふうに思っています。

それと、屋外スピーカーのことも、これは2年前の質問のときに私調べましたけれども、近隣自治体で屋内スピーカーの数を省いているところってないんですね。みんな、聞いたら同じ業者でした。日立国際電気でしたか。同じ業者なんですけれども、省いたところはなかったんです。だか

ら、私は仕様書の段階で問題があったというふうに思っていて、初めに、多分頭が3億円というようなところを決めたところで、3億円ありきだったのではないのか。その中で宅内機やスマホ配信などを欲張った結果、屋外スピーカーの数を削らざるを得なかった。それが実態ではありませんか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 価格が最初にありきということではありません。システムについては、防災行政無線という方式と新たなキャリア系、いわゆる通信事業者が考える防災アプリ、その複数の形態でまずは事前のいろんな相談をしているという部分があります。

当時でいくと、宅内機というものの金額が非常に高かったという部分があります。それが、国では先ほど申し上げました宅内機を全てに備えつけるべきだという過去の災害を教訓にして、そういう方針で自治体が整備をしろというふうに通達してきております。

そのある程度廉価版、価格のめどが立ったときにどれだけの整備ができるのか。それと、避難行動を考えたときに、当然雨、当然災害のところていくと大きく考えるのは台風や豪雨災害になりますけれども、それを聞き取れる指定避難所なり避難所の近く、いわゆる平地のところをクリアすると。それは屋外子局でクリアすると。その考え方を提案をしているということで、全体の事業費が固まっているということになります。

この仕様についてどうなのかという話ですけれども、この仕様についても、当時一般財団法人である、防災関係を定款として定めている一般財団法人や信州大学の先生に、教授にも入っていただき、これが提案上の問題があるかどうかということも見ていただきながら、庁内の審査委員会に諮ったという経過でありますので、数が多いか少ないかということになると、もう少しあったほうがいいのかということもあるかもしれませんが、価格ありきで全体を決めたということではございませんので、その点をご理解いただきたいと思えます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 次に、放送内容の問題について質問いたします。

去年の3月からでしたか、本格運用された以降も、宅内機に放送されるお知らせというのは同報的なお知らせについてはほぼ変わってないですよ。税金の徴収ですとか、今日は何のごみを出す日、明日は何のごみを出す日ですとか、ほとんど変わっていないと思いますけれども、ただ、そのスタートのタイトルは、「防災はくば」ですということなんです。

防災はくばという言い方をしながら、ごみの収集だとか税金の徴収の時期だとか、死亡放送も相変わらずでした。そういったものを配信できるんなら、別に法的に問題なく、防災はくばとして放送できるなら、なぜこのスマホに文字で同じことを出さないのかということなんです。むしろこっちのほうが慣れてますよね我々としても既に。どんどん通知が入ってくる。その中で取捨選択し

て、要らないものはパッパと消していった、必要なものは残していく。そのほうが同じ放送を朝昼晩3回掛ける3日間とかやるよりも、1回文字だけで出せばいいと思うんですけども、なぜ今「防災はくば」としてやっているお知らせをスマホへ配信しないのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 放送記事の内容をスマホで送るかどうか、この辺についてはご意見として伺わせていただきたいと思います。

今、同報で流れている内容というのは、確かに議員は慣れているのかもしれませんが、よくお年寄りの方で、その時間帯で聞いているという方もいらっしゃいます。見直しというのはいざれにしろ出てくる部分もあるかもしれませんが、いきなり前回の段階でそういう話もしましたが、庁内の中でも、いきなり改変するのはいかがかということで残した部分もあります。

行政情報ですので、お知らせとして、それを少しでも触れることによりいろんなメリットはあると思いますから、メールを送りながらどうするかというところはちょっとご意見として参考とさせていただきますが、しばらくは同報無線を使いながら行きたいというふうに考えています。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** それはいいんですよ。宅内機で声を出すことを、それはそれを続けてもらえばいいんですけども、同じことをこっちもどンドン出していけばいいと思うんです。それによって、もちろん声に慣れているお年寄りは声でいいでしょうし、こういうものでプッシュ通知で文字で見たほうがパッと頭に入る世代もどンドン増えているわけですから、そのために宅内機、スマホ配信ということを今回、相当額をかけてやったわけですから、そういうことを利用してくださいということなんです。

それと、観光客にアプリを入れさせる施策というのは、私は必要だと思っていて、これは白馬村に来たら白馬村の防災アプリ、白馬村防災ナビを入れてもらえばいいと思うんですけども、入れてもらっちゃいけないことは何もないですね。

私は、例えばアイデアですけども、宿に入りますと各部屋の案内のよく冊子がありますよね。その中にアプリのダウンロードを促すリーフレットを、これは観光課で用意して、各宿の各部屋に備えつけにしてもらおうと。館内案内だとか観光パンフレットと一緒にそういうものを用意してもらえばいいと思うんですよ。そこには、例えばこう書けばいいと思うんです、「白馬村によくお越しいただきました。滞在中のお客様の安心・安全のために白馬村防災アプリをダウンロードください。そして、再び白馬村にお越しいただくまで削除しないでくだされば幸甚です。それでは、美しく安心・安全な白馬村をご堪能ください。」観光課長どうですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

私自身も白馬村の防災ナビとあとは観光庁のSafety tips、両方入れているんですけど、利用者の立場から見て、観光客として見て、どちらが使いやすいか、役に立つか。正直申し上げると観光庁のSafety tipsです。いろんな企業があり、それから先ほど村長答弁にもあったとおり、行きたいところを事前に5地点まで登録できるという点から、使いやすく便利なのはSafety tipsです。

ただ、丸山議員から今提案のあった村の防災ナビをお勧めするというような取組はやってみたいというふうに考えております。その先でダウンロードするかしないかは旅行者の判断によるんですけども、そういった取組をひとつ考えてみたいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 防災面だけで利用するんじゃないくて、観光案内にも利用するんですよ。

例えば、今どこそこの花が一番見頃ですとか、ぜひお立ち寄りくださいですとか、今日は岩岳で何かのイベントが開催されますとか。今、急に県道白馬岳線が通行止めになりましたとか、そういうことを発信していくものになれば、観光客にとっても非常にそれが便利なものになるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか、観光課長。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** おっしゃるとおり、機能が改善されていけばとても有用なアプリになるんじゃないかと思いますが、現状そこまでの機能を備えておりませんので、お勧めする、よかったらじゃないですけども、旅行者の判断で入れていただければ入れていただける、そんなご案内をしていきたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** あるものを使っていきましょうよ、ということなんです。何か今のままですと、防災という面でも明らかに今のままでは不備があるし、また観光的にも生かされていないと。今のシステムだけでは、この状態のままで改善がされなかった場合には、情報弱者・情報難民が多数出るといふふうに思っております。

防災は社会的コスト、決してけちってはいけない部分ではないかというふうに思いますけれども、最終質問になりますが、今の新防災情報配信システム、このままではちょっとまだまだ不備・不足があるというふうに思っておりますが、大事が起きる前に追加予算の投入の考えはありませんか。あるいは、さらなる普及策と放送内容の見直しを行なう考えはありませんか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 普及率を高めるというのはご指摘のとおりしっかり取り組まなければならぬと思いますので、そのように進めていきたいと思っております。

あと、設備の関係につきましては、先ほど観光課長も申しましたが、アプリ系で改善の余

地があるのであれば、それはそれで前向きに考えるべきかとは思いますが。ただ、いずれにしても、災害の情報を知るためには情報難民とならないように、幾つか複数を、1個だけ増強しても結局はなかなかうまくいかない部分がありますので、そこら辺は少し、先ほどの屋外の音達というのも実際にどこまでが音達区域に入っているのかということも正確には取れていない部分もありますから、そこも含めて、設備の関係については考えて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** やっぱり、2年前にも質問しましたし、先ほども総務課長にも質問しましたように、天気の良い日中の屋外の、屋外スピーカーがついていないところで畑仕事をするお年寄りですとか登下校する子供たち、それらは携帯・スマホを持っていないわけです。あるいは、白馬に遊びに来られた観光客、それらも白馬の防災アプリを入れなければクマが出ましたということは知り得ないわけです。

だから、そういう人たちにやっぱり情報を伝達する手段が必要なんです。今の設備のままで私はいいいというふうに思っていないし、スマホ配信というようなものを重視するならば、もっとも普及率を上げる方策を取る必要があります。観光客にも入れてもらえばいいじゃないですか。ちょっとやって見てください。そして、反応を見てください。うまくいけばそういったことによって情報弱者、情報難民を救うことができる可能性があります。

村長、勇退前の最後の定例議会となる一般質問をさせていただきました。厳しいことも言わせてもらいましたが、村長におかれましては8年間、本当にお疲れさまでした。とはいえ、できなかったことはできなかったこととして、このことも含め問題点や課題は素直に認め、残り任期の2か月弱を使って引継書にしっかりと記載し、次の村長に確実に引き継ぐことをお願いして一般質問を終わります。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6番田中麻乃議員の一般質問を許します。第6番田中麻乃議員。

**第6番（田中麻乃君）** 第6番田中麻乃でございます。本日は通告に従いまして、1点質問させていただきます。

障がい者福祉の充実についてです。

村では、平成30年4月に第3期白馬村障害者計画、令和3年4月に白馬村障害福祉計画、障害児福祉計画を策定し、それぞれ令和5年度までの計画となっております。

障害者総合支援法の基本理念においては、全ての障がい者及び障がい児が、可能な限りその身近な場所において、必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられること、社会参加の機会が確保されること、及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において、他の人々と共存することを妨げないことと規定されております。

生活と就労に関する一層の充実、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が求められています。

そこで以下について伺います。

- 1、福祉事業所における新型コロナウイルスの影響について伺います。
- 2、未就学児の療育支援及び放課後等デイサービスについて村の対応と課題について伺います。
- 3、庁内及び村内事業所における障がい者雇用に対する取組について伺います。
- 4、平成30年の計画策定時に、障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しています。そのときの課題をどう受け止め取り組んできたか、これまでの進捗について伺います。
- 5、長年要望されている障がい者グループホーム設立の進捗状況を伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 障がい者福祉の充実について、5項目の質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきますが、若干答弁が長くなりますが、ご理解をいただきたいというふうに思います。

1点目の福祉事業所における新型コロナウイルスの影響についてをお答えを申し上げますが、福祉事業所については、障がいを持つ方などが、日常生活を送る上で欠かせないものとして、コロナ禍にあっても国より継続を要請されている分野の一つでもあります。

事業所は、基本的な感染対策を徹底した運営が求められるため、衛生資材の購入をはじめとしたかかり増しの経費の発生に加え、報酬面では感染を懸念をしての利用控えや就労系サービスと言われる就労移行支援、就労継続支援等では、受注作業の減少が減収につながるなど、大きな影響があったものの、国等の各種支援もあって、その影響は最小限にとどまったものと考えております。

その一方で、障がい者にとっては、毎年楽しみにしている春の運動会が2年連続中止をされ、また日常生活においては、マスクの着用など、以前のような自由な行動が制限を受ける中でストレスによるメンタルへ与える影響は大きなものがあると心配するところでもあります。

2点目の未就学児の療育支援については、乳幼児健診から始まり、2歳児相談、あそびの教室、ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ、5歳発達相談、理学療法士などの個別相談など実施をしております。この相談やあそびの教室を通して、児童の発達の度合い、様子など、児童の特徴、特性などを知る機会として、またその児童に合った関わり方を学ぶ機会として、さらには就学に向けた支援をしていく場として実施をしております。

この事業と連携し、保育園に入園している児童で支援が必要な児童には加配保育士を配置をし支

援をしていくことや、幼稚園も含めて関係機関と連携し巡回相談など実施をしております。

特に支援が必要な児童においては、村の就学支援委員会にエントリーしていただくことで、就学時にスムーズな支援につながるよう取り組んでいるところです。

放課後等デイサービスについては、児童福祉法に基づく就学中の障がい児における生活能力等向上のために重要なサービスとなっております。

白馬村では、小谷村にある療育センターそらいろへの通所が主となりますが、利用する児童は年々増加傾向にあり、毎日定員いっぱいに近い状態が続いていますので、村内にも1か所事業所があるのが理想ですが、現実的には難しく、そのため年齢的な面や支援の必要性の度合い等を考慮しつつ、支援が必要な児童に対し確実にサービスを提供することができるよう事業所と緊密に連携をしているところであります。

また、放課後等デイサービスは重要なサービスではありますが、その前の未就学児の段階において、早期に発見し支援を行なうことにより就学の際に支援が必要でなくなる場合もあることから、子育て支援課を中心に、健康福祉課両課が連携をして未就学児の療育支援についても、一層推進をしていく必要があると考えております。

最後に課題でありますけれども、放課後等デイサービスについては、先ほど申し上げましたとおり、未就学児の療育支援の課題としては、療育支援事態に難しさがあると思っております。児童には様々な特徴、特性があることから、児童との関わり方や、職員が感じていることと保育者が感じていることが、必ずしも一致をしないということでもあります。幅広い支援をしていくには、保護者の方の理解と協力が必要となることから、引き続き情報交換等を密にし、幅広い支援ができるよう努めてまいります。

3点目の庁内及び村内事業所における障がい者雇用に対する取組についてお答えをいたします。

事業主は、勤務する職員の一定割合、法定雇用率以上の対象障がい者を任用することが義務付けられており、国や地方公共団体は2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%の法定雇用率が設定をされております。

まず、庁舎内の取組についてであります。障がい者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策の実施及び効果的な推進のため、村では令和2年に白馬村障害者活躍推進計画を策定しています。計画期間は、令和2年4月の1日から令和5年3月31日までの3年間で、採用目標は令和4年6月1日時点の雇用率は2.5%とする旨を計画にうたっています。また、雇用率を障がいのある職員の定着率を向上をさせるため、障害者雇用推進者に総務課長を、障害者職業生活相談員に総務係長を置き、庁内体制を整えているところであります。

具体的には、障害者職業生活相談員と障がい者在籍部署の係長職、在籍障がい者と月1回程度情報交換を行ない、必要に応じて会議を開催する計画としています。

障害者職業生活相談員に専任された者について、長野労働局等が開催をする障害者職業生活相談



員資格認定講習、その他研修等を受講させ、在籍障がい者からの相談に対し、有意義な助言等ができる人材育成を行なっているところであります。

令和4年6月1日の障がい者雇用の実績については、目標の2.6%に対し、令和3年6月1日の基準では1.68%であり、法定雇用障害者数を達成には、現状に加え、さらに1名の障がい者の雇用が必要な状況です。雇用については、ハローワークに情報提供を依頼をしており、これまでも相談に応じて雇用を行ないましたが、最近では、村で雇用を予定している事務作業や清掃業務等に関して、就業希望はなく、雇用に至らないのが現状であります。

次に、村内事業所における状況についてありますが、民間企業の法定雇用率は2.3%で、従業員を43.5人以上雇用をしている事業主は、障がい者を1人以上雇用しなければなりません。村として、定期的に把握をしているものではありませんので、長野労働局から提供を受けた令和元年6月の1日時点の情報としてお答えをいたしますが、対象企業数が少なく、企業や個人名等が特定されるおそれがありますので、雇用率のみをお答えいたしますと、村内の対象企業における雇用率は、1.62%です。雇用・就業は障がい者の自立と社会参加のための重要な柱であり、これを実現するためには、障がい者が能力を最大限発揮をし、適性に応じて働くことができる社会の実現が必要です。村の第3期障害者計画でも掲げておりますとおり、大北圏域障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携して、職能訓練の充実や就労移行支援体制の整備、職場定着支援、加えて企業者雇用主に対する理解と協力要請などの取組を進めてまいります。

4点目の障害者手帳所持者へのアンケート結果の受け止めや取組、進捗についてですが、課題等についてはアンケートに回答された方の障がいの程度や、障がいの種別も様々であって、そのため課題についても同様に、障がいのある方の障がいの種別等により、人それぞれの課題があります。どれも、切実なお声として受け止めさせていただき、可能な範囲でこれまで取り組んでまいりました。

進捗につきましては、一例を挙げると事業所へ通所する際の交通費の補助があります。これは白馬村にない種類の村外の事業所へ通所したいが、交通費がかさんでしまうことから補助制度をつくらせてほしいとの声を受け、村独自の補助制度を創設をした例もございます。

このように、少しずつではありますが、様々な機会において、障がいのある方及び支援者のお声に耳を傾けることで、日々変化し続ける障がい福祉に対するニーズをタイムリーに把握をし、障がい者ニーズに沿った障がい福祉施策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、グループホームの設立の進捗状況についてお答えをいたします。

グループホームの整備につきましては、これまで過去の議会の一般質問において、複数回にわたり答弁をさせていただいておりますが、グループホームは障がいがあっても地域で安心して自立した生活を送ることができる入居施設であり、障がい者支援団体等からの切実な要望については、重いものがあるというふうに思っております。そのため、当白馬・小谷地域でのグループホームの重

要性については、小谷村とも共通の認識の上に立ち、協力し整備に向け進めてまいりました。

現在の状況につきましては、本村でのグループホームの開設を希望する事業者より、県に社会福祉施設等整備事業を活用した施設整備計画を毎年提出をしておりますが、残念ながら採択をされずに大きな進展はありません。

しかしながら、障がい者とその家族が安心して暮らしていくことができますよう、グループホームの整備については、引き続き積極的に支援をしてみたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

田中麻乃議員の障がい者の福祉の充実についての質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** まず、福祉事業所における新型コロナウイルスの影響については、ご答弁では国の支援で最小限に抑えられているというお話でした。ただ、村にある就労継続支援B型の施設におきましては、答弁でもございましたけれども、コロナの影響により、イベント等の出店や販売もなくなり、物販を含む収入が減ったこと、また無人販売などの取組もされたようですけれども、そういった物販も盗難にあたりということで大変苦しかったとお伺いしております。

国の支援以外で、村としてそういった場合に、どのような支援を行なったのか、またコロナ禍に限りませんが、こういった障がい者の事業所であったり団体が、公共施設やイベントへの出店、お店を出したりとか、展示する出展もありますけれども、そういった意義というのは、普段は生活の場が分離されてしまっている障がい者と地域住民が交流を深めたり、障がい者や施設への理解を深めることが大事ではないかと考えております。この点においても今後どのように推進していくのかのお考えを伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** お答えいたします。

コロナの影響下における物品販売等につきましては、例えば、就労継続支援B型のクロスロードさんですとか、あと大町市のがんばりやさんについては、村のほうへお昼どきに、月1回から2回、コロッケ販売とかパンの販売行なってますが、これについてもコロナの影響で、本村で例えば県の感染警戒レベル5ということで、発出されたときには休止した時期もございます。当然その分については減収になったと考えております。で、その分については、例えば今ニュース等で問題になっていきますけど、持続化給付金ですとか、そういうのも受けれますんで、そういったところで減収分については補填していただくことができたと考えています。

また、地域住民との交流につきましてはですが、こういったコロナ禍ですので、やはり人との密を避けるということで、ある程度、そういった交流が制限されるのはやむを得ないのかなと思います。これで、今、新規感染者数も比較的落ちついてますし、そういった中で何ができるのか、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） そうですね、今回、コロナ禍という災害対応と同じような形で、なかなか新たなことを考えてのシーンというのは難しかったのかもしれないんですけども、やはり一般の方と違って、孤立する確率ってすごく高くなってくると思うんです。さらに、物販に関しても、せっかく農作物が取れたのになかなか販売する機会がないというところで、保護者の方々が、自分たちのついでで販売先を探していたという状況があります。そういったところで、やっぱり先ほどおっしゃられたように持続化給付金で補填するといった金銭的な支援というのも分かるんですけども、そういった販路先を何とか探してみるとか、そういったほかの事業者さんと連携するなど、ほかの支援をぜひとも考えていただければ、何と言うんでしょうね、その金銭的な支援だけではなくて、普段の事業継続しながらの支援というのも考えられるのではないかと思いますので、引き続きそういったところへのお考えをいただければなと思っております。

続いて、庁内及び村内事業所における障がい者雇用に対する取組についてなんですけれども、まず、障がい者の就労としては、まず働くということを前提とすれば、可能であれば一般就労、それが難しい場合は最低賃金が保障される就労継続支援A型、A型も難しい場合には、就労継続支援B型ということになるかと思えます。いずれにしても、ご本人の意向にできるだけ添った形の就労ができるようにサービスを提供しなければなりません。

障がい者の就労支援に当たっては、障がい者が働けるように支援するだけでなく、雇用する側が安心して雇用できるように、経営者、従業員の障がい者への理解の促進と就労後の継続的な支援、ケア付の就労ですね、それが重要だと考えております。

まずは、就労継続支援B型の事業所、村のですね、村内、村外の利用者の数の内訳についてお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。

クロスロード白馬でやっています就労継続支援B型ですが、まずこちらについては、障がいのある方が、一般企業への就労が不安あるいは困難な場合に雇用契約を結ばない軽作業などを行なうことで工賃を得るといったようなサービスになっております。

白馬村の就労継続支援B型については、クロスロード白馬さん1か所ですけども、そちらのほうには現在23名の方が通われています。あと、大町市に白馬村の方が利用している施設については、事業所が6か所ありまして、そちらのほうには全部で16名の方が利用されています。で、1名、白馬村と小谷村の施設、それぞれ重複して利用している方がいらっしゃいます。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 白馬の場合ですと、おっしゃられたようにクロスロード白馬1か所というこ

とで、ご答弁にもありましたけれども、通所の際の交通費補助の制度も創設されたということで、白馬以外の事業所に通われる方にとっても、制度のほうつくっていただいて支援されているということは分かっております。

例えば、前段でも申し上げましたように、障がいの特性や職業選択の自由を踏まえれば、村内に多様な事業所があったほうが良いと考えるのですが、その点についてはお考えはいかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** 村内にもう1か所B型の事業所をとということですが、その考えにつきましては、利用者にとって通える施設を選べるのは大変いいことだというふうには考えております。ただ、村内には既にクロスロード白馬さんが1か所あるということと、大町市のほうの施設も利用されているということがありまして、事業所を実際増やしてほしいという話は、今のところちょっとお聞きしたところはないんですけれども、事業所が継続していくためには、ある程度の利用者さん確保しながら経営していかなきゃいけないということで、その辺については今後ちょっと検討させていただければと、いろんな話を伺いながら検討させていただければと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 事業所の中でも、いろんな通われている方のお話ですと、仕事が選べないのがやっぱり難しいというお話も聞きます。ですので、事業所が増えるのももちろん望ましいことなんですけれども、事業所の中に、他にも連携していただける会社が増えるといいのかなというところも思いますので、ぜひ職業選択の点で、クロスロード白馬さんと連携していただけるような事業所さんも増やしていけるような形での啓発もお願いできたらなというところを思っております。

法定対象事業者です。村内事業所における法定雇用率で、先ほどご答弁されてましたけれども、対象企業数が少ないというお話をされてました。私、この質問するに当たって、特に法定雇用率で縛られている事業者さんを対象としているわけではなくて、特に別にそういう法定雇用率に縛られなくても、障がい者雇用に対する意識を高めていくことは、村でも、もちろんハローワークもそうですけれどもできると思っております。

それが、障がい者を雇い入れた場合なんですけれども、厚生労働省管轄の助成金の活用というのが考えられます。細かい内容までは申し上げませんが、もちろん申請要件様々あります、けれども、障がい者を試行的に雇い入れた事業主に助成されるトライアル雇用の助成金であったりですとか、ハローワーク等の紹介、求人票を障がい者雇用可という形で出さなきゃいけないんですけれども、そういった紹介によって、障がい者を継続して雇い入れる場合に助成される特定求職者雇用開発助成金など、ほかにも活用できる助成金が多くあります。

先ほどご答弁でも、ハローワークさんと連携してというところをすごくおっしゃられてましたけれども、ハローワークの管轄って大北5市町村全てで、それよりも、やはり各自自治体が、そういったきっかけなんですけれども、助成金を活用しながら障がい者雇用を法定雇用率に限らず、いろん

な事業者さんに普及するのも一つの手なんではないかと思っています。

実際、私も、社労士のお客様に障がい者雇用をご提案させていただいて、就労継続支援B型と障がい者雇用の両方を活用していただいた事業者さんもおられました。もちろん助成金ありきではありませんが、きっかけとしてご活用いただくことで、制度の普及と村の障がい者雇用を進めていただけたらと思っています。

障がい者雇用において、村の企業に対する啓発ですとか、そういった部分の支援体制というのはどうなっておられるのかをお伺いさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** ちょっとお答えになるかどうか分からないんですけども、障がいのサービスの中に就労移行支援という事業が一つあります。で、現在3名の方が利用されていて、うち2名が実際一般企業のほうへ就職され、につながっているということで、またそういった障がい者の就労、あるいは障がい者を使う側、雇用主さんたちの相談についての相談も大町市のほうにあります、大北障害者支援センターというのがあるんですけども、そちらのほう、就労支援センターですかね、そちらのほうと連携しながら、当然障がい者雇用については、障がい者はもちろんですけども、それを雇う側の理解というのが非常に大事になると思いますので、そういったところの働きかけについては、今後力を入れてやっていきたいなというふうに考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** そうですね、平成30年に取られたアンケートでも、就労のところに关しましては、やはり雇用する側の企業への理解ですとか、採用していただける側の職業選択というところも、アンケートで多い回答数になっていたかと思います。

私も、実際、その、事業者さんにご案内するときは、そもそもあんまり障がい者雇用という意識が、そもそもない事業者さんのほうが多いので、もしかしたら一つご提案するだけで一歩進むかもしれないので、そういったものも村も進めていただければなと思います。継続してよろしく願いいたします。

続きまして、未就学児の療育支援及び放課後デイサービスについてお伺いしていきます。

まず、療育支援を必要とする未就学児と就学児の人数についてお答えください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

**子育て支援課長（下川浩毅君）** 未就学児の支援が必要なお子さんということで、こちらのほうで把握している人数でいきますと31名。そのほかに療育まではいきませんが、やはり家庭の環境とか、そういった形で支援が必要な子もまだいるということで、こちらほうは考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 今のご答弁ですと31名よりもう少し幅広な人数が、もしかしたらいっし

やるのかもしれないというところで受け取りました。

ご答弁のほうでも、支援につなげるために、2歳児発達検査ですか、ほっぷ・すってぷとか、5歳児発達検査とかされているというところは伺いましたけれども、乳幼児健診における発達障害の早期発見であったり、早期療育支援につなげるために、具体的にどのような支援体制を取っているのかを改めてお答えください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

**子育て支援課長（下川浩毅君）** 一応こちらのほうでは、包括支援センターというか、相談センターのほう立ち上げておりまして、その中で、保健師2人、保育士2人、それから専門の相談員を置いてございます。

まず、2歳児健診のところになりますと、まず保健師のほうから母子健康保健の観点から入るんですけども、そこでその成長の度合いですね、そこら辺のところを見ていって、それから次の健診とか相談業務、それから遊びの教室等、それを通じて保健師と保育士、また専門の相談員と合わせてやっていくと。あと特にその支援が必要なお子さんについては、理学療養士とかそういった専門の方の個別相談のほうを設定させていただいて、それで支援をしていくという状況です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** この療育支援に関しましては、ご答弁にもありましたように、やっぱりなかなかいろんな個性のあるお子様がいらっちゃって、また保護者の理解と協力がなくなかなか難しいという答弁でもございました。

特に健診、5歳児発達検査とか、そういうところにおきましては、やっぱりなかなかその保護者の方も結果を受け入れられないような保護者様も中にはいらっちゃって、とても傷ついて、特に、多分行政側はあまり——何ていうんでしょうね、言い方がすごく難しいんですけど、とても保護者が傷つくような言い方をされたりというところもよく聞きます。特にアンケートとかにもありましたけれども、あまり、特にスクラムネット関係の先生に関しましては、密に接しているわけではないんですけど、多分ふいに発した言葉がかなり傷ついてしまったというところも伺います。ですので、実際、村の保健師さんとかそういった方々に関しては、満足度が高かったりするアンケート結果も出ていますけれども、特にやっぱり求められているのが、専門的な知識をもって具体的なアドバイスができるような支援員がほしいという回答も70%以上にも上ったんですけども、そういった具体的なアドバイスと、また保護者それぞれに合った相談体制というのが、とても言い方難しいんですけども、そういったところの人員配置等はできているのかどうか伺わせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

**子育て支援課長（下川浩毅君）** 行政のほうの体制といたしましては、先ほど言ったように保健師と保育士、相談員しか、ちょっといないんですけども、その中で専門な方といいますと、先ほど出ま

したスクラムネットさんとか、その関係で、個別相談につながるケースには、理学療法士、作業療法士さんのほうに来ていただいて、個別の相談をしているというところですよ。

あと、先ほどちょっと指摘がございました、話し方といいますか、どうしても保護者の方に対して、こうちょっと、言い方があまり思いやりがなかった言葉をかけてしまったということもあるというふうにお聞きしましたので、そこについては、また専門の方とお話をさせていただいて、できるだけそういった思いやりのある形で接していくということで注意したいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** ぜひ思いやりのある言葉で接していただいといたしますか、やっぱりその子供の発達って、保護者にとってはとてもすごい大事なナイーブな問題で、少しの言葉でも傷ついたりですか、親は自分を責めたりしますので、そういったところを気をつけていただいて、よりよいものにしていただきたいなと思っております。

そういった支援をしていくに当たって、支援からどうしても離脱してしまうといいますか、治療をやめてしまうといったケースはあるのかどうかを伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

**子育て支援課長（下川浩毅君）** 一応、こちらのほうで聞いているお話ですと、離脱したっていうところは聞いてないんですけども、やはり若干ちょっと距離を置きたいようなお話は伺ったことがございます。その場合につきましては、ちょっと担当者を変えたりして、それで支援に入っているという状況でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** いろいろご対応されているということで、継続的な支援につながるように、ぜひお願いいたします。

療育支援を必要としている未就学児の就学支援と小学校と村の連携についてお伺いしたいのですが、ご答弁でも就学支援をしているというところではありましたけれども、やはりあの保育園ですと、加配の先生が配置されていて手厚くしていただいているんですけども、小学校に上がるのがとても不安で、なかなか通級支援ですとか学びの教室になかなかつながらないといったお話も伺います。そういった点ではどのようになっているのかをお伺いさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

**子育て支援課長（下川浩毅君）** 一応就学への引継ぎの関係でございますが、なるべくその保護者の方に情報交換をさせていただいて、どうしても保護者の理解がないと、なかなか支援につながらないということになります。できる限りそこは努力してるんですけども、やはり中には、ちょっと保護者の方で同意が得られない方もいらっしゃるしまして、そういう場合はもう小学校とか上がったときに通常学級のほうにそのまま上がってしまうと。ただ情報としては、学校の先生のほうにもそう

いった情報は上げてございますので、またその小学校に上がった段階で、またできるだけ保護者と情報交換して支援をしていくような形で、現在も進めてございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** そうですね、その特に就学支援もそうなんですけれども、特に学年が上がることによって、担任の先生との意識が違うというところのご相談もよく受けます。担任の先生の知識であったりとか、そういうところの差があるとは思うんですけれども、なるべくスムーズに進級できるような形での支援体制を引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、放課後等デイサービスについてなんですけれども、先ほどご答弁でも小谷のそらいろさんと連携されているということでしたけれども、この放課後等デイサービス、今、村が連携しているのは、そらいろさんだけなのか、大町にもキッズウィル等あると思うんですけれども、そういったところとの数、連携できる数と、受入可能数、答弁ではもう定数いっぱいというようなお話はされてましたけれども、そういった総数と今後の見込みについてお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** 放課後等デイサービスの利用者につきまして申し上げます。まず、小谷村にある療育センターそらいろさんのほうには、利用の登録をされている方が45名いらっしゃいます。あと、大町市の先ほど議員おっしゃいましたキッズウィルのほうには2名、今現在利用されている方がいます。定員を見ますと、そらいろさんの定員を見ますと、日10人ということになっていきますので、先ほど村長答弁でも申し上げたとおり、ほぼ利用定数いっぱいの利用があるということで、今後ますますこういった施設を利用していかなきゃいけない、必要とする方っていうのは増加していくものだというふうに考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 放課後等デイサービスの利用を希望する場合に、通所受給者証の発行が必要だと思うんですけれども、発行の要件と標準処理期間についてお答えください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** すみません。承知しておりません。

**議長（太田伸子君）** 質問はありませんか。田中議員。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 分かりました。恐らく子供、児童生徒によっては、障がいの等級であったり、予算的な部分で月に何日受けられるっていったところが決めて来られると思うんですけれども、そういうところで、予算によって適切なサービスを適切な頻度で受けられないようなケースがあったのかどうかお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** その件につきまして、実際そういった利用が制限されるとかいうケースについて、すみません、こちらも把握しておりません。



議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） ほかの自治体によっても、やっぱり福祉的な予算が削られてしまったというところで、各自治体いろんな事情があると思うんですけども、もともと前の月では、例えば週に3回受けられていたのに予算の関係で週2の削られたといった事例もあるというふうに聞いています。アンケート調査でもそうなんですけれども、やっぱり回数が少ないとか、どういう保護者が受け止め方をされているのか分からないんですけども、本当にその子に合った適切な回数で適切な支援が受けられているのかどうか、またそれによって予算が適切なのかどうかというところは、引き続き検討していただきたいなと思っております。

こちら、次なんですけれども、もし答えられたら結構です、小項目にないんですけども、医療的ケア児の人数と、医療的ケア児に関する相談体制ってどのようになっているのかお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川子育て支援課長。

子育て支援課長（下川浩毅君） すみません。ちょっと把握してございません。申し訳ありません。

議長（太田伸子君） 田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） こちら何で聞かせていただいたかと言いますと、今回令和3年4月に策定された障害児福祉計画のパブリックコメントのほうに、医療的ケア児のことが書かれておりましたので、人数は少数だというふうに書かれておりました、ご回等のほうで。なので、白馬村でも少なからずいらっしゃるということで、そういったケア児に対する相談体制はどのようになっているのかなというところでお伺いさせていただきました。すみません、質問になかったので失礼いたしました。

続きまして、長年要望されている障がい者グループホームの設立に関してなんですけれども、私、毎年毎年、この質問させていただいております。やはり、前向きに、前向きにといいますか、事業者さんのほうと引き続き積極的にご検討されているということなんですけれども、その中で、前段のほうでも読み上げましたけれども、まず障がい者がどこで暮らすかっていうところは、ご本人の意向がもちろん最優先されなければならないと思っております。高齢介護でも住み慣れた地域、自宅での生活というのが重視されていますが、障がい者も同様に施設から地域へという流れが基本となっております。本人の意向が尊重され住み慣れた自宅や地域で暮らせるようになることが理想なんですけれども、それによって、ご家族の方が介護、介助に当たることになれば、家族の負担が増して、仕事を辞めなければならないような状況も生じる可能性が十分あると思っております。

地域移行を進めるに当たっては、サービスの受け皿を用意することと併せて、ケアの社会化、家族の負担軽減にも取り組まなければならないと考えております。地域生活への移行を進める上で、何が課題と認識しているかどうか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** 障がい者の方が、親御さんが年を取って、地域を、白馬村にグループホームがないために地域を離れなきゃいけないというのが今の現状です。そのためには、まず地域に住居、住む場所を確保しなければならないということは強く思っております。地域の障がい者が地域移行支援を進めるために、地域移行支援というものがあまして、障がい者の施設を出たり、病院から退院したりということで、支援をする障がい者に対して地域移行支援を使ったグループホームですとか、そういうところの地域移行への取組と連携しまして、住居の確保、地域生活に移行するための相談ですとかそういったものが必要になってくるのかなと思っております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 今、障がい者の方を介護されているのがご高齢の方というところも勿論ありますけれども、その障がい児含めて働き盛りの年齢であっても、やっぱり介護離職というものが増えていて、そういった中で、やはり、結局はその、介護離職をすると、自立できる一人の人がやはり職を失うという形になる負の連鎖というのが、今やはり問題になっているかと思えます。こういった家族の負担を軽減するためには、村としても訪問系ですとか、日中活動系のサービスも充実させる必要があると考えているのですが、村としては今後どのように受け止めて推進していくのかお伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** 障がい者の家族支援というものは、もちろん大変重要なことだというふうに考えておまして、在宅のサービスを確保するというのも必要になってまいります。

今後ですけれども、村としては家族支援としてどのような体制がとれるのか、どのような支援が必要で、どのようなことが実際支援としてできるのかということ、当事者ご家族からの聞き取りですとか、そういったものを生かして、今後取組として進めてまいりたいというふうに考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** もちろん障がい者グループホームに関しても、10年以上前から要望されているもので、その年齢がこう上がってきているだけなんですよね。10年以上前に要望されていた方も、そのときは必要なかったけれども、やっぱり今になって必要というこう時間的経過があって、結局今、答弁でおっしゃられたように、そういった家族の負担を軽減するためのサービスも必要だということは理解しているということだったんですけれども、これからどうしても高齢化になっていくに当たって、そういった人たちが増えてくるわけで、やっぱり働き盛りの人たちが職を失うケースというのも今後増えてくると思うんですよ。ですので、なかなか福祉的なものというのは、もう終わりがなくてですね、こういったグループホームの設立も、もう10年以上前からずっと解決されない問題で残っておりますので、そういった問題と並行しながら今の課題を未来に向かって解決していただけたらなと思っております。

最後にですけれども、私、障がい者福祉に関しては、在任中継続して質問させていただきました。本当に福祉というのは、乳幼児からご高齢の方、世代を問わず、小さな声に耳を傾け、マイノリティーの方々に寄り添い、誰一人取り残さない多様性を尊重する社会を実現するのが、真の行政サービスではないかと思っております。白馬村の障害者計画の基本理念における「障がいの有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮することができること、自分らしく生きていくために、必要な支援を地域全体の理解、協力の下、受けることができる」ということを根底にお互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生するまちづくり、一人一人が自分らしく尊重される村に向けて歩いていただけることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第6番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時57分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

**第7番（太谷修助君）** 7番太谷修助でございます。村長、2期8年の間、非常に村のために頑張っ  
てこられたということが私も分かっておりますし、記憶しております。

ただ村長、残念なことにスタートのときからいわゆる神城断層地震から始まって、この足かけ3年は本当にコロナの影響で大変な思いをしたというように思っていますので、本当にかわいそうという部分もありますし、よく頑張っていたという部分もありますので感謝しております。それをまず冒頭にお伝えしまして、最後に厳しい質問をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

今回は2点質問させていただくのですが、まずその1点目、白馬村図書館等複合施設建設計画の進捗状況と過去の検証について。

駅建設計画の断念から2年が経過しました。今、新たに反省を踏まえて検討委員会が発足し、すでに2回の会合が開かれました。下川村政のスタートの公約に図書館建設計画が掲げられていたと記憶しています。2期8年の間には紆余曲折があり不運にも神城断層地震に始まり、後半の足かけ3年はコロナ禍に振り回され、本当にスムーズな村政運営とはいかなかったかと思ひます。心情をお察しいたします。

しかし、文化、教育、歴史のシンボルである図書館建設は本村にとって必要不可欠なものです。そこで以下の点について質問いたします。

- 1、現在の計画の進捗状況は。
- 2、前回の計画と大きく異なる点は何か。

- 3、過去の反省点は何か。
- 4、駅建設計画に要した費用は合計で幾らであったか。
- 5、建設のコンセプトや規模の変更は考えているか。

お願いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太谷議員の図書館等複合施設についての質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

白馬村図書館等複合施設の計画の進捗状況と過去の検証についてご質問をいただいておりますが、この複合施設につきましては、JR白馬駅を最優先選定候補地として令和2年3月に基本計画を策定いたしました。その後のJR東日本との協議や民間企業へのサウンディング、議会や住民の皆さんからの反対の意見なども踏まえて令和3年3月に候補地を含めて基本計画を見直すことを決定をしたところであります。

1点目の現在の計画の進捗状況につきましては、令和3年9月議会で計画見直しのための検討委員会に関する補正予算を計上し、中学生や高校生も含む多様な方々に委員の就任を依頼をいたしました。感染症の影響により、冬期は会議が開催できませんでしたが、年度末に初回の検討委員会を開催をし、先月2回目の会議を開催いたしました。検討委員会は、2から3か月に1回程度開催をし、居場所や交流といった複合施設の役割に主眼を置き、それぞれの委員や周囲の人たちがどんな過ごし方をしたいか、どんな場所であればそれが実現できるか、多くの人が施設の運営に関わるためにはどんな仕掛けが必要なのかといったことなどを話合っていく予定であります。

2点目の前回の計画と大きく異なる点でありますけれども、まず1点目は、候補地の変更に伴い複合施設の機能や規模についても一部変更となることが考えられますが、現時点では何をどのように見直すべきか検討している段階ですので、具体的な変更点はもう少し検討が進むまでお待ちをいただきたいなというふうに思います。

また2点目は、基本計画策定の時点で実施できていなかった官民連携に関する調査を行ない、基本計画に反映する点であります。複合化や集約化を伴う施設整備について事業費が10億円以上となる場合は、白馬村PPP・PFI手法を導入し、優先的検討ガイドラインによりまして、官民連携手法を優先的に検討することになっていることから調査費用の全額が国庫補助となる国土交通省の先導的官民連携支援事業を活用し、専門的な調査等を実施をしてみたいというふうに思っております。

白馬村の図書館等複合施設に対しましては、興味を持っている事業者が複数いることは確認をしておりますが、住民の豊かな暮らしを実現するためにどのような形の官民連携の在り方がよいのか、地域の住民や事業者の参画も含めて検討していきたいというふうに考えております。

3点目の過去の反省点でありますけれども、基本計画策定のプロセスが不透明であり、候補地につ

いても民意を反映していなかったことが挙げられます。議会でも批判をお受けをいたしました、基本計画の見直しに当たっては担当課において住民主体の検討委員会を設け、誰でも参加できる説明会、意見交換会を開催するなど検討経過を公開をして民意を確認をしながら進めていきたいというふうを考えております。

4点目のこれまでに要した費用につきましては、基本構想の策定に約480万円、基本計画の策定に約600万円を委託費として支出をしていますが、これらは候補地を駅に限って検討したのではなく、住民ニーズの把握や事例調査、有識者会議やワークショップの運営、コンセプトの考案や機能の検討など、複数の候補地を前提として情報を整理をしたものであり、駅前建設計画に要した費用という考えではございません。

最後に、施設のコンセプトにつきましては、多様な創造性と出会い、そしてまた豊か未来へいざなう道しるべとしておりますが、これは白馬村の基本理念である「白馬の豊かさとは何か、多様であることから交流し学びあい成長する村」を具現化する施設と位置づけたものであり、現時点では変更するつもりはございません。

施設の規模については、候補地の見直しに伴い、付帯的な機能と併せて変更する可能性があるというふうを考えております。

長年にわたり検討してきた事業でもあり、いつまで経っても完成が見えないとの声も聞かれますが、待ち望んでいる住民も多いことからしっかりと検討をしながら、また議員の皆さんからも「しっかりと検討して、そして基金を積立てて図書館の建設にすればどうだ」と、このようなご意見も頂戴をしているところでありますので、白馬村を象徴するような施設にしていきたいと思いますというふうを考えておりますので、よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** 5点質問させていただいたんですが、答弁が非常に短いということは質問をたくさんしろということの裏返しなような気がするものですから、最後村長、これとても大事な問題でして、ちょっと蓋をして過ごさせてしまうということは村民益から考えますと非常に皆さんは心配をされていますので、改めて過ぎたことなんです、これをまた踏み台にして新しい図書館計画をしようということだったらこの答えに対しては避けて通れない問題だっというように私も思っていますので、特に私、今回非常に心配していることは、せっかく検討委員会の皆さんが、すごくいい村民の皆さんからたくさんの意見をいただいて「こんなようにしたがいよいよね」「こうやってやったらもっとすばらしいものになるよね」という形のはできて検討委員会で出たものがある日突然、ぽこっと駅のとこに決まったと。みんな「えっ、何で」ほとんどの方が私そう思ったんではないかと思えます。

それでもう1つ言えば、行政の皆さんも一生懸命やられて本当にいいものを作りましようって頑

張ってきたんですけど、その担当された方たちも課長さんクラス含めてね、皆さん「えっ」と思って残念だと思っていた方が私、多いのではないかとこのように思っているんですね。それは村長も非常に苦しい立場というのはある意味分かる気がしますし、逆に追及したらいけないんじゃないかって私も変な意味の忖度はしたりとも思ったんですが、これやらなかったら議員やっている価値ないというように私、自分で思っていますので、ここは最後、村長、本当に苦しんで、これもう2か月で終わったら美味しい酒を応援団の支部長として一緒にお酒飲めればと思っていますので（笑声）今ここで本当に「俺、実はこうだったよ、苦しかっただよ」ということを言っていただけであればいいですけど、多分無理でしょうね（笑声）多分そうだと思います。でも今私言ったようにそういうことで村長、何かご答弁いただけるものがあったらお願いします。

**議長（太田伸子君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 別に私は駅を断念してそして次の候補地というふうに関今、検討を進めているわけでありまして、駅にしたということに対しても私は一つも後ろめたさも何もございません。

当時、検討委員会のほうでこの駅の大糸線がだんだん乗る乗客も少なくなってくるそういった中で、駅と一緒にやることによって地域が活性化できればいいという思いもありました。

そんな中で駅を最優先候補地として決定をしたわけでありまして、ただ、議会の皆さんにも再三、私はそういう説明をしたわけでありまして、駅と言ってもハードルは高いよと。駐車場の問題から、それから果たして子育てがあそこでもいいかどうか、そういったことも私の頭の中では非常に心配もしたわけでありまして、検討をしていくためには一つ足がかりとして候補地を選定しないと次のところへ移っていけない、そんな思いもありまして、私はああいう形で判断をしてあるわけでありまして、このことは議会の皆さんにも再三、私、説明はしておりますけれども、そういったことを反省を踏まえて今度の次のステップに、住民の方も非常に心配をしていると、期待をしているということは私もまだ変わりはありませんし、新たなPPPとかPFIというようなそういったことも検討材料だとしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、私、別に全然苦しい答弁はするつもりはありませんけれども、堂々と次の候補地のほうへ、駅を断念して次のほうへステップを踏み込んだということでありまして、皆さんから今度は支持されるような図書館ができればなど、こんなふうに思っておりますし、先ほどもちょっと触れましたけれども議会の皆さんからも「えらい村長慌てないで、しっかりと財政的にも厳しいし、検討してそれでやってきょうか」と、こんな提言もあったわけでありまして、くどいようでありますけれども、村民は非常に期待をしている施設でありますし、ただ図書館ということだけではなくていろいろな子育てもできたり、そしてまたコミュニティという村民が集えるそういった施設、そしてまた、あるときには観光のお客さまにも利用していただく、いろんな多機能の施設になればというふうに思っておりますし、金額にもよるかとも思いますけれども、あそこには公園もあるというようなこともありますので、そこら辺も含めて作ってよかったと言われるような図書館になればというふうに思っ

おります。

そんなことで、太谷議員、ちょっと付度したというようなそんな発言があったわけでありましてけれども、厳しい意見は私は受け止めたいと思いますし、そんなことを踏まえて白馬村の未来を語れるような図書館が建設できればというふうに思っておりますので、また、ぜひ皆さんからも私はこれで引退をするわけでありましてけれども、すばらしい図書館をみんなで英知を結集して建設できればなというふうにまた東の山から願っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** 村長、とっても苦しい発言をされたと思っているんですが、でも私、村長の大好きなところは一生懸命になって何でもやるということに傾注しているところが私大好きなところで、ただやっぱり長となると非常にいろんな問題がありますし、自分がよかれと思ってもアブノーマルな力が加わったりしてなかなか自分の考え方を率直に素直にこう出せないという部分はあるのは首長の大変難しいところであろうというように思っています。今、テレビを見てらっしゃる村民の皆さんも「太谷、お前いいとこつuitたぞ、もうちょっとやれ、次はねえんだから、村長と刺し違えるぐらいはしろ」ぐらいのことは私言われているのは分かっているんですが、もう1回追及して申し訳ないんですが、私は一つこの白馬村のいいところはそういう多様な、いわゆるダイバーシティ的なものの考え方やグローバルな考え方をする人たちがいっぱいこの村に集まって来てとても私、都会ナイズされたいいいものだなというように思っていますし、引き続きその人たちがたくさん来てくれることがこの村をさらに飛躍発展させる要素になると思っていますので、とてもそういう意見は大事にしたいんですが、ちょっとこの検討委員会を過去9回ぐらい富山先生を中心におやりになっていただいた中から答申がされたんですけども、その中にちょっと私残念だと思うのは、検討委員会のメンバーの方たちの中にぜひこの村で生まれ育ってとは言いませんけど、風土、習慣、生活様式、私が常に言っているそのいろんなものが体に染み込んで、信濃の国まで歌える人だとは言いませんけども、よくこの村のことを分かっている人たちも公募も含めた検討委員の中に入れてもらったら私はとってもいいものが、またさらにいいものが出てくるんだろうと思っているんですが、その辺りは村長どうでしょう。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 何の委員会でもそうですけども、やっぱり生まれ育った地元の人の意見というか——そういうことは非常に大事でありますし、また相反する部分でまた外から、まさに白馬村の多様性をいかしたそういった人たちの意見もいただきながら村民とそれからそういった方たちと一緒に作り上げていくということは非常にこれからの村づくりに対しても必要だと思っておりますので、ぜひまた何においてもそうだと思いますけども、ぜひまた、ご指導いただきたいなというふうに思います。

白馬村はまさにたぐいまれな山岳景観でありまして非常にすばらしい村であります。みんなで一

緒になってこの白馬を育てていく、こういった村は本当に期待をしておりますし、できないことはないというふうに思っておりますので、ぜひ皆で一緒になった村づくりをしてみたいというふうに思っておりますが、あと2か月であります、ちゃんと引き継いでいきますのでお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** 村長は2か月で勇退されます。でも、その意思をまた次の新しい村長が継承していっただけということを私は希望して今の村長の言葉を受け止めたいと思っております。追求したいことまだたくさんあるんですけども、村長、決して悪いことをしているわけじゃございませんので、ただ途中のプロセスにちょっと不備な点というか、至らないとこがあったということについてはちょっとお聞きしたいと思うんですけども、先ほどの答弁の中で私は順番はともかくプロセスにその不透明な部分があったってということがちょっとこれ逆に言って切り返したら透明なプロセスってどういうものが理想だったんだろうかというのを村長の口からお言葉いただけますでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 透明という表現がいいのかどうかは分かりませんが、もうちょっと先ほど言ったような地元の人たちの意見も聞いたりなんかすることがよかったのかなと、こんなことを表現した言葉であります。ご理解をいただきたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** やはりプロセスですから、いろいろな工程がある中からここはいいよ、ここはもうちょっとこうしたほうがいいよね、ここはさらにこうなったほうがいいよねというもののこの集合したものがそのプロセス、いわゆる過程だと思んですけど、その1か所でも切れたらほかの修復するような形のものでできれば私は1番いいと思うんです。

それで、ちょっともう一つ苦言を言わせていただきますと、検討委員会から基本構想ができて基本計画の行く途中の中から何かしら文章から引き出される中に「駅」というキーワードがある時、突然出てきたんですね。これを「駅」というふうに言葉にした人物は誰だろうというようにひもを解いていきますと少し浮かんでくるんですが、個人を特定してあれすることははいけないと思うんですけれども、ただ私はこの白馬村を、過去に若いときにスキーに来たことがあるくらいつながりぐらいでその有識者会議に参加されるような方がもしいたとしたら、これは次回からはそういう人を人選しないでほしいと、いうことはやはり、この村の将来考えたときに自分たちプロ意識を持って図書館を全国であちこち作ってきたというような人が入ってもらっても私は、それは経験豊富な方が入るのはいいかと思うんですが、本当にこの村にとってふさわしい図書館がどういうものであるかっていうことは今回の検討委員に入った中学生や高校生の素直な気持ち、そういったものを全部こう集約したのからそれが生まれたならいいんですけど、どうもあのときからそういう有識者



会議に出てきた人の何人かの口から文面的にキーワードで「駅」というものが出てきたと。これは本当に、あっ、こういうことかっていうね、村長、そこは追及したら村長具合悪くなりやいけないんであれしませんが、この人選については今後これから幅広くやっていかれると思いますけど、有識者会議の形になったらそのあたりの人選はぜひ再検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 人選については事務局で。

**議長（太田伸子君）** 松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君）** 図書館基本計画の見直しを現在、生涯学習スポーツ課でやっておりますけれども、このメンバーというのは幅広い分野からの方たちで構成されております。学識経験者ということで前県立長野図書館の館長、それを初め、学校の、今回は中学生を入れたりですとか、高校の方ももちろんおりますけれども、PTA、それから社会教育委員会というそういう方たちを入れて幅広い層にわたって委員会を構成し行なっております。

それで、反省の一つとしてプロセスが不透明だったということで、前回のときにもワークショップですとかそういうのをやり、広く意見を募集しましたけども、今回においても広く意見を集めております。結局、その同じような検討内容というのも出てくるんですけども、1番は広く村民の声を集め、検討の経過をオープンにしてという形で進めておりますので、それでこの年度末には見直しの計画を決めていくと、その官民連携の結果も参考にしながら方向を出していくということで進めております。

それ以降、また有識者会議というような形を作ってやっていくかどうかというのも今後の検討の中でということで、まずは年度末に向けての基本計画の見直し、それをしっかりとした公開のプロセスの中でやっていくとそういう形で進めております。ということでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** 今、課長の答弁にありましたように年度末に向かってということですので、前回のように1年数か月かけてやるということはもうないと思いますし、それからその検討委員会の中では非常にすばらしい意見がたくさんもう出ていて、素地がきちんできていますので、これにどれだけいい意見を上乘せしていくかということに主眼を置いてやっていただければいいと思いますし、これはちょっと新聞に出ていたこと、大糸タイムスさんの記事の中に「放課後の小中学生の居場所がない」それから「ビジネスやハードルの低い使い方ができたら」あるいは「図書館らしくない図書館を」っていうのは、自由な意見を出されたということは私とてもいいことだと思っています。ただ、個人的に私申し上げますと、私なんか古い人間ですので、図書館というのは静かで落ち着いて物を調べたり、読書をするとかっていう部分といのも図書館を作るに当たっての

コンセプトの中にはきちんと織り込んでいただいて、いわゆる私のような古い村民意識を持っているような人たちも図書館を自由に使えるような、また、そこに集まりやすいようなものに作り替えていただけたらいいと思いますので検討委員会の今後の活躍に期待にするんですけども、そのあとに課長どうでしょう。検討委員会の中で議会でもこんな意見が出たとか、一般の人からこんな意見が出ましたのでそれも入れておきましょうとかいうような話合いの中にその話はさせてもらえるのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君）** お答えします。

今議員おっしゃられましたその静かな環境の中での読書ができる図書館というのも結局は検討委員会のほうで検討していただいておりますけれども、従来の図書館というのはそういう静かな図書館、今、見直しを図っているのはその声も上げていいような図書館、その他カフェがあったりだとか、公園があったりですとか、子育て機能があったりだとか様々な可能性について今検討しているんですけども、もちろん静かな中での読書ができる図書館というのはできていくんだろうというふうに思われます。検討委員会の中での検討でありますけれども、従来の図書館にないような様々な可能性を秘めた図書館ということで今検討を進めているということでもあります。

その検討委員の皆さん以外にも昨年の4月にはウイングのような大きいところで不特定多数、村民の方多くを出席いただいて——何と言うんですかね、会議というのを持ちましたけども、選ばれた検討委員だけではなく、また広く村民の方が参加できるようなそういう場も設けて検討していきたいということでは考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** そういうことで、ぜひ前向きに、村長も前向きにということで将来に向かってぜひいいものにしていければというように思っていますので、よろしく願いいたします。

それでもう一つだけ、村長ちょっと申し訳ないんですが、聞くことの中に駅がだめになったんですけども、私ども議会も実は令和2年の7月に私が所属してた総務社会委員会の中で議会研究会という形で4か所の候補地を自分たちで歩いて確認をして、それで行政のほうで出しました6つの大雑把な項目、ましてや1点、3点、5点というような点数の荒い評価の仕方ではなくて、私たち議会で独自にそれプラス8項目を加えて、ましては点数制を5段階にしてっということ点数を出して、ましてや検討委員会の座長していただきました富山先生なんかにも何回か面接をしたり、その関連の委員さんたちからも意見をいただいたりしてやってきた結果がどう考えても私ども12人の議員で出した答えが、今ここに私アンケートを持っているんですけど、これ村長もご覧になっていただいて分かったと思うんですけど、12人のうち駅が1番ふさわしいと言った方は4人いらっしゃいまして、その方たちは去年の選挙のときに勇退されていらっしやらないんですが、それ以外の

人は全員が駅前が1番評価が低いというような結果になって、点数からいってもはるかに駅はふさわしくないというような形の中で——駅に決まったときの経緯をちょっと見てみますと、私どものだめだと——駅の場所が1番、例えばホールを造るのにふさわしいだとか、観光の面から言ったら外国人の人たちの集まりやすい場所だとか、ちょっと子育てには不便かもしれないけど、あるいは駐車場についてはちょっと問題があるけどっていうようなそのような言い方で、何が何でも駅のほうへ持っていきたいというのがありありと見えたもんですから、そこは先ほどの何かの力が加わったんだろうな、天の声なのか何かの声なのかよく分かりませんが、そういうことの中で村長は個人的にあらがったんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

**議長（太田伸子君）** 太谷議員、もう少し具体的に聞いていただいていますか。

**第7番（太谷修助君）** 村長も最初から私、先ほどの答弁では駅のほうにいったんではなくて、そのプロセスに不透明なところがあったっていう形なもんですから、本当は別のところに私は決まったほうがいいだろうと思ってたのに駅のほうにいったときにちょっとおかしいよなど、村長個人の考え方からいったらおかしいなと思った部分っていうのはないんでしょうか。

また、そうなったときに「おい、もうちょっと検討するべきじゃないか、村民こんな認めるかな」ということがあったかどうかちょっとお聞かせいただけますか。

**議長（太田伸子君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** この問題については再三、議会の皆さんにもお話をしている件でありますけども、私は駅が否定するものではないというふうに思っております。

ただ、先ほど言ったように駐車場の問題、それから子育てが果たしてあそこでもいいかというそう言った問題、そして駐車場も——ある地主の方にお話をしました。ちょっと無理だと。そして私が1番思っていたところは、土地は売らないよといった背景もございました。その中で、これから4か所詰めていくに最終的に私も駅ということで軽井沢の駅の中にある図書館、そしてまた、立山町の駅の中にある図書館、それからその横に船橋村とか何とか、小さい村でありますけども、そこにも駅の中に図書館があるというようなことでああいったところを回って見て非常にいいなという思いもしたんですけども、ただ、先ほど言ったように駐車場の確保ができない、そしてまた果たして子育てがというこの2つのハードルが計画変更を断念した1番の原因であります。そんなことで、いろいろな意見も確かにあるかと思っておりますけども、最終的には作るには皆さんが納得してもらえそうな場所に、そしてまた施設を作ることが大事だというようなことで私のところにも「村長もう断念したほうがいいよ」というそんな進言もありましたけれども、私は進言よりもいろいろ交渉する中で、ちょっと断念しなきゃ無理だなと、こういった判断で駅を断念したということですので、お願いをしたいと思っております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** 分かりました。これ以上、村長を苦しめるのもよくないんでここで辞めます

が、非常にみんなが頑張ってきたことが結果的ないい答えにならなかったっていうことはお互いみんなが分かって理解していると思いますんで、今後これからこの図書館計画は本当にいい方向にいくようにこれからもう1回みんなが一丸となってやるのがとても大事なことだというように思っていますので、私ども議会も一生懸命協力もしますし、新しい村長がそういうことしっかり継承していただいていいものを作るっていうことに前向きになっていただける方が選ばれればいいかなというように思っています。ありがとうございました。

それで規模については、そろそろ検討委員会の中で場所的なものとか何かある程度把握されていると思うんですけど、規模の大きさ、例えば前の計画では3,700平米ぐらいでしたかね、それで大体10億円ぐらいの予算の中で作りたいというような計画があったような気がするんですが、課長どうでしょう、それは相変わらず同じくらいの規模のものをやろうというような形にいるんでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君）** 基本計画の見直しということで進めておりますけれども、場所が駅からC候補地、子育て支援ルームの西側が第1候補ということで今検討しておりますけれども、場所が見直しということでまた付帯施設のことですとか、先ほどの村長の答弁にもあるんですが、見直しを図る中で規模が変更になる可能性っていうのはございます、金額についても。換金連携の10億を超える事業の場合は官民連携の調査をやってということでありまして、そのプロセスに則って検討していくということでありまして、規模の変更もありますし、金額についての検討もその委託調査をする中でしていくという形になります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** それから、官民連携ということで先ほど村長も国交省の何ですか社会資本整備総合交付金を使うのかな、10億円というところいう形のものを使わなきゃできないかなと思うんですけども、いろいろな交付金を活用して立派なものを作っていただけるように考えてはいるんですけども、ちょっと今、人口的に2年前の2020年で村の人口約8,500をちょっと割っている、それから2030年には7,639というシミュレーションができていて、もうこの10年間で850人以上も人口が減っていくだろうという想定でいく中で、当時の計画だからっていつて規模をそのままの形にするのはいいことなのか、その辺りは何て言うんですか——自分の体の図体に見合ったものを作っていかなきゃいけない、コストのこともありますし、そのあたりのこともこれから検討する予定はあるんでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君）** 官民連携の調査の中で白馬の将来の人口減を見据えた中での検討、検討と言いますかその委託の中にはそういったものも盛り組んで調査されていくということ

になります。検討委員会の中でも併せて検討されていくということになるかと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** ありがとうございます。過去の問題なんですが、一度きちんと精査してまた同じ轍を踏まないためにも反省点として次につなげていければいいなというように思っておりますので、ぜひその辺りよろしく願いいたします。

では、次の2番目の質問に移らせていただきます。

2番目、松糸道路の白馬ルートについて。

大町市の市街地ルート3案が示されて、今年中にはA、B、Cいずれかのルートに決定されると伺っています。大町市のルートについては木崎湖トンネルにつながるのは決定しています。木崎湖から中綱湖、青木湖付近を通り、白馬村に入ってくると思われませんが、そこで以下の点について質問いたします。

1、村内ルート案として、本格的独自検討の議論を始めるべきでは。

2、松糸道路の本来の目的が社会事情により変化してきている。白馬、小谷両村からの強い要望で陳情してきた経緯があるが、南部方面からルートが決まることに違和感を感じているが、どのように捉えているか。

3、小谷方面で建設上、問題が出てきたと聞く。しかし、工事は着実に南部、北部から進行中です。いよいよ残された白馬村としてはどのように対応するのか。

お願いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 松糸道路の白馬ルートについて3項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきますが、1点目の白馬ルート案として本格的な独自検討の議論を始めるべきではとの質問にお答えをいたします。

確かに、周辺自治体でのルート検討が進んでいる中で白馬村での検討が遅れている感はございますが、大町市でのルート帯検討の経過を見てみますと、当初東側を最適ルート帯として都市計画決定がなされたものの、その後の作業において西側ルート帯が最適との評価に変わった経過もございましたので、後々手戻りとならないよう、まずは隣接する大町市、小谷村のルートの決定の状況を見極めながら村内ルートをしっかりと検討していく必要があるというふうと考えております。

また、安曇野市、大町市のバイパス区間におけるルート検討のプロセスを見てみますと、まず複数のルート帯における評価を行ない、それに基づいて絞り込みの作業が行なわれてきております。今後、村内ルートを決めていく上でこの評価作業が非常に重要となりますことから、早期に課題の洗い出しを行ない、この評価作業に進んでいけるよう現在、長野県に対して要望をしているところであります。

また、関連する2点目の質問ですが、松本糸魚川連絡道路は決して南部からルートを決めることを前提としているわけではなく、あくまでも起点側が定まらないと全体計画が成り立たなくなるといふ県の考えに基づくものでありますから安曇野市側、あるいは糸魚川市側から事業が進んでいくことはやむを得ないものというふうと考えております。

すでにご案内のとおり、本年度、安曇野道路の新規事業化が決定をされ、国の予算も配分をされました。まずは、起点側からの事業が着実に進められることにより、全体計画の進捗が図られることを願っております。

最後に、南部、北部から工事が進んでいく中で白馬村としてどのように対応していくのかとの質問であります。1点目の質問でもお答えをいたしましたとおり、隣接をする区間のルート決定の状況を見極めながら長野県とも協力して村内ルート帯の評価ができるよう準備を進めてまいりたいというふうと考えております。

そしてその前提として重要なことは、村民の皆様への情報提供であります。想定をされる様々な課題を共有をした上でルート決定への作業を進めてまいりたいというふうに思いますので、議会の皆様のご理解もお願いをいたしたいというふうに思います。

以上、松糸道路の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** ありがとうございます。この松糸道路については、今朝の新聞にも大町市の高橋正議員が、大町市のA、B、Cの3ルートについて非常に関連する住民の皆さんが不安に感じていて「いったん、俺んこの田んぼがつぶれるだかや、うちは引越さなきゃいけないだかや」とそういう非常に切実な問題を聞き取り調査をしたり、私も個人的に友人があそこに何人も小学校の同級生が住んでいますんで、聞いてみると本当に不安だということを言っています。この道路の元々の経緯は昭和51年ですかね、糸魚川の経済同友会ですか、その方たちが塩の道ルートについてという議論から始まって、もうすでに今年で46年目、47年ですか、そのぐらい議論されていて部分的にこの2年か3年前ですかね、糸魚川の西中バイパスができたかどうか、こっちは先ほど村長が答弁いただいたように安曇野道路が決定して予算もついたというようなことで両方からどんどん、どんどん進めて真ん中の大町辺りもいよいよ今年の秋までには答えを出す。そうするとあと残されたのは、小谷はそこまできているしと考えると、木崎までは新しいそのA、B、Cのどれか一つ選ぶと思うんですが、木崎湖から青木湖までのその12キロ間は一応、現道活用という形になっていると思うんですが、私もあそこに生まれた人間ですから分かるんですが、JRと国道が併用しているところに現道というのはふさわしいのかどうかって考えて、私も山の辺りはよく小さいときから歩いてますから、いろいろ歩いてみると、ちょっとコースを変えてみるとう一つ道路できるんですね、決して人の家を移動させたりしないで、今のヤナバ国際スキー場、休業になっているヤナバスキー場の中を牛越市長にも「お前、U字溝の反対にしたやつとんどんとんどんとゲレン

デ並べればいいじゃねえか」何て冗談を言ったんですが、そういうようなことでやっていけばコース的にはそんなに難しくないんですが、要は佐野坂トンネルから小谷の村境ですか、村境までの間のわずか12キロのそこは、それはコースはいろいろたくさん考えられないと思うんですね、例えば神城断層地震のときにも分かったように非常に地盤が軟弱だとはいいながら、ここは元々糸魚川静岡構造線の上に乗っかっているから地盤なんて元々軟弱ですから、そういう中でどっかにコースを決めなきゃいけないっていう議論は私はもう切羽詰まっていますから、やらなきゃいけないというように思っています。

ですから今、村長にそれ答弁しろといっても次の村長に頼むわいっていうことになると思うんですが村長、個人的にルートは幾つか考えられると思うんですが、そういう議論は今、行政の皆さんに引き継いでぜひ勇退していつてもらえませんか。ちょっとご返答いただけますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 繰り返しになりますけども、松糸道路の関係につきましては、昨日も議長と2人で長野県の建設部長、そしてまた大町の建設事務所長にもお会いして松糸道路を何とか早く進めてくれと、早く調査をしてくれと、こういうお願いをしてきたところであります。

その中で、大町のまだ木崎までのところがまだしっかり定まらないのに、まだ白馬のほうの調査には直ぐは入れないというようなことでありますけれども、ぜひ村民も非常に期待をしておりますし、ぜひ調査だけでも進めていただきたいという要望をしてみました。

それと松糸道路とちょっと違いますけども、国道19号が雨で通行止めになったというようなそんな状況もありますので、我々としては、長野に出ていく道が1本しかないという状況ではいけませんので、ぜひ406号も国道でありますので、ぜひテーブルに乗せて今後検討していただきたいというそんなお願いも昨日2人でしてきたところでありますので、ご紹介と申しますか、そんなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、早く我々も調査をという思いはしているわけでありましてそんな事情もありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。太谷議員の質問時間は答弁を含め、あと8分です。質問はありますか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** 村長、ありがとうございます。そういうふうに行行政の皆さんも、それから議会のほうも若干温度差はありますけれども、やはり前向きにこの四十数年間の悲願だったものを成就させるためには少し出血もしなきゃいけないんじゃないかなというように思うんですが、いずれにしても、ここの地域の経済面から言っても、それから安全面から言っても、コスト面から言ってもいずれにしても両方からそういうふうにとんできてきますんで、この村は、私は最終的に白馬村を目的じゃないかなとこの松糸道路については思っていますんで、それをきちんとした形にしてかつて横沢伸先生が期成同盟会か何かのときにウイング21でしたかね、あそこでやはり自分の

職業柄、助かる命が助からないんだというそういうような準高速道路って考えればスピードが出て具合が悪くなったからってすぐ大町や松本あたりの病院まで運びこむのに道路が悪くてそういうことが助かる命も助からないのはあっちゃいけないからってということで切実に訴えたのを非常に記憶に新しく残っているんですが、まだ少し時間がかかろうとは思いますが、なるべく早くできるように今度は逆にこの村の中からそういう議論をどんどん立ち上げて行なっていくべきだと私も思っていますので、ぜひそんなことでよい物を作ると、それからスピーディーにやれるように、予算の問題もいろいろとあると思うんで、ただしその変わり村民の、住民の皆さんには十分理解できるような説得力と具体的な説明をしながら丁寧な道筋をつけてあげることが大事だと思いますのでぜひその辺りは新しい村長にもそういうことの申し送りをしていただきながらやっていただきたいと思えます。

いずれにしてもこの行政で、ものをまともにやっていこうと思ったら本当に難しい問題だなというように思うんですが、やっぱりそれだけにこの白馬村は注目もされていますし、これからもっともっとすばらしい村にしていかなきゃいけないんで、みんなで一丸となって協力して頑張っていきましようっていうことを私添えて村長に本当に8年間ご苦労さまでしたということも含めて、ご答弁いただきましてありがとうございます。

これで質問を終わります。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月10日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、明日6月10日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時52分



令和4年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和4年6月10日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和4年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和4年6月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第3番	切久保達也	第8番	津滝俊幸
第4番	加藤ソフィー	第9番	松本喜美人
第5番	尾川耕	第10番	加藤亮輔
第6番	田中麻乃	第11番	丸山勇太郎
		第12番	太田伸子

4. 欠席議員

第2番 横川恒夫

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより令和4年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

第2番横川恒夫議員が、療養のため欠席しております。

## 2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は4名の方の一般質問を行ないます。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は、議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第5番尾川耕議員の一般質問を許します。第5番尾川耕議員。

第5番（尾川耕君） 第5番尾川です。よろしく申し上げます。1年ぶりで、1年たちましたけども、なかなか――

議長（太田伸子君） 尾川議員、マスクをはずしてください。

第5番（尾川耕君） すみません。まだなかなか一般質問のほう慣れておりません。よろしく申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

質問事項は、ゼロ・カーボンの政策は、ピンチをチャンスに、ということです。

下川村長の私が思う最大の功績は、全国に先駆けた「気候非常事態宣言」、「ゼロカーボンシティー宣言」だと思います。その宣言から始まって、今年の1月にゼロカーボンビジョンの基本計画が立てられました。その基本計画の数値からすると、2030年に現状より64%削減する目標となっております。また、長野県ゼロカーボン戦略では、2030年までに60%を削減です。

2030年まであと8年間で、排出されているCO<sub>2</sub>排出量を60から64%削減することは、とても大変なことだと感じております。基本計画に書かれていることを、すぐにも実行する必要がありますが、まずは、実行計画書を今年度中に作るという意識ではなく、今すぐで

きることを行なっていくべきではないでしょうか。この気候変動に対する危機感が本当にあるのでしょうか。他の業務が忙しく、時間や人員を割くことができないので早く進められないのであれば、どうすればそれが解決されるのかを考え、的確に各部署に指示して組織を動かすことが、村長や副村長や各担当の上司に当たる課長クラスの方々ではないでしょうか。

このことを踏まえると、どうしても村長自身が気候変動に関する危機感があるのかと思えてしまいます。任期わずかですが、最後の仕事として、職員の動機づけや体制づくり、次の村長への引継ぎを行なっていただきたいと思います。

質問です。

1、炭素予算、カーボンバジェットという言葉を知っていますか。

2番、役場職員全員に気候変動問題の勉強会を行ないましたか。

3番、県の地球温暖化防止活動、失礼、ここは推進です、対策じゃなくて推進です。推進センターなどに協力要請し、村内各地、各団体や組織と協働で啓発活動を行ないませんか。

4番、環境省の脱炭素先進地づくり申請やその後の対応を見越して、庁内横断的・村内などの外部有識者を交えたチームをつくる考えはないか。また、チームをつくる素地をつくり始めないのか、お伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 尾川耕議員からは、ゼロカーボンの施策は、ピンチをチャンスにとということで4項目の質問をいただいておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目の炭素予算、カーボンバジェットという言葉を知っているかというご質問であります、詳細に理解をしているわけではありませんけども、調べてみますと、環境の用語として、地球温暖化による気温上昇をある一定の数値に抑えようとした場合、その数値に達するまでにあとどのくらい二酸化炭素を排出してよいかという上限を表す言葉という程度の認識であります。

2点目と3点目の質問については、関連がございますので一括答弁をさせていただきますが、白馬村のゼロカーボンビジョン策定までの取組経過につきましては、前回、3月定例会においても種々説明をしておりますので詳細は割愛をいたしますが、今後、策定をしたビジョンを具現化していくためには、行政はもとより住民や村内事業者、各種団体のそれぞれが脱炭素への機運を高めていくことが何より必要だと認識をしております。

議会冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、過日、国が公表した第1回目の脱炭素選考地域の選定結果を見ても、国の施策に先駆けて従前より脱炭素を意識した取組を実施、実践していたり、民間企業が設置する再エネ施設計画の設置、稼働が具現化しているエリアが選定結果に影響をしている傾向があると分析をしています。

こうしたモデル地域や応募事例を参考にしながら、白馬村においても、庁内を含めて、脱炭素の取組の加速とビジョンの実現に向けて、脱炭素選考地域への応募も含め、国県の施策の活用と行政

としてできる取組の整理、検討を進めているところであります。

また、あわせて住民や事業者が実践できる行動変容の取組についても整理をし、広報誌やハンドブックによる啓発活動に努めていることは、議員ご承知のとおりであります。私としては、引き続き村内の機運の醸成と取組を実践をする事業者や団体との連携を図りつつ、一歩ずつビジョンの実現に努めていくというふうに考えております。

加えて申し上げるならば、次期村政としても、引き続き持続可能な観光地域づくりの最重要施策として、ゼロカーボンビジョンの実現に取り組んでいただきたいというふうに願っているところであります。

最後に、庁内横断的及び外部有識者を交えたチームをつくる考えはないか、またはチームをつくれる素地づくりを始めないかの質問についてお答えします。

結論から申し上げますと、現時点において、ゼロカーボンビジョンの推進に特化した新たな庁内の部門やチームを設置する考えはございません。当面は、現在の所管課である総務課を窓口として、国県の施策動向や先進地域における取組事例を把握しつつ、脱炭素の取組を実践する事業者、住民、団体関係者等を参集しての情報共有と進捗状況の把握、並びに行政の取組の報告、全体的な意見交換をする場を創設をしていきたいというふうに考えているところであります。

さらに、ゼロカーボンを意識をする各種事業については、総務課に限らず所管課としてもアンテナを高くして各種の施策の動向を把握するとともに、事業を組み立てることも必要であります。

小さな自治体のうえに、限られた人員と人材、組織体制で、一大プロジェクトの成果を最大化に追求をしていくというスタンスは、ゼロカーボン事業に限らず、村が実施をする全ての事業において共通をするところであります。

一方で、小規模自治体こそその強みとも言える機動力、地域との密着性、これまでの行政経験における人脈と経験値などを最大限に発揮をし、ビジョンの実現に取り組んでいくことが最良と考えます。

以上、ゼロカーボン施策についての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** 答弁、ありがとうございました。

それでは、まず初めに、このゼロカーボンブックというのは、皆さん、課長の皆さん、御覧になりました、読みました、いかがですか。あまり読んでいない感じですね。これ総務課でしたか、課の前に置いてあります。小っちゃいやつが置いてあります。

それでは、これを読んでいないとちょっと分からないかもしれないんですけども、白馬でこの20年間で気温がどれだけ上がったかご存じですか。これは誰かお答えをお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** ブックによりますと、過去20年で1.64度上昇と記載されております。

第5番（尾川耕君） ありがとうございます。

議長（太田伸子君） 尾川議員、質問はありませんか。

第5番（尾川耕君） はい。尾川です。

そうです、1.64度です。僕もこのブックを読んで、初めて白馬が1.64度、過去20年間において1.64度っていうことが上がったっていうことは、これは去年やっていただいた再エネ協議会のほうでこういう資料ができて、このブックに掲載されているということになっています。

それでは、村長ご自身が行なっている、この地球温暖化に対する、ご家庭ですけれども行なっている対策、何かありますでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 以前にも私、お話しをした経過がありますけれども、うちでも無駄な電気は極力減らすというようなこと、そしてまた、生ごみの処理をうちの中でコンポストでやっているというようなこと、そしてまた、私自身もいろいろ買い物するわけがありますけれども、買物袋を自分で持参をして、なるべく使わないようにしているというようなこと、そしてまた、車の関係もそうありますけれども、なるべく燃料を使わないような、そういった車種に替えたりして取り組んでいるところであります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

第5番（尾川耕君） ありがとうございます。そういった取組が各個人が必要だと思います。ほかの方々、副村長及び課長の皆さん、何かやっつけいらっしゃいますか。

議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 私の通勤の関係、役場までちょっと距離があるものですから自動車を使うわけがありますけれども、職員を見ていると、結構、自転車で通勤をしたり、そしてまた、徒歩で通勤をしたりということを、このゼロカーボンシティという、そういったことも含めて、意識づけが着々と職員の中でも浸透しているのかなというふうに思っておりますけれども、まだまだこの地球温暖化の関係について、しっかりとさらに取り組んでいかなければいけないというふうに私は感じているところであります。

議長（太田伸子君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） お答えします。村長、常々、1人の100歩より100人の1歩というのも、これはスローガンのようにして申し上げているわけですがけれども、役場としても、4月の課長会議でしたかね、何しろ職員一人一人が何か1つ取り組めということを課長を通じて伝えたところであります。

確かに、通勤が一番目立つもんで、あれなんですけど、私のように白馬町だと、歩いて当たり前のところなので、遠くの間もそれぞれ、自宅周りでそれぞれ何か努力できないかとか、買い物の

ときに努力できないかというようなことは伝えておりますので、私としても全職員に伝わると、浸透していくことを願っているところであります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** そういった具合で、4月の課長会議で皆様に、何かやっていきたいと思いますということを伝えているということは、非常にうれしく思います。これで皆さんがやっぱり意識づけして、いろんな対策をやっていくというきっかけになっていけばいいのかなと思います。

僕も、自宅でどのように対策をするかということを考えております。例えば、車はとりあえずハイブリットは今乗っています。リッター当たり14キロぐらいの性能です。ちょっと古い車なので性能はそんなによくありません。あと薪ストーブをメインに使って冬の暖房を行なっております。

しかし、宿の経営も始めたので、4年ぐらい前から宿のこともやり始めたので、そちらの暖房をいかにしていくか、暖房を、今灯油でやっているんですけども、それをいかに減らしていくかというのは非常に悩むことです。これを近い将来のうちに、ゼロカーボンに向けて一步一步進めていきたいなと思っています。

そこで、実はやれることというのは簡単なんですよ。車のガソリンを減らす、なくす、減らす、そして、暖房を灯油以外、灯油とかガス以外のものに替えていく。電気の消費量、電気をどういうふう再生可能エネルギーのほうにシフトしていくのか、そういったことで、実は今あるやり方、今あるノウハウで解決していくことがたくさんあるんです。

そこで、村長が今回、気候非常事態宣言を出したりしたきっかけというのは、白馬高校生たちがマーチを行なったりとか、そういうことが大きなきっかけの一つになったと思います。

それでは、なぜ彼らはマーチを行なったのか、なぜだか想像できますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 白馬高校生が、なぜ行動を行なったかという質問でありますけども、まずその前に、非常に白馬村、観光で生きるスノーリゾートとして生きる中で、雪が非常に例年に比べて年々少なくなってきたと。そういった状況の中で、これは何とかしなきゃ、雪がだんだん温暖化のために減ってきて、これからの観光で生きる村としても非常に心配だというような中で、ウイング21で、当時アメリカのユタ市のパークシティですか、その観光協会長が来て、この地球の温暖化についての講演をいただきました。長野県知事の阿部知事も参画をしていただいて、そして、そんな議論をしたわけでありまして、そこに、たまたま高校生も参画をして、一緒になってこの気候変動に取り組んでいかなければいけないということが発端であります。

そんな中で、白馬駅から役場まで約200名近い高校生、そしてまた一般の人たちも参加をして行動を起こしたということが、非常事態宣言のきっかけであります。そんなことで宣言をさせていただいたわけでありまして、よろしくお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** 若者たちの気持ちということで答えていただきましたんですけども。

スウェーデンのグレタさんも、学校を休んで、スウェーデンの議会の建物の前で抗議を行なったとかそういうことをやってらっしゃいます。それで若い人たちが、また広がりを見せて、全世界の若者たちが行動を始めました。

これは、やはりしっかりと気候変動問題に関して勉強した、知識を蓄えたからこそだと私は思います。彼らの将来がいかにつくられるのか、科学的根拠をしっかりと持ったデータが集まってきて、将来、あと5年、10年、20年、これが温暖化が進んでいくということを彼らは事実を事実として受け入れてしまったということです。だからこそ熱意を持って行動を始めたということが言えるのではないのでしょうか。

続いてですけども、この炭素予算という質問についてと、勉強会をしているかということについて、こちらから質問させていただきました。やはり皆様においても、しっかりと、この気候変動について学んでいていただきたい。そうしないと彼らのように行動できないんじゃないかと、そう思っております。

このお手元に配った資料、両面ありますけども、表のほうグラフが載っています。グラフと、下の方は表が載っています。上の方の表は、地球温暖化が進んでいくというイメージなんですけども、左の軸が気温です、温度です。右軸がCO<sub>2</sub>の換算としての排出量です。一番左下というのが産業革命、1850年の産業革命以前の気温です。気温というか、気温をゼロとしてつくっていません。

それですと、右にずっと行って上がっていきますけども、これは4,500ギガトンというCO<sub>2</sub>換算量になると、とてつもなく上がっていく、3度近くまで上がっていく可能性があるというようなデータです。そして、今真ん中ぐらいで、2000年、2010年、2020年あたりで1度気温が上昇しているということが、ここに書かれています。

さらに、その下の表を御覧ください。下の表は、一番左が1.5度、1.7度、これは産業革命から何度温度が上昇するかということの目安です。右のほうへ行って緑色の背景のところですね、400ギガトン、700ギガトン、1,150ギガトンという数字があります。これが今から残された排出量です。

例えば、一番上の行の400ギガトンを出すと、出しちゃうと、1.5度必ず上昇する、その確率が67%になるというようなデータです。で、2度に抑えるには1,150ギガトンまでしか出せないということです。

昨年行なわれた、グラスゴーで行なわれたCOP26のときに世界で決めたことは、2度以下に抑えて1.5度になるだけ近づけるという対策です。それを世界各国に求めて、日本もそれに賛同してやるということです。400ギガトン、1.5度を目指すというのであれば、400ギガトンしか世界中であと残されて、排出されません。それを今世界人口77億人で割ると、そのさらに右



と、51.95トン排出できるということです。

その表の欄外に書いてある白馬村の2016年の温室効果ガスの排出量は11万3,358トンです。これは、昨年つくられた基本計画の中に、このゼロカーボンビジョンの基本計画の中に書かれています。そのデータから参照しました。それで、白馬村の人口が9,000人、2016年の時点における9,000人で割ると、1人当たり12.59トンということになります。1年当たり12.59トン排出されているという計算になります。日本の平均が1人当たり8.5トンと言われています。ちなみに私の家は8トンでした。例えば、この12.59トンというのは、全国平均に比べて、なぜ多いと考えますか。これは総務課長がいいかな、お答えください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 本村の温室効果ガスの排出量が日本の平均値に比べて高いということですけども、やはりこの地域の産業形態が大きく影響しているものというふうに認識をしております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** そうですね。やっぱり観光客が多いということですよ。年間200万、コロナなどで少なかったんですけども、それ以前は200万人以上のお客さんが来ていると。宿泊のベッド数でいくと3万床ですか、3万床ぐらいあると言われているので、彼ら、観光客の分まで私たちは減らさないといけないというようなルールになってしまっているということですね。それに対応していかないといけない。

そこで、どうすれば12.59トンを減らしていくのかということです。皆さんがしっかり行動しないと、行政として政策を決めて、しっかりと進めていかないといけないというのが、ここにも大きく表れていると思うんですよ。もちろん議会側、私たちもしっかりとそこをやってほしいと訴えないといけないと思いますし、広くみんなで作っていく、村民も事業者もみんな協力してやっていかないといけないということです。

ここで、最大の重要な問題があって、先ほど77億人の世界人口でいくと51.95トンしか残っていないと言いました。白馬村は12.59トンです。これ計算すると、あと4.1年で、このままいくと4.1年でオーバーしちゃうんです。私たちのノルマ達成できません。4.1年、2026年ですよ、達成できないんです、これ。多めに見て、2度、2度で我慢しましょうかということになって、やっても11.86年、11年強です。2033年です。それまでに対策をやらないと、私たちのノルマが達成できてないということです。

さらに、辛いこと、厳しいことを言うと、この温室効果ガスを排出しているのが先進国の私たちです。アメリカ、中国、ヨーロッパ、私たちが排出しています。発展途上国のアフリカ諸国の人たち、今から経済発展しようとしています。彼らが安易に簡単にエネルギーを求めていく、経済発展した

いためにそれを求めていく、そうなると、彼らの分を残しておかないといけない。そうなると、僕らが減らしていくペースをもっと上げないといけないということになります。それに気づいた若者たちが、一生懸命デモをやって、ハンガーストライキをやって、国会前で座って抗議をするわけです。大人たちに向かって早く一生懸命しろと言うわけです。

そういうのも含めて、この裏面、ありますよね、裏面に書いているのが、若者が1,000万円のクラウドファンディングの成功、気候変動対策のタイムリミットを示す気候時計を渋谷に置きたいと言ってクラウドファンディングをした。渋谷ハチ公前にこういう時計を置いたということです。

その下のところは、ホームページでこのQRコードをのぞいていただくと、1.5度に抑えるには7年間の猶予しかないよ、これは白馬じゃなくて、全体ですれば7年間だよというようなサイトがあります。こういうのを若者が見て、何かをやらないといけない、何かをやってほしいとって動いているわけです。

それで、じゃあ先ほど言ったように、一番初めに言った、このゼロカーボンブック、皆さん読みましたかというところで、あまり反応がなかったような気がしました。これを村民に向けて出して、しっかり学んでもらわないといけないんですよ。自分事として動いてもらわないといけない。そのためにどういう動き方をするか、これをつくってカウンターのところに置いておけばいいのか、広報誌に載っけて、毎シリーズ組んで、載っけるだけで、それだけでいいのか、ということです。

そのために、まずは僕たち、議会側もそうだし、行政側もそうなんですけど、しっかりこの気候変動に対して勉強して、自分事として捉えて対策を打ってほしいと考えております。

次の3番、4番、3番に質問しました、3番として質問しました。温暖化防止活動センターを活用して、皆さん、村内事業者と各団体と協働しながら――

**議長（太田伸子君）** 尾川議員、質問に入っていただけますか。

**第5番（尾川耕君）** はい。やっていただきたいということを聞きました。やはりスピード感を持って確実に話を広げていって、確実に行動を起こしてもらうために、これが必要じゃないかと思いません。

村内に、村内の自ら村内に生活している方々、いろいろ経歴を持った方々もいます。そういう人々を推進委員、このゼロカーボンに向けての推進委員に取り込んでいくというお考えはないでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 推進という形態がいいのか、どういう形態がいいのか、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、意見交換はしていきたいというような、それぞれその方の持っているような得意なジャンルとかがありますから、それに特化してやるのか、いわゆるゼロカーボン全体のものをやっていくのか、そこら辺は検討はしたいと思えます。

あと、先ほど来、話が出ておりますカーボンバジェットの関係については、これ私も否定するも

のじゃないんですけども、この計算の方式と、村が定めた協議会の形式というのは、もともとRE100を達成するために、どれだけの温室効果ガスが出ているのかというものを、シナリオをつくって計算をし、白馬の中でゼロ、いわゆるRE100を目指すという計画です。

今回のこの計画については、私も若干、内容を見させていただいているんですけども、これIPCCですから国レベルでのやり取りだと思います。確かに、この考えもありながら、白馬村での計算値は出してはおりますけども、先ほど議員言われたように、自国でのいわゆる達成している、オフセットできる国からクレジットの獲得という、国間のレベルの調達というのも載せられております。

じゃあ、他国から、それをクレジットを獲得していいのか、白馬村が近隣の市町村からやっているのかという考えにもなってきますから、昨年つくった協議会は、あくまでもRE100を目指すためにどういうふうにしていくのかということで計算をしておりますので。これが今日初めて見たところですから、計算等を私ももう少し再計算させていただきますが、こういう点も含めて、いろんな角度から知見を持っている方からの意見を含めながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** じゃあ、それではIPCCについて、ちょっと説明させていただきます。

ここの一番下に、IPCCの第6次評価報告というふうに書かれています。これは、世界各国の研究機関、もちろん国連機関としてあるんですけども、65か国の234名の執筆者によって書かれているというようなデータです。1万4,000件の文献に基づいて、各専門家が各政府と複数回のレビューを行なってつくられてきます、これが基本です。これを基本にして各国が政策を決めていくという大本の基本のマニュアルというか、ものです。

そして、この資料にも書かせてもらったんですけども、面白いのが、政策決定者向けというふうに書かれているんですよ、わざわざね。だから、やっぱり各地方自治体も、これに合うような形の施策をつくっていかないというか、これがデータが真偽があるかどうかというのは、まず間違いのないということが進められているということなんですよ。

それで、続いて、次の4番目に質問したチームづくりの件です。チームを今回つからない、つくるといふ、今のところは考えはないということに答弁がありましたけども、これ、だけど、やはりチームをつくらないとどうしようもないんじゃないかな。まずは、チームがつくれないのであれば、皆さんそれぞれが自分の家で何ができるのか、しっかり考えていただいて、車を買って替えるのか、断熱のリフォームをするのか、何をやるかしっかり考えていただいて、さらに自分の課で、自分の課では何ができるのか、教育とか建築とかいろいろあります。そういうところで、それぞれがそれぞれで何ができるのかというのを考えていってもらいたい。それを総務課担当者に素直に伝え

ていただいて、できること、できないこと、それを精査するような気持ちになっていただきたいなと思います。そのための、まずは勉強会というのがあるんじゃないですか、その辺はいかがでしょう。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 村長の答弁の中には、チーム等をつくらないというお話をさせていただきましたが、今年度予算で、じゃあゼロカーボンと言える事業は何に取り組んでいるのかというのを、これ3月の定例会でも申し上げましたが、犬川の小水力については農政課、庁舎の熱源を化石燃料から替えるものについては総務課、木質バイオマスの活用、村長の答弁にもありましたが、これと今回補正に出ております森林整備の関係については、森林吸収も含めて農政課が行なっております。あとは生ごみ処理機の拡充ということで、これは住民課が行なっております。あと中学校の校舎のLED化ということで、これは教育課が行なっております。

それぞれ所管しているところでは、知恵を出しながらやっているという部分は、現実にはあります。それがチームをつくらなければできないかというふうになると、当然、総務としては、どれが該当してくるのかという内容を把握はいたしますけども、そこをやはり総務と同じように、所管課は所管課の補助事業もありますから、いろいろとその補助を活用しながら、勉強しながら、これを活用していくというのが、この小規模自治体でのメリットであるというのは先ほど申し上げたとおりかと思えます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** 小回りが利く、100人ほどの職員だと思えますけども、やはり顔を見合わせて、いろいろ考えていくことができるというのは、こういう体制だと思いますし、各地域にやはり皆さん住んでいますから、その地域の事情もすぐに分かる。やっぱり村長が答弁したように、小さな村だからこそできるということがたくさんあると思えます。

そこで続いて質問です。環境省が行なう脱炭素先行地域づくりにおいて、これの選定基準というのはご存じですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 選定基準というよりも、採択をされた結果から、どういうものなのかというものを、我々解析をさせていただきます。若干、総評的なものも出ておりますので、それを審査の要領であり、どういう内容で採択をされたのかというところを説明したいと思いますけども。

やはり地域、いわゆる行政だけでなく、地域、住民や事業者、企業等と一体となって取り組んでいるところが採択をされている大きなところになります。ここは、共同提案ということで、今回26地域だったと思えますけども、そのうち18の自治体が共同提案という形になっていま

す。それは大学であったり企業であったり、いろんな形態をとって、それがやはり先進的に行なっているということで採択されたかと思います。

それらを村長答弁にもありましたとおり、内容を確認をさせていただきながら、この地でどう、その共同提案にするかどうかはともかくとして、どういうことが先行地域として考えられるのかということ把握をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** この脱炭素の選考地域の要綱の中に、これはホームページにすごいきれいにいっぱい情報が載っています。中に、選定条件というのが書かれてありました。第1番目に、2030年までに脱炭素を先行地域内の民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出量の実質でゼロを目指すことというふうに書かれています。

それから2番以降、いろいろあるんですけども基本がそれです。民生部門というのは何でしょうか。白馬村では何に当たりますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 民生部門とは、一般的な住宅、ここでいくと商業用のものが多いんですけども、一般の家庭に係るものというふうに認識しております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** この場合の民生部門というのは、民宿も飲食業も含まれます。第3次産業が含まれるということになっています。

ということは、ほとんど村の関係のものというのは民生部門に含まれちゃうということが考えられます。索道が、スキー場のリフトということでどうなるのかというのは、ちょっと分類としてはどうなのか、ちょっと私のほうでは、まだ確認できておりません。

だから、民生部門を2030年までに再生可能エネルギーで賄えという計画です。これを今年中に計画を、どこかの地域を絞ってやる、申請するということができるのでしょうか。どうお考えでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 域内でのエリア、いわゆる全域にするかどうかという話もちろんあるでしょうし、エリアを絞るということもあると思います。特に、長野県内で採択をされた松本は、一部の——合併前の、いわゆる村レベルでの採択というようになっております。

我々も考えているのは、エリアを絞り込んでやるのがいいのかどうなのか、ここはエリアを絞り込んだときに何をフォーカスしてやっていくのか、これはしっかりと、若干、専門家等の意見を聞かなければいけないかなというふうには思っておりますので、全村では厳しいものとは考えますけ

ども、エリアを絞ってという点で考えれば可能性はありかなというふうに思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** そうですね、やっぱりエリアを絞り込んだほうが良いような私も気がします。

エリアを絞り込んでやるということになっても、じゃあどこのエリアかというのも、また非常に大きな問題になってきます。そこで、この先行地域と呼ばれているのは、何を環境省が狙っているかといいますと、この取り組んで——ごめんなさい、2025年まで100地区を選んでいくというような、100地区を選んでいって、そこに先行的なお金を、交付金を出して、3分の2ですかね、お金を出して、どんどんやってほしいというような取組です。

100地域の中選ばれるということを白馬は目指していると思うんですけども、それで、そのモデル地域になっているところをどういう位置づけにするかということ、モデル地域にして、ここは白馬、観光地ですので、観光地の取組、それもスキー場の取組としてモデルになるようなことをやらないと採択していただけないんじゃないかなと僕は思っています。

申請するに当たって、小さな部落を一つだけつくって、そこで申請するという手もあるんじゃないかとは思いますが、採用されるには、やっぱり白馬の観光地、スキー場を含めた何かのエリアを設けないといけないんじゃないか、そういうふうに感じています。だから大変な作業になると思います。だからこそ、チームをつくって、しっかり検討しないとイケないんじゃないかと、そういうことは思っています。

例えば、地域おこし協力隊を二、三人雇うということはできないんでしょうかね。北海道の、今回第1回目で先行地に選ばれた地域なんかは、もう4月、5月に二、三人、この地域おこし協力隊を募集していました。そういう取組はやらないんでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** まず、冒頭のほうの村内での観光産業を軸とした先行地域の考えですけども、チームをつくるかどうかという部分よりも、実際に索道を含めた考え方というものは、いろいろと提案もあったり、こちらのほうからいろいろと相談という部分は、水面下では行なってはおります。ただ、それが実現可能かどうかという話は、ちょっとまた中を精査しなければいけないと思います。

あとは、今言われた後段の地域おこし協力隊ですけども、制度がありますから、それは活用するということは、もちろん可能であります。それだけの人材の方を、なかなかターゲットにしないと、着いて1から勉強ということになると、これもまた厳しいと思いますから、そういう方をとれるというのは、制度上では可能、あり得るというふうに申し上げさせていただきます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** そうですね、やはり人手が必要かと思えます。それか、皆様、今のスタッフで一生懸命考えていただいて、あと地域の方も巻き込んでいただいて考える体制というのを取り組んでいく体制というのをつくっていただきたいと思えます。

地域おこし協力隊というのは3年ですよ、3年で、それから巣立っていくとかという感じだと思います。地域に根差して、そこで会社を起こしてもらおうというのが、一番初めの、多分コンセプトだと思います。だから、3年雇って、その後、サーキュラーエコノミーとかね、そういう仕事を新しく起こしてもらおうようなことにつながるんじゃないかなと思っています。ぜひ新しいスタッフなり、か、または皆さんで考えていくことをやっていただきたいと思えます。

そこで、皆さんで考えて、逆に地域づくり協力隊も雇わないよというようなことをやるのであれば、皆さんでそれぞれ考えていくことをやるために、やっぱりしっかりと初めから勉強していただいて、そして、皆さんの仕事がしんどくならないような仕組みづくり、よく言われるのが、何かやってくれと言ったら、忙しいからできないと、よく聞く言葉です。

だから、皆さんが楽しくしっかりと仕事ができるように、先ほど村長は優先課題にしてほしい、次の村長は優先課題にしてほしいと言われました。優先課題にしていくには、ここをさっき言ったように、2030年に再生可能エネルギーゼロにするような取組を、地域をつくっていかないといけないということだから、相当悩むと思うんですよ。それをしっかりと体制で行政側がサポートできる、率先していけるということをつくるには、皆さんがしっかりと働ける雰囲気、働く場所をつくっていくというのが大事だと思っています。

だから、この2か月で村長は新しい村長に代わるということなんですけども、皆様が実際、働かないと、動かないとできないんです。村長は代わるだけでいいのかもしれないんですけども、次の村長の方針に従って仕事を進めていくというのは皆さんの力です。皆さんの力がないと本当にやっていけないんですよ、やっぱり。

僕も1年間議員やらさせていただいて、やっぱり皆さんの日々の努力というか、やる仕事の量が多いとか、それも見てきました。だからこそ、しっかり皆さんに働いてもらっていただけるような環境づくりといいますか、余裕がつかれるような仕事の量とか、そういうのもやっていただきたいなと思えます。

村長、そういうような素地ですね、下地づくりを始めてみませんか、いかがでしょう。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** まあ、ご提言として受け取りますが、要は意識づけだと思っております、職員の方。今までそういったことに、あまり意識をせずに予算立てしたり、していたり、施策を選択していた中で、これからは気候温暖化対策、SDGs等々が常に念頭にありながら業務を進めていくということから、まず進めていきたいというふうに考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** 最後の質問というかお願いします。やはりこの2030年、2050年を目指して、いかに、どういう地域をつくっていくか、白馬村は非常に注目されています。県に相談しても国に相談しても、白馬村さん、すごくやっているんじゃないですかというふうな話を向こうから言ってきます。そうやって注目されています。

日本の観光地の中で、やはりトップを走っていく、このゼロカーボンに向けても、もちろんトップを走っていくような気持ちで、それが新しい産業を生み起こす、その小水力発電であったりとか、あとは何ですかね、シャトルバスで、EVのシャトルバスであるとか、ミニマムな交通であるとか、そういうことをしっかり整えていく、それが白馬の目指すべき方向だと思います。多分、皆さんも同じ認識だと思います。

だから、あと村長、2か月ですけども、しっかりその辺の職員の気分を高揚させて、次の村長に向けて、しっかりとバトンタッチしていただけるようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第5番尾川耕議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時00分

**議長（太田伸子君）** 次に、第1番増井春美議員の一般質問を許します。第1番増井晴美議員。

**第1番（増井春美君）** 1番増井春美です。

それでは、通告に従いまして、防災・減災について質問させていただきます。

このテーマは、過去の議会でも何人もの同僚議員が取り上げておりますし、近頃は、新聞テレビ等において多く報道がされているように思います。

それだけに、地域コミュニティーにとって、地域づくりにとって、防災・減災は重要であろうと思います。

2014年11月22日22時8分頃、白馬村を震源とする長野県神城断層地震が発生したことはご承知のとおりです。

堀之内地区と三日市場地区を中心に広範囲にわたって大きな被害を受けましたが、地域住民の皆さんの迅速な安否確認や的確な救助活動に、大きな被害は受けましたが、行なわれた結果、地震による死者を出すことはありませんでした。

村長は、1期目平成26年早々にこの地震を経験されました。また、2期目は新型コロナ感染が拡大によって、相当な苦勞をされていたと思います。

村政の運営も思うようにいかなかったということのように承知しております。

中山間地の多い本村は、昔から数多くの災害に見舞われ、自然の恐ろしさを体験してきましたが、しかしながら、時間がたち日常生活が戻ると、被災の記憶は薄れがちです。



天災は忘れた頃にやってきます。来るべき災害に立ち向かうには、過去の災害、過去の教訓を学ぶこと。災害の記憶を風化せず未来に伝えていくために、様々な取組が必要不可欠です。

6月に入り、豪雨による洪水、土砂災害といった自然災害の危険性も心配されます。

改めて防災・減災を再認識し、日頃からできる準備をして、いざというときに慌てずに行動することが大切だと思います。

先般、本村におきまして、白馬村防災マップが策定されました。ご存じだと思いますが、これ、白馬村防災マップです。村内の行政区、世帯の70%から80%に届けられていると推測しております。

この防災マップには、日頃からできる準備をまとめ、いざというときに慌てずに行動できるよう、家族や地域で共有し、避難訓練などに活用することを目的としております。

そこで、次の7項目についてお伺いをいたします。

- 1、行政、庁舎内では、白馬村防災マップをどのように活用されているか。
- 2、自主防災組織の支援及び連携はどのようにされているか。
- 3、災害時住民支え合いマップの作成と更新状況はどうか。
- 4、指定避難所の耐震診断状況及び指定避難所のコロナ感染対策の指導はどのようにされるのか。
- 5、災害時の観光客の避難誘導等はどのようにされるのか。
- 6、災害時の行政と区の情報伝達等における課題はあるか。
- 7、継続的に住民の防災力を向上するための考えはあるか。

これで、1回目の質問を終わります。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 増井春美議員の防災・減災について、質問にお答えをする前に、まず、防災マップの現状についてご説明をさせていただきますが、白馬村防災マップは平成29年度に作成をし、平成30年6月に村内2,954世帯に配付をしたものです。

地震、洪水、土砂災害等による災害時の備えや避難について記載しており、土砂災害警戒区域、浸水想定区域を地区別にハザードマップとして示しているところであります。

なお、浸水の想定区域のハザードマップについては、令和3年度に実施予定であったマップ更新業務を令和4年度に繰り越し、現在作業を進めている状況です。

それでは、防災・減災について7項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の白馬村防災マップの活用についてであります。各自主防災組織や各区で実施をされる避難訓練に避難経路の確認を用いており、防災マップ上で住居から避難場所までの安全確保できる経路を確認し、浸水地域を確認することで、安全な避難経路と身近な危険を認識いただき、特に、災害初期における、自分の身は自分で守る意識づけ等を図っております。

2点目の自主防災組織への支援及び連携についてお答えをいたします。

白馬村では、平成17年度から自主防災組織の結成と活動を促進する制度を構築し、地域による防災活動を推進をしてきたところです。

現在は、ほとんどの行政区で自主防災組織が設立をされましたが、設立に当たっての規約の整備。また、設立後の防災活動への備品、消耗品の購入について補助を実施をし、避難訓練や消火訓練の実施においても消防署との橋渡し等の連携をしております。

災害発生直後は、公的機関による被災者支援等の緊急対応、公助には限界があり、被災を最小限に抑えるためには、発災後、早い段階での取組が重要であります。

出火防止や初期消火、それから避難誘導、被災者の救出等、地域での活動が求められ、これらの役割を担う組織が自主防災組織であると認識をしております。

そして、これらの初期対応を可能とするのが、情報伝達体制の整備や災害時要支援者の情報共有であります。

災害時要支援者台帳は、発災時の支援者の避難支援や避難状況などの確認をする上で必要であり、台帳整備については個人情報保護という難しい面もありますが、地域の実情を踏まえながら福祉部局やボランティア団体と協力をし、作成を進め、多くの自主防災組織でその整備を終えております。

3点目の災害時住民支え合いマップについてお答えをいたします。

まず、作成状況につきましては、本村では、平成22年度からマップづくりに取り組み始め、以降、毎年白馬村社会福祉協議会への委託事業としてマップづくりの研修会を開催をし、マップの作成地区を増やしてまいりました。

令和3年度末現在の状況では、30ある自治区で、マップの作成済みの地区数は26地区、残り4地区が未作成となっております。

ここ2年は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により研修会を開催することができませんでしたが、今年度は、マップ未作成地区を対象とした研修会を7月に計画をしており、1地区でも多くマップづくりに取り組んでいただきたいというふうに考えております。

なお、一度マップ作成が終わっても、時間の経過とともにマップの状況は大きく変化をしますもので定期的に更新を行なう必要があります。

また、少なくとも年1回は見直しをしていただくようお願いをしておりますが、更新状況についての詳細は把握をしております。

4点目の避難所の耐震診断状況についてお答えをいたしますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律、耐震改修の促進法により、昭和56年度以前の基準で建築をされた建築物は、現行の耐震診断と耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう努めなければならないことになりました。

具体的には、震度5強程度の中規模地震では、軽微な損傷。震度6強から震度7に達する程度の

大規模地震でも倒壊は免れるという基準となります。

この法律に基づき、平成18年から耐震診断を進めてまいりました。

神城地区で6か所、北城地区で8か所の村内で全14か所の指定避難所のうち、昭和56年以前に建築をされた避難所は1か所ありますが、地元住民からの要望で指定避難所を変更した経緯があり、その他の避難所においては耐震基準を満たしているものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症対策指導については、本定例会開会の挨拶でも申し上げましたが、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についての通知を受け、さらにこの内容を補充するため、改めて留意事項を取りまとめ、平時の事前準備及び災害時の対応の参考とするよう地方自治法の規定に基づく技術的助言を受けたところであります。

避難所のコロナ感染症対策に限らず、避難所の感染症対策であります。避難者の健康状態の把握や消毒の徹底をはじめ、避難所で十分な離隔の確保及び間仕切りの設置を行ないます。また、具体的な離隔は1.5メートルから2メートルと想定しておりますが、この離隔の確保により、収容人員の低下に直結してまいります。

災害の発生または発生するおそれがある状況において、指定避難所での感染症の感染リスクを懸念をする村民が、避難を躊躇(ちゅうちよ)することを避けること及び指定避難所における密集、密接、密閉を抑制することを目的に、分散避難の一環として、村内のホテル、旅館等の宿泊施設への避難利用を進める予定としております。

5点目の災害時の観光客の避難誘導等についてお答えをいたします。

白馬村では、大規模災害の発生を想定した観光客の安全確保や避難、帰宅支援を円滑に行なうため、令和元年度に白馬村観光防災マニュアルを策定しております。

このマニュアルでは、地域住民と観光客の大きな違いは、観光客はその地域の土地勘がほとんどない上にその地での過去の災害経験がなく、事前の避難訓練ができないため対処方法が分からないことに加え、帰宅支援の必要性があるという点に着目し、発災から避難誘導、収容施設での支援、帰宅支援までの一連の流れに沿って行動目標と役割分担を定めていますので、発災時はこれに沿って対応していくこととなります。

ご質問の観光客の避難誘導についてですが、発災直後の初期対応は、各観光エリア中心での対応となります。観光客の安全確保、二次災害の防止、正確な情報伝達を基本とし、それぞれの施設では、観光客の安全確保、けが人の有無を確認し、状況に応じて施設やエリアが指定緊急避難所へ観光客を誘導します。

なお、災害の規模や発生時期にもよりますが、収容施設は村の指定避難所に限らず、公共施設や宿泊・観光施設等の活用も備えておかなければなりません。

そのため村では、令和2年7月に長野県の旅館ホテル組合会白馬支部とも災害時における宿泊施設、設備等の供給に関する協定を締結をしたところであります。

6点目の災害時の行政と区の伝達情報における課題であります。国が進めるLアラート、災害情報共有システムの全都道府県による運用が実現するなど、行政による災害時における情報通信はこの数年間で変化をいたしました。

発生する災害の種類にもよりますが、雨、風の大きな音等で防災行政無線の屋外スピーカーによる避難勧告がうまく伝わらなかったという事例は全国的に発生をしており、テレビやラジオ等のマスメディアを通じた災害情報提供だけではなく、携帯電話やスマートフォンで様々な情報を収集する生活様式が定着をしてきており、行政の災害情報提供も変化しなければなりません。

村では、災害時に情報を確実に住民に届けるため、災害メールと防災アプリでの情報の多角化を進めることを目的に、新防災情報システムを令和3年度に本格運用を開始をしたところです。

また、携帯電話での使用が困難になった場合には、孤立する可能性があると予測される地区であります。嶺方、野平、立の間、通、青鬼地区については、区に衛星電話を配置をしており、行政と区の連絡手段の確保に留意をしているところであります。

最後に、住民の地域防災力の向上するための考えについてであります。過去の経験から、大規模広域災害が発生した際には行政の施設が被災し、行政機能が麻痺をすることがあります。

繰り返しになりますが、災害被害を少なくするためには、地域住民一人一人が、地域が主体的に防災活動に関わることが重要であります。

2つ目の質問の自主防災組織の項目で答弁をしたとおりであります。地域による防災活動を推進をしましたが、さらなる地域防災力の向上が必要と感じております。

村では、防災力の向上のためのチェックシートやマニュアルの作成をし、自主防災組織の現状を把握することで組織の課題に洗い出しを考えております。現状の把握後には、活動や訓練の計画についての立案を担当課と自主防災組織が共同で行なうことで防災力の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

災害への備えは、過去の災害を振り返っても、これで万全、これで大丈夫といった到達点がないのが実情であります。

各々が平時からハザードマップを確認をし、自宅の災害リスクを認識をし、自分の周りにどのような災害の危険が及ぶのかを考え、その被害をできるだけ少なくするためにも必要な対策を考えていただくことが最大の備えになるというふうに考えており、村でも引き続き情報提供と支援を実施をしてまいりたいというふうに思っております。

長くなりましたけれども、増井春美議員の防災・減災についての質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** 答弁ありがとうございました。

村も防災・減災について苦慮されているというふうに感じました。

そこで、今答弁をお聞きしまして4項目ほど確認をさせていただきたいと思います。

まず1番目の自主防災組織の関係——失礼しました。役場内、庁舎内の防災マップの活用はということで、私、お尋ねしたかったのは、現在、役場の庁舎の中で、要は訓練ですね。住民は防災マップで自主防災組織でやるんですけども、役場の庁舎内でどういう訓練をされているのかということとをまず一つお聞きしたかったということです。

もう一つは、2番目の自主防災組織ですけども、行政区、今30地区できたというようなお話をいただきましたけども、これは全て今自主防災組織というのが立ち上がっているのかということとを再確認をさせていただきたいと思います。

それと、3つ目の災害時住民支え合いマップの更新の件なんですけども、確かにコロナ禍で、長く続いておりますのでなかなか合同でっていうことは難しかったと思います。

この講習会というのは、招集範囲ですね、区長さんであるとか自主防災組織の役員の方とか、そういうことの招集をされているのかということです。

もう一つ、私がこの中で必要と感じているのは、人材育成というのが一番キーポイントだと思っているんですけども、そんなことで、今、ちょっと私、ちょっと気づいたことをお答えいただきたいと思います。お願いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** まず、前段の2つについては総務課のほうからお答えをさせていただきます。

庁内での訓練ということですけども、マップを用いた訓練というよりは、防災に備えた訓練ということで、職員の参集訓練というのをやっています。いわゆる初動マニュアルを作っておりますから、それを地域の防災訓練とタイムスケジュールを合わせながら職員が参集するというような訓練をしております。

ですので、現地では、地域が防災訓練をやり、職員は参集訓練をしながら、どの地区でどういうことがあるのかというような、いわゆる現状と合わせるような形の訓練をしているというようなこととご理解いただければと思います。

2点目ですけども、30地区のうち自主防災組織が設置されているのは27地区になります。先ほどマップを作ったのが30のうち26ということで、マップの数と自主防災組織の設置の箇所数は1地区差異はありますけども、27地区が設置をされているというところでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** 私の方からは、3点目のマップづくりの研修会の参集範囲ということでお答えさせていただきます。

まず、研修会について、例年行っていた研修会については、区長さんのほうにお声がけさせて

いただいて、区長さんはじめ地区の役員さん、あと、その地区を担当する民生児童委員さんなどが参加していただいています。

今年度につきましては、先ほど未作成地区を対象にということで、4つの地区の、同じように区長さんにお声がけをさせて開催をさせていただく計画でおります。

あと、基本的には自主防災組織の長となる方は区長さんがやられているところがほとんどだと思いますので、ダブるわけですが、そちらのほうにも参加はいただいているということでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 4つ目、人材育成というお言葉をいただいたかと思うので、この役場内組織の人材育成という意味でよろしいのでしょうか。

**第1番（増井春美君）** いえ、全体です。村全体。

**副村長（横山秋一君）** 村全体ですか。分かりました。

職場の人材育成としては、非常に今、防災部門というのは非常に重要なところであるので、そこは怠ってはいけないということ。あと、不幸なことと言っていいんでしょうけれども、我が白馬村は10年に1回くらいの結構な大災害が起きておまして、そこで、住民と一緒に防災・減災に取り組んでいるという意味では、幸か不幸かそういった知識や実績を持つ職員並びに住民がかなりいらっしゃると、かなりいるということはいえるかと思いますが、引き続き訓練等で人材育成というのは図っていかねばいけないというふうに考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** 本村の最近の、近年ですね、災害が起こっておりますけれども、少しご紹介させていただきますと、ご承知のことと思いますが、昭和34年に伊勢湾台風というのが通過いたしまして、この松川、平川が多大な被害を受けております。この被害を知る人は、恐らく70歳代以上の方だと思います。そして、また、7災と言われる平成7年には、白馬村、小谷村において梅雨前線による継続的な集中豪雨により、土砂災害が38か所発生したと言われております。実は、私ごとなんですけども、私の勤めていました東山の事業所では、土砂災害に遭いまして、私の座っている事務所の窓が突き破られて土砂が埋積しているという状況で、ということ覚えております。

そして、平成26年神城断層地震。この間、55年間の間に3度の大災害を白馬村は経験しております。20年以内にこの大災害が起こったということになるかと思います。

そして、あの震災から7年半が経過しようとしております。災害は繰り返す起こるという特徴があります。

災害時に指定避難所の備えが必要です。

これから、質問に移ります。

先月、大糸タイムスに、お隣の大町市で連合自治会と自主防災会合同の指定避難所を対象にした共助研修、共助の研修と模擬体験訓練を実施したというような記事が出ておりました。お読みになった方もあろうかと思えます。

本村は、過去、このような関係機関等の合同研修、訓練をされたことがあるかお伺いします。

先ほどは、災害時支え合いマップで、健康福祉課のほうで集まって、民生委員さんも交えてやられているということなんですけれども、この指定避難所に指定している、白馬村が指定しているこの避難所での模擬訓練というのはされているかどうかお伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** お答えします。

近年では、新型コロナウイルス感染症の影響でできていない部分がございます。コロナの感染前でいきますと、大体9月の防災訓練が白馬、小谷で隔年で行なわれます。秋季の訓練が、これも白馬、小谷、隔年で行なわれて、どちらかの訓練は必ず白馬村で行なうようになっております。

訓練の仕方はそれぞれいろいろありますけれども、その中で、避難所を用いて訓練をするというのは過去にもあるということでご理解いただければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** 答弁ありがとうございました。

こういう訓練というのは、ここコロナ禍感染の中ではできていないというふうなお答えであろうと思います。

大災害発生しますと、指定避難所の設営をしなきゃいけないということになります。現在、地区の防災リーダーという方は、各自衛消防組織の長である区長さん、もしくは自衛消防組織の役員の方だと思います。

もし、災害起こった場合、20年弱でかつて起こっているわけですが、気候変動等でどういうふうになるか分かりませんが、この指定避難所の訓練というのは必要であると思います。私も、この当時は災害が起こらないでいいかなというふうな不安でございました。

防災マップで指定緊急避難場所はここだというふうに防災マップに書かれています。指定避難所はここだというふうに指名されていると思うんですけども、これだけでは足りないというふうに私は思っておりまして、災害時の地区の防災リーダーが、災害が起こったときにどういう行動をすべきか。備えを、行政がその辺の計画をされているのか。これからだと思いますが、実施しなければ、各自衛消防隊の長である区長は不安であると思います。ぜひ開催していただくようお願いいたします。

それでは、次の質問に参ります。

行政の避難用備蓄資材と各地区の指定避難所の備蓄状況はどうなっているかお伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 指定避難所の備蓄の数はちょっと、通告をいただいておりますし、手元に資料がありませんのでちょっとお答えはできませんが、それぞれ管理をしております、一定数、期限が切れたものを訓練に使うなど、備蓄品を備えているという状況でございます。以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** 私、お聞きしたかったのは、通告にないから答えられないというようなことでしたけども、ある程度は答えられるのじゃないかなというふうに思います。

まず、私が指摘したいのは、各指定避難所というのが定められています。この備蓄状況というのは行政がある程度は把握すべきじゃないかというふうに思っております。

そんなことで、その備蓄状況は把握されているかということについてお伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 村の指定避難所の備蓄品というのは村で管理をしております。地区の公民館であったりとか、独自に備えているというものの中にはございます。それは各地区で管理をしておりますので、それは把握はできてはいないということでございます。

以上でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** 私は、やっぱり把握をしとくべきだというふうに思っております。

災害が発生したと、例えば、救援物資が二、三日で届くとしても、最低限の災害用の備蓄資材の確保は必要だと思います。

また、行政の指定避難所と各地区との、指定避難所との共有も、これは重要だというふうに思います。日頃の密な連絡が必要であると思います。

先頃、信濃毎日新聞において、大災害に使えるトイレの不足のおそれという記事が出ておりました。神城断層地震におきましても、白馬の奇跡というのを読ませていただくと、高齢者の洋式トイレが不足をしていたということも書いてありました。この自治体、市ですけども、51のうちのトイレが不足するおそれがあると答えられた市は39%ということございました。

過去の災害で、水や食料も大変大事なんですけども、災害時に断水などで多くのトイレがやっぱり使えなくなったりするわけですよね。不衛生なトイレに、水分を控えて体調を崩す人も後を絶たないというようなことございました。

2019年の19号台風、災害では、便袋、便の袋を入れるものですね。それと貯留式の組立て式簡易トイレをためらうという意見が女性を中心にあったそうです。

また、新型コロナウイルス感染症への対応や、ジェンダー、プライバシーなどにも配慮した指定



避難所の環境改善が必要という、これが課題だというふうに出ておりました。

本村でも、コロナ禍の避難所の在り方を検討されているようですが、地域との災害備品の共有をぜひお願いしたいと思います。

それでは、次に、白馬村避難支援プランですが、近隣の共助について、災害時要支援者への情報伝達や避難支援を整備し、より安全な地域を実現することを目的に作成されました。避難行動要支援者の支援対策を推進する上で、重要な役割を持っております。

質問です。この避難支援プランを村民に理解してもらうために、共助の意識づけをどのような方法でされているかお伺いします。よろしくお願ひします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 防災の面で私のほうでお答えさせていただき部分と、健康福祉課のほうで支え合いマップの関係があると思いますから、両方でお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、要支援者については、まさしく支え合いマップで、どの方がどこにいて、誰が支援をするのかというものをつくるのが支え合いマップになります。それを、防災と福祉部局で情報を共有するということになりますから、それが毎年見直しの中で、村長答弁にもありましたが、マップの作成が目的ではなく、毎年更新をし、誰がその対象になるのかというものをしっかり定めていかなければいけないということになります。

なお、要支援者の施設につきましては、これは総務課のほうから対象となる施設の施設長に直接出向いて、この行動計画等の策定について本年度も要請をしているというところでございます。

総務のほうは以上です。

**議長（太田伸子君）** 松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** 健康福祉課のほうでは、災害時避難行動要支援者台帳を毎年更新して支援の必要な方を把握しています。

また、マップづくりにおいては、各地区の役員の方が集まっていたいただいて地域のことを考えていただいて、その話合いをする中で、困っている方の、まずはマップづくりというか、そこで共有していただくことが非常に大事なものとなっております。マップづくりについては、災害時に使うことを目的にしているわけですが、現在は平常時において、地域の見守りということでも使えるということで、役立てていただいているところであります。

あと、情報伝達のほうにつきましては、例えば介護保険の関係になれば、それぞれ担当のケアマネさんがいますので、そちらのほうで安否確認をしていただいて、その情報を包括のほうに寄せていただくという形で行なっているところでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** ありがとうございました。

この白馬村避難支援プラン、冊子になっておりますけども、これはどういうふうな形で——区長に説明されたと思うんですけども、ただ作成しました、読んでくださいというのでは、村民への意識づけはできないと思います。その辺を、またご検討いただきたいと思います。

次に、耐震不合格とされる指定避難所の耐震改修をどのようにされるのか、されたのか。これは、かつて同僚議員のほうから質問をして、お答えいただいていると思うんですけども、その後、地区との話し合いをするというようなことで進められていると思うんですけども、また複数の、コロナ禍にあっての、複数の避難所を検討されるってということなんですけども、この、耐震構造が不合格になったというところのその後についてお教えいただけますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 指定避難所の耐震という点で申し上げますと、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、指定避難所1つが地区の要望で、これまで指定避難所としていた箇所を変更してほしいということで変えたところがあります。それが、建築基準法のいわゆる耐震基準を満たしていない施設になります。この建物は個人資産になりますので、ここら辺については少し地域とも相談をしながらどういう形にしていくのかというのは今後に向けて検討していきたいというように思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** ありがとうございます。

まず、指定避難所もそうなんですけども、個人や地域コミュニティーができないことはいっぱいあるわけです。指定避難所の耐震改修もその一つであると思います。

指定しているならば行政で改修すべきだというふうに考えます。財政がないからといって、この防災面において指定避難所を決めた以上は、耐震改修は行政の責務だと考えます。

次に、ハザードマップですが、村民にどのように説明をされたか。また、提供する情報が細かすぎて、住民は必ずしも理解できていない状況のように感じております。

被害を減らすための具体的な防災行動を促すための活動をすることが重要だと考えます。

村長は、過去の定例会におきまして、住民の皆さんへ分かりやすく伝え、それを防災行動に結びつけるような工夫をするというような答弁をされております。過去の答弁を話して申し訳ないんですけども、このままでは住民が実際の避難行動につながらないように思いますがいかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 現在の防災マップにつきましては、この浸水想定区域が変わってきておりますので、先ほど村長答弁にもありましたとおり、これ、今年度、10月末までの予定で更新作業を現在進めている状況です。

分かりづらいという点ですけども、今、私も過去のマップを持っておりませんが、逆に言うと、分かりづらい点等をいろいろと住民の皆さんからお聞きされたのであれば、そういう点をいただければその点を分かりやすく説明はしていきたいと思えます。

基本的にはマップと、あとは備え、備品等の用意物品と、それと避難所、これが掲載されておりますから、分からない点というところが、私たち行政の目で足りないところであるのであれば、ご意見いただければ、そういう分かりやすい説明をしていきたいというふうに思えます。

ただ、説明会まで開くかどうかという点については、ちょっと検討はさせていただきたいと思えます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** 私は、行政の責務が村民にいかにかに知らせるか。村民は災害に備えいかにかに知る努力をするかであろうと思えます。

ハザードマップに限らず行政には、村民に丁寧な説明をする努力と村民にハザードマップとともに避難行動を促す対策をお願いしたいと思えます。

実際、これを基に地域で、実際歩いていかないとなかなか備えというのはいかないというふうに思えます。

最後の質問になりますけども、村民の防災力を向上させるために、人材育成がキーポイントになると考えております。

防災士というのは村長ご存じでしょうか、お伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。

増井議員、今の防災士っていいましたか。もう一度、質問伺ってもよろしいでしょうか。

**第1番（増井春美君）** 防災士というのはですね、この後にはちょっと述べますけれども、お隣の大町市、池田町で自衛消防組織の中で、ボランティアなんですけども、そういう方を、大町市でいえば現在20名、防災士ということで地域の減災を進めているという方なんですけども、そういうことお聞きになったことありませんでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 防災士という言葉は、村長聞いたことはあるかというご質問でございますけども、防災士という言葉は聞いてございます。

それで、池田町は広域消防のOBが、再任用というようなことで雇用されたというようなことを聞いておりますけども、そういうことは聞いておりますので、お願いしたいと思えます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** 私は、今議会で一番言いたかったことはここなんです。

防災力というのを向上しなければいけないというのは分かります。他地方、自治体で、先ほど池

田町というふうに言われました。大町市も何年か前の議会で取り上げられておりますけども、20名今いて、令和6年度で40名ぐらいにすることを聞きしております。この防災士というのは、突然聞きまして大変申し訳ないんですけども、これをぜひ広めたいと思っています。

防災士というのは、ちょっと説明しますと、自助です。自助、共助、協働というのがありますけども、自助、自分の命は自分で守ると。共助、地域・職場での助け合い被害拡大を防ぐ。協働、村民・事業所・自治体・防災機関、一次防災組織だと思いますが、の協力をして活動をする、ということを基本理念にしているようです。

これは、ちょっと私が知り合いにお聞きしましたところ、防災士というのは、今防災士の協議会というのがあります、松本大学で2日間の講習があって試験があるんですけども、大町市ではこれ3万円ほどかかるようです。助成金。それを大町市のほうで進めて、何とか地域の防災力を向上しようということで進められておりますので、ぜひ本村もそういうことを考えていただいて進めていただければという。

いろいろと質問をいたしましたけども、私は、この1点をもちまして、この地域の防災力というのは、今後とも本村においても進めていただきたいというふうに思っております。

あと、いろいろお聞きしたいこともあるんですけども、その防災士、防災力の向上ということをお願いしまして、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第1番増井晴美議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。第4番加藤ソフィー議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 第4番加藤ソフィーです。

今回は2問質問ありまして、まず1問目、ゼロカーボンビジョンについて。

3月定例会のゼロカーボンビジョンについての一般質問において、この計画は具体的な行動計画が抜けているのではないかと指摘させていただき、まず次回の脱炭素先行地域への応募に向けて動いていくこと。そして、ゼロカーボンビジョンに掲げられている内容の中で優先順位をつけて取り組んでいくとの答弁でした。その後の進捗状況について伺います。

- 1、ゼロカーボンビジョンの内容の中で優先順位をつける作業は行ないましたか。
- 2、脱炭素先行地域への応募に向けて、現時点で取り組んでいることを伺います。
- 3、村民へ向けて広報はくばでシリーズ化して掲載されていますが、今後はどのように広報されていく予定なのかを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤ソフィー議員からゼロカーボンビジョンについて質問を3項目いただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の優先順位をつける作業についてお答えをいたします。3月の定例会の答弁におきまして、白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会から答申をされた4つの重点施策について取り組むべき内容を取捨選択をし、優先順位をつける中で対応していきたいということ。また、重点施策の中にある再生可能エネルギーの生産の項目としては、既に先行着手している小水力発電事業もあり、引き続きできることから着手をしてまいりたいという答弁をいたしました。

改めて4つの重点施策について触れておきますが、1つ目は再生可能エネルギーの生産需要に応える施策・利用の促進、2つ目は省エネの普及促進、3つ目は森林の保全のための施策と活用の推進、そして4つ目がサーキュラーエコノミーの推進を掲げています。その際に、優先順位をつけると申しましたが、現段階では何か一つの施策を優先するものではなく、それぞれの施策について行政として何かしらの取組を実践できる、実践をしている、または取組始めた内容を各課横断的に把握をしながら、何が効果的かを見極めている状況と聞いております。

具体的に申し上げますと、1つ目の再生可能エネルギーの生産需要に応える施策・利用の促進では、犬川の新たな小水力発電事業の環境整備に向けて、長野県をはじめ関係機関との調整を進めているところであります。

2つ目の省エネの普及促進については、先日の挨拶や先ほどの答弁でも触れたとおり、まずは住民や事業者の行動変容を促すための意識や実践できる取組事例を解説をしたハンドブックを庁内に設置するとともに、広報誌及び行政公式ホームページで同様の内容を周知するなど啓発活動に取り組んでいるところであります。

また、今後については、省エネ性能の高い住宅や効率機器の導入の促進に向けて、長野県のゼロエネ住宅助成制度を補完する、またはスモールスタートでの支援の方法について村内建築業者とも意見交換を実施したいというふうを考えております。

3つ目の森林の保全のための施策の活用と推進においては、村有地の支障木の伐採と連動した木質のバイオマスの活用の促進、森林整備事業を粛々と推進をしてまいります。

農政課で実施をした5月の伐採木の住民無償配布会では、軽トラ40台分、約14トン余りの伐採木が薪ストーブの燃料などとして住民の需要を促しました。

最後に4つ目、サーキュラーエコノミーの推進については、白馬村の観光局が主体となって実施するGREEN WORK HAKUBAの趣旨に賛同するとともに、描く将来像の実現に向けて行政とステークホルダーとの関わり方や事業の役割分担について検討を始めたところであります。

こうしたそれぞれの分野の取組を1歩ずつ深堀りをしながら取組の成果につなげてまいりたいというふうに思っております。

2つ目の脱炭素先行地域の応募へ向けた現時点での取組についてお答えをいたします。

国の公表によれば脱炭素先行地域の選定は、今後2025年度までに少なくとも100か所の先行地域を選定することを念頭に、年2回程度の募集と選定をする予定だというふうにされており、白馬村においても先ほど答弁したとおり、4つの重点施策の推進とその施策を発展させるための将来計画を基本として、先行地域への応募を検討をしているところであります。

検討に当たっては第1回目に選定されたモデル地域の提案計画について、評価された選定要件を情報収集するとともに、応募に当たっては本村が取り組む計画の方向性、計画の実施をするエリアの範囲及び計画を協働して推進をするステークホルダーの存在等について、庁内検討を進めているところであります。

第1回目の選定地域の提案内容や国の評価要件を見ても、選択に当たってのハードルは極めて高いという印象を持っておりますが、単なる省エネ設備の導入にとどまることなく、地域経済の循環や地域課題の解決、そして住民の暮らしの質の向上につながる取組を意識した提案ができないか、鋭意検討をしているところであります。

最後に、今後どのように広報をしていく予定なのかについてお答えをいたします。

庁内に設置をした住民向け、事業者向け行動変容ハンドブックについては、今後の村内の取組経過や各所の施策動向を踏まえて内容の改定を行ないつつ、村内全戸配布の検討を行ないます。

また、白馬村のゼロカーボンビジョンについては、取組の進捗状況について随時広報誌や行政の公式ホームページ等で発信をしまいたいというふうに考えております。

これまでも繰り返して申し上げておりますが、人類が石油や石炭などの化石燃料に頼ってエネルギーを得てきた結果、大量に排出をされた二酸化炭素が地球環境を変えてしまいました。地球温暖化対策には行政の旗振り役は当然であります。最も重要なことは、地球温暖化の大きな原因となっている二酸化炭素の排出量を減らすことです。そのためには一人一人が二酸化炭素の排出量を押さえようという意識を持ち、日常的な行動を変えることが大切でありますので、先ほどの行動変容ハンドブックの実践をお願いをいたしたいというふうに思います。

以上、1点目のゼロカーボンビジョンについての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 3月の一般質問では、この4つの重点施策っていうのは答弁の中であつたと思うんですけども、全て同時にはできないから優先順位をつけていくという答弁だったんですが、今の答弁の中には全てが重要だというような捉え方ができたんですけども、この優先順位っていうのはつけていく予定なのかということ伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 今後の優先順位の考え方でございますけども、先ほど村長答弁にもありましたとおり、実践してできるもの、これを見ながら、いわゆるスピード化が計れるものについては、

優先順位が高くなるというような考えでありますので、それを現在見極めているということの作業をしているということです。その作業が若干でも進んだ中で、スピード化があるものに優先順位つけて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** スピード化が計れるものということなんですけども、いつまでに効果と見極めるのかとか、いつまでにどの施策がスピード感があるものなのかというのを見極めるのでしょうか。そこら辺お伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** まず、4つの項目があり、1つ目の再生可能エネルギーと3つ目の森林の保全、これはやはり継続して取り組まなければいけない部分でありますから、なかなかスピード化というのは難しいのかなというふうに思います。

2つ目の省エネの普及の促進につきましては、ここにきてようやく国の補助制度であったり、県の補助制度というのが見えてきているのがあります。これを村が省エネの推進に向けてどういうやり方ができるのか、先ほど村長答弁にもありましたとおり、スモールスタートとしてできるものを探していくというのが、それぞれ国や県の補助事業を見ながら考えていくという現在スタンスであります。

どこら辺を目途に立てるのかということになりますと、やはり新年度の予算編成、11月ぐらいから作業に着手をしますので、その前段までにはどういうやり方がベストなのか効果があるのか、これはぜひ取り組んでいきたいということで、庁内のほうでは作業を考えているというところでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 新年度の予算編成に向けてということで、かなり期待したいなというところなんですけども、この4つの重点施策の4番目、サーキュラーエコノミーの推進という項目があるんですけども、こちらは答弁にもあったように、観光局が行なっている事業と一緒に取組んでいくというようなことなんでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** サーキュラーエコノミーにつきましては、観光局を主体する民間の取組でありますので、村としては後押しをするというような立場を考えております。また、このサーキュラーエコノミー実践する上で様々な施策・事業出てこようかと思うんですけども、その中で村がやるべき事業ということがあれば、村としても率先して取り組んでいくとそういった立場で考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 観光局も結果的にゼロカーボンビジョンにのった形でサーキュラーエコノミーによる地域活性化のこの取り組み、GREEN WORK HAKUBAというものを開催しているかと思いますが、ここに村民がもっと参加できる機会だとか、広報活動の面だとかでももう少し協力体制、後押しもそうなんですけど、もう少し村民を巻き込むような形が取れないのかなあと考えています。もちろん観光局というのは外から人を呼んで、この白馬村の自然や人を資源とした観光業のための組織ではありますが、観光というものはそこに住む人々の日々の暮らしが土台にある観光です。ここ白馬村で生活する人々のライフスタイルというものが、そのまま観光に反映されていくのが持続可能な観光地になる一つの条件であるのではないかと思います。観光局も行政も同じくこの豊かな自然を後世に残していくというかじ取りをしたのであれば、もう少し協力体制を築いていったほうがいいのではないかと思います。ご見解を伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

今、加藤議員のおっしゃるとおりだと思います。観光局はサーキュラーエコノミーというものを通じて、白馬村の観光地としての価値とブランドをつくり上げようとしております。それも、村としても同じような方向性を向いておりますので、この村民に対する周知というのは足並みを揃えて協力体制組んでまいりたいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 協力体制を取っていききたいということで、どのように取っていくかというところなんですけども、観光局が作成している資料の中で、こういったビジョンというものの、絵になってすごく分かりやすく表現されています。こういったデザインだとか、そのイメージですよね、それを村で統一したほうがいいと思うんです。そこら辺についてはどうのお考えなのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** そうですね、私もこの絵を見たときに非常に視覚的に分かりやすいものだというふうに考えております。これを用いてということももちろんなんですけども、白馬村として情報発信する際には視覚として分かりやすい、そんな仕組み、デザインに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** ゼロカーボンブックだとか、ビジョンのものだとかもつくられていて、



やはり村民に広く知ってもらうためにはデザイン性っていうのがすごく重要だと思うんです。なので、この観光局がせっかくいいものを出しているんで、そこはしっかりと協力してほしいなあと思います。

次に、広域なんですけども、HAKUBA VALLEY TOURISMというのも、こういうようなSDGsの冊子を出していて、こちらも非常に分かりやすいなあと思うんですけども、やはり絵とかがあると全然違うと思うんですよね。このHAKUBA VALLEY TOURISM、そして大北地域、北アルプス広域での連携は人口減少、そして少子高齢化社会の中で既に求められていることだと思いますが、広域でのゼロカーボン社会に向けての連携というのは、どのように考えておられるのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** そうですね、非常に今、加藤議員がおっしゃったことは大事なことで、広域的に取り組まないとさっきの午前中の尾川議員のご提案とか、目標とかに達するわけではないということは重々分かります。広域では連携事業というものも取り組んでおりますので、今までそこに対してそんなに取り組んでいる実績がないので、そこら辺での取組等も考えていきたいと思っておりますが、今やはり先ほど言った観光面で、やはり3市村、大町・白馬・小谷とでかなり広域DMO等々でSDGsあたりをかなり最重要視していろいろ取り組んでおります。そんな流れをさらにまた南のほうにもつなげて、北アルプス一体というような動きになればいいなと思っておりますので、私もそういう会に出たらそういう提案をしていきたいと思っております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** ぜひ白馬村が引っ張ってほしいなあと思っております。みんなが同じ方向向いているのに、バラバラに広報してはもったいないと思うんですよね。なのでそこら辺はやはり一緒になって広報していくという体制は必要じゃないかなあと思っております。

次に、脱炭素先行地域への応募に関してなんですけども、午前中の同僚議員の一般質問とちょっとかぶってしまう部分もあるかと思いますが、非常に大事なことだと思っておりますので、ご容赦いただければと思います。

脱炭素先行地域への応募についてですが、今のところいつ頃募集が開始されると予測して動いてらっしゃるのかお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** お答えします。

時期については、まだアップもされておられませんし、どの段階で出るのか水面下ではいろいろと関係者にご相談をしておりますけども、なかなか明確な答えをいただいておりますので、作業は早めに今、先ほど村長が答弁したとおりの作業は進めますけども、どこら辺を目途にというふうにいわれると、まだそこら辺までのめどを立ててという作業ではございません。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** ある程度予測をして動いていかないと具体的な話とかそのいざ募集となったときに間に合わないというような事態になってくる可能性もあると思うんですが、いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 採択の要件といいますか、採択の流れを見る中では、いわゆる設備の導入だけでなく地域循環を含めたものということで、午前中にもお答えしておりますが、結構共同提案という形になってきています。これをエリアをどうするのか、エリアを絞り込むのか、いわゆる再生可能エネルギーの種類を絞り込んでいくのか、いずれにしろ地域との連携またはステークホルダー、どのような方たちがいるのかも含めた洗い出しということも出てまいりますので、時期ありきで進めていくと、またこれはこれで地域の方の反発もあるとは思いますが、プロセスはしっかり踏みながらもある程度めどを立てていくというような作業が現実的かというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 前回の一般質問で、次を狙うというお言葉をいただきましたので、ぜひそこは変えずにいていただきたいなと思います。

脱炭素先行地域への応募というのは、専門知識も結構必要になってくるかと思うんですけども、再エネ協議会のような会が引き続き必要なのではではないかと思うんですが、どんな体制で応募に向けて動いていく予定なのでしょう。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** お答えします。

協議会自体は一旦成果を上げたということで、作業は終わっております。ただし、委員の方からも我々も今後に向けては期待をしているので関わりたいというお話はいただいております。種別を絞り込むのか、先ほどの先行地域の応募に向けての作業の進め方にもよるとは思いますが、いわゆるそれぞれの自分の活動している内容、その得意としているジャンルの方に意見を伺いながら作業は進めさせていただきたいという願いは、その最後の会議でも申し上げておりますので、協力についてもやぶさかでないというご回答もいただいておりますから、ある程度、絞り込んだ段階で全員ではなく、ある程度その事業で活躍されている方からご意見をいただくというようなことを考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** エリアを絞り込んでいくということなんですけども、そのエリアを絞り込んでいくのにも、やはり専門的な知識というのは必要だと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** この辺は私の私見にはなりますけども、協議会のときにオブザーバーとして参加していただいた方も事業者もいらっしゃいます。そこら辺も連絡を私どもも取り合いながら、いろんな情報提供をいただいているところです。さらに、深掘りした作業が必要ということになった場合には、ちょっと我々庁内だけの手で足りないということになると、これは費用が発生してくるということになりますので、それは特別、いわゆる委員的なもので入っていただいて作業をするのか、委託という形で作業に入らせていただくのか、これは深掘りした中での作業量と内容によってかと思いますが、今のところはお相談に乗っていただいているというような状況です。以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 次に、広報に関してなんですけども、広報はくばで連載して広報したことについて、何か村民からの反応はあったのでしょうか。例えば、太陽光設置パネルの問い合わせが増えたなど教えてください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 3月号の見開き1ページものでやった協議会での結果の内容については、分かりやすかったというようなご意見をいただいたことはあります。ただ、細かい内容について不満というか分かりづらいとか具体的に個々の質問について私は目を通しておりませんが、非常に分かりやすいページだったというふうには声はいただいております。

今、昨日の4月号の広報を持ってきての一般質問の中でも、4月号でも村民の行動編ということまで連載していきますので、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、このいわゆるガイドブックについては、先ほど絵で視覚的に分かりやすいというようなお話もありましたので、それも含めて周知については、今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 広報はくばの連載もいいと思うんですけども、あとフェイスブックも村で持っていると思うので、そちらにも情報流していくということは必要だと思うんですが、そちらはいかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 貴重なご意見ですので、そのようにしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** あと村民への周知に関してなんですけども、これは3月にもちょっと触れさせていただいたのですが、やはりきちんと分かるように説明し理解ができるように説明する、そして村民自ら参加できるというように補助制度を充実させることや、ゼロカーボンに関わる啓発活動を行なうその団体を支援していく、支えていくといったことが必要になってきます。やはり気軽に参加できる、実感できる、人と共有できるという仕組みや体制がない限り、一人一人が自分ごととして捉えて行動していくということは、とてもハードルが高いのではないかと思います。地域でゼロカーボンの基本計画に沿った活動を行なっている村民の団体が元気に活動していれば、暮らしの中にこのビジョンが溶け込みやすくなると思うんですけども、そういった団体への積極的な支援というのは考えていただけないでしょうか。

例えば、ある自治体では市民活動助成制度という名の補助金があったり、これはゼロカーボンの取組に限ったものではないですが、スタート助成10万、ステップアップ助成30万といった制度があったりします。いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** お答えします。

活動している団体の皆さんには、非常にありがたく思います。一つ我々がよく聞くのが、似たような活動をしているんだけど、このA団体とB団体は、似たような活動をしているんだけど一緒にならないかというようになると、若干方向性が違ったりしているというような意見も伺っているんですけども、まずうちからすると、ある程度その団体の活動がいわゆる行政ではなく、民間でもなく、中立的に活動しているということであれば、今の既存の補助制度の中でも補助を出すということは可能です。ただ、似たような団体が幾つも要望してきた中でどうなのかと、実務のところとなると、そこは同じような活動しているのであれば、一つの大きな母体をつくって支援するというのも一つの方法かと思います。具体的な補助の受け方については団体等の知り合いがいるのであれば、総務のほうにご相談をいただければ、こちらのほうから指導のほうはさせていただきたいと思えます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** このゼロカーボンビジョンに限っていえば、同じような団体でもやはり数が多ければ多様な村民に情報が届くということもあると思うので、そこら辺は同じような団体というのは分けなくてもいいのかなあとは思っています。

既存の補助制度というのは、共同のまちづくり推進事業のことでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** ご質問のとおりです。共同のまちづくりの補助金ということでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** こちらの事業ですけれども、結構取りにいかなければ分からない状況で、このような制度があるということ、もう少し広報したほうがいいのではないかと思います。あと先ほど紹介したようなダイレクトに活動費を支援するという形ではなくて、ふるさと納税を通した補助になっているかと思うんですけれども、これは、なぜこの制度になっているのかということをお伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 財政状況を見ながら、どういう活用の仕方ができるのかということで、いわゆるふるさと納税の制度を活用した内容とさせていただいております。逆にその他の直接支払という補助については、現行ではないので、新たに創設をしなければその方たちへの交付にはならないということになります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** そうですね、現行のシステムでやりたい団体もいるかもしれませんが、ボランティア活動のような、こういう啓発活動というのは、本当にそんなふるさと納税を使用するだとかそういう複雑なシステムではなく、やはり直接支払いというほうが使いやすいというのは確かだと思っています。

ちょっといろいろ伺いたいことがあったんですけども、時間が迫ってきましたので、最後にちょっと村長にお伺いします。

気候非常事態宣言を出した2019年時点で、平均気温上昇1.5度以内に抑えるためには、5から10年が最後のチャンスという文章が宣言の中にありました。宣言を出してから2年半経過したので、残された時間2年半から7年半しかないということになります。次期村長が白馬村でリーダーシップを取って、村民を巻き込むという面でも非常に大きい行動を起こさなければならないという立場になるということです。引退されるに当たり次の村長にどんなことを期待して、気候危機に立ち向かうバトンを渡される予定なのかを伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 次の村長に期待することという質問でありますけれども、非常事態宣言は白馬村一村の問題ではなく、全世界がこれから取り組んでいかなければいけない重要なこの課題だというふうに思っております。その中で当然一行政ではなく、全住民そして事業者、そしてまた村民と一緒にやってこの取組をしていかなければならないというふうに思っております。それで、先ほど来

説明しておりますけども、白馬村でもご案内のように小水力発電とか、それからバイオマスとか、そしてまたGREEN WORK HAKUBAという観光局でやっているそういった取り組み、そしてまたSDGsというようなことで学校で勉強したり、そしてまた修学旅行なんかにもそういったことを教育しながら今取り組んでいる。白馬へ修学旅行に行けばSDGsの勉強ができると、環境の問題が勉強できるというような、そんなふうになればというふうに思っておりますが、次の政権には、またそれぞれの考え方もあると思いますけども、避けては通れない事案だというふうに思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** ありがとうございます。次の質問に移らせてもらいます。

子供のマスク着用に関して、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大から3回目の夏を迎えようとしている中、今対応が求められていることの一つにマスクの着用を今後どうしていくのかということがあります。

夏へ向けて暑くなる中、本村の子供たちのマスク着用への対応についてお伺いします。

- 1、現時点で小中学校及び保育園や支援ルームではどのような対応をされていますか。
- 2、周りの大人及び子供本人のマスク着用が続くことへの子供への身体の健康や成長への影響はどのように捉えられていますか。
- 3、今後はどのような対応をしていく予定ですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。平林教育長。

**教育長（平林豊君）** 子供のマスク着用に関して、1つ目の小中学校及び保育園や支援ルームでの対応についてのご質問であります。先月20日に厚生労働省はマスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて公表し、その後24日に文部科学省から学校生活における児童生徒等のマスクの着用について通知がありました。

小中学校ではこれまで文科省が示す学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアルに従い感染症対策をしながら教育活動を行なってきました。

今回の通知はそのマニュアルを改正するのではなく、これから暑くなる時期を迎えるにあたり特に熱中症予防のためにマスクを外したほうがよい場面や、マスクを着用することを奨励する場面を具体的に例示したものであります。マスクを外す場面として、十分に身体的距離が確保できる場合、熱中症など健康被害が発生するおそれがある場合、体育の授業や登下校時などを挙げております。

マスクの着用は基本的な感染防止対策として重要であり、状況に応じメリハリをつけたマスクの使用に努めているところであります。

先月28日に南北両小学校の運動会が行なわれました。今年は競技中マスクを外しての運動会で

したので、頑張る児童の表情を見ることができました。

保育所や支援ルームについても学校と同様に厚労省の通達に従い、2歳未満児は引き続きマスク着用を推奨しておりません。2歳以上児はマスク着用を一律に求めることはしないことや、同一クラス内で陽性者が発生している場合、体調不良者が複数いる場合には、可能な範囲で一時的に着用を勧めることで保護者宛に絆メールでお知らせをしております。

2つ目の周りの大人及び子供本人のマスク着用が続くことへの子供への身体への健康や成長への影響のご質問であります。マスク着用においては熱中症発症リスクや顔色など健康状態が分かりにくい等、健康面への支障、表情が分かりにくいことで発達への支障がおこるのではないかなど、様々なご意見があることは承知をしております。

厚労省、新型コロナウイルス感染症に対する院内及び施設内感染対策の確立に向けた研究の中で、学校、保育園等では大人から子供に感染させるリスクを下げるため、職員がマスクを着用することの重要性とともに表情によるコミュニケーションの重要性も記されています。

マスク着用により顔全体が見えないことで失われる情報は確かにありますが、目元の表情、話し声の抑揚や速さ、身振りなどによる気持ちや思いは伝わること、家庭ではマスクを外して日常生活を送っていること等から、子供たちはマスクを着用していても順応力を発揮して成長発達に必要なコミュニケーションが可能であるという研究結果もあるようであります。

最後のご質問の今後の対応であります。政府における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されましたが、基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き地域の実情に応じた基本的な感染対策、三密の回避、人と人との距離の確保、マスク着用、手洗い等の手指衛生、換気等の徹底は必要と考えます。新型コロナウイルス感染症は日々状況が変化しているため、今後も必用に応じ安全を第一に適切な対応に努めてまいります。特に幼児のマスク着用については幼児一人一人の発達状況を踏まえ、幼児の体調に十分配慮した対応を取るとともに保育所等における感染症対策に留意した遊びの工夫や衛生管理の工夫をするなど感染対策を行なってまいりたいと思います。

以上で、答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 大人でも外ではマスクを外していいと厚生労働省が言っているにも関わらず、外すことを躊躇するような状況の中で、子供たちも外すことを推奨されている場面でもつけ続ける子供たちが出てきてもおかしくはないです。ですが暑い時期になると命に関わるような場面も出てくるのではないかと思います。マスクをつけながら運動をさせて熱中症で運ばれるというニュースが相次いでいます。着用を求めるのが感染症リスクを軽減するためであれば、熱中症リスクを軽減するために外すことも同じように求めるべきだと思います。村を下校している子供たちを見ても、一人で歩いているのにしっかりとマスクをつけて歩いている場面をよく見かけます。

2メートル以上離れたらという基準にはなっていますが、しっかりと2メートル以上離れたら外すという行為というのを、自分で判断するということは大人でも難しい判断になってくるのではないかなと思います。

特に登下校時、外していい場面では先生も含めて積極的にマスクを外すようにと声をかけることが必要だと思うんですけども、そこら辺いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横川教育課長。

**教育課長（横川辰彦君）** 議員おっしゃるとおりで、大人でもどの場面で外していいかわからないということなので、学校の先生はこういうときは外すんですよというふうに指導、特に低学年とか現在もそのように行なっております。ただ、ご家庭の事情ですとか、外したくないという事情の子供もいるということで、逆に外さないのがいけないというふうに、かえって周りの大人がまた批判してもいけないというように思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 外したくない子供に関しては本当に逆で、マスクをしなきゃいけない場面で外したい子供もいるように、どちらも尊重しなければならないと思います。ですが、それは熱中症の危険度であったり、そこら辺は周りの大人が判断すべきことだと思いますので、普段から迅速なマスクの、国から通達があったときに絆メールとかで流していただいたということも承知しておりますけども、そこら辺は臨機応変に状況に応じて、マスクを外すという場面というところはしっかりと子供たちに伝えていただければなあと思います。

マスクの着用に関しては感染予防効果というメリットがある一方で、熱中症、呼吸がうまくできないことによる健康被害ですとか、肌荒れ、口元や表情が見えないことによる子供の言語の発達への懸念などデメリットもあるということ認識しておかなければならないと思います。

デジタル版の朝日新聞に3月6日掲載された記事で、比較認知発達化学が専門の京都大学の明和政子教授は、脳の発達の仕組みを考えると、視覚や聴覚への感受性期にある子供たちが現在置かれている状況を軽視することはできませんと指摘されています。目だけで情報が通じ合うというのは、大人の耳が聞こえる人たちの世界で、子供たちは表情の中のたくさんの情報を使って、相手の表情、感情というものを理解しています。そういった経験が今回のコロナで、コロナ禍において一気に失われていると思います。

大人や周りの人たちの表情が見えないことによる子供への心身の影響というのは、このままマスクの生活が続くことにより、さらに懸念されるし出てくる可能性があるように考えますが、お考えを伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横川教育課長。

**教育課長（横川辰彦君）** マスクの弊害について様々なご意見があるということ承知しておりますし、



ただ国のほうでも感染予防対策についてはマスクっていうのも外せないという両方の部分がございます。それぞれの意見について市町村教育委員会が科学的根拠を持って判断するということはちょっとできませんので、そういったこともあるということ承知して、みんなで勉強して、みんなで同じ方向を向いて感染予防対策をしていくということが寛容かなというように思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** ぜひ、子供に関して今すぐに出る影響でなくても後々出てくる影響ということもあるので、しっかりとそこら辺は気にしていただきたいなあと思います。

最後に、教育長にお伺いしたいんですけど、この日常生活においてマスクをつけ始めたときに、つけましようというのと同じくらい外していい場面で外しましようということも、大人の責務だと思いますけども、どうお考えでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。平林教育長。

**教育長（平林豊君）** 先ほどの答弁でもお答えしましたけれども、一番は子供の受容性だと思います。その場面、場面によって、マスクの着用または外す、それをしっかりと先生を通して子供さんに告げていくような形が一番じゃないかなと思います。このコロナ禍がどれだけ来た、これだけ長期にきてますんで長くなるかはちょっと先のことは分かりませんが、コロナ禍になったものでマスクをかけるようになりましたんで、それも一つの経験じゃないかなと思いますのでよろしく願いしたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** マスク着用はコロナ感染症対策におけるメリットがあると考えられていますが、コロナでの重症化率が極めて低い子供たちにとってはデメリットのほうも結構あるのではないのでしょうかと思います。これで一般質問終わらせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第4番加藤ソフィー議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時57分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 8番、津滝俊幸です。ここ1か月あたりコロナの新規感染者が徐々に減り始め、白馬村においてもようやく日常を取り戻しつつある昨今です。3年ぶりに行なわれた開山祭には、多くのそれを待ちわびた人たちににぎわいました。国では、今日からインバウンドが再開され、観光産業に明るい兆しが見え、停滞していた白馬村の経済がようやく回り始めようとしています。

下川村長におかれましては、この定例会が最後の議会となりました。2期8年で、私が村長に一般質問を、今日も含めて30回ぐらいしたかなというふうに思います。その一般質問も、私が最後の質問者となりました。今日は、首長が変わっても行政は継続してまいります。次の村政へつながるよう、しっかりと思い残すことなく答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回は2問質問をしております。1つ目の質問です。

村有地及び村有施設の管理体制について。

毎年、決算書に財産に関する調書において、公有財産の土地建物が、宅地や原野、山林、雑種地など、区分ごとに掲載されています。決算年度中の増減が若干あるものの、基本的には大きなハード事業を行わない限り変更はありません。そこで、次のことについてお伺ひします。

1、本庁舎や学校、消防施設、公有の建物など、所管する課がはっきりしているものはおおむね管理がどこにされているか想像がつきますが、その他施設については管理者や管理内容があいまいです。また、原野、山林、雑種地などは、さらにどのように管理されているか全く不明です。その管理体制について伺ひます。

2、村内地価高騰により、新規の移住や定住を希望する者が村内に新築しようにも土地がなく、隣の大町市などへ行ってしまう事例が散見されています。将来の人口減が予想される中、村有地を活用していくべきと考えますが、原野、山林、雑種地で宅地化できる土地は何%あり、それを活用していく考えはないか伺ひます。

3、スノーハープのノルディックコースのうちBコースは、雑木が生い茂り、かなり荒れています。コースの土地は長野オリンピック時に買い上げ、村有地のはずになっています。変更登記は確実にできているのか、また、コースの一部は林道になっていて管理が全くできていない、このことについての見解をお伺ひいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 津滝議員から、村有地及び村有施設の管理体制について、3項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の財産に関する調書で、その他施設と原野、山林、雑種地についての管理体制についてお答えを申し上げます。

まず、地方公共団体の財産には、公有財産、物品、債券、基金があり、公有財産は行政財産と普通財産に分けられることができます。

財産に関する調書は、行政財産と普通財産に区分し作成するものであり、地方自治法施行規則で様式も決まっております。調書の中で、その他の施設は公共用財産の中に含まれておりますので、行政財産であります。

行政財産の中でも、調書にあります本庁舎、消防施設、学校、公営住宅以外で、この調書に記載を要しない道路、橋梁、河川を除いた全ての行政財産がその他の施設の中に入っております。

その管理となりますと、行政財産でありますので、同じ原野でも、白馬グリーンスポーツの森の原野は生涯学習スポーツ課、白馬東山自然園の原野は農政課といったように、それぞれの用途によって管理する課が変わってまいります。

この調書にあります原野、山林、雑種地は普通財産ですので、管理は総務課となります。

普通財産の管理は、行政財産と同様に、維持及び保存を図るために、登記簿や公図、航空写真だけでなく、要望があれば現地調査なども含め総合的に行なっております。ただ、普通財産の管理には、財産の維持及び保存を図るだけの行政財産の管理とは異なり、土地バンク制度のような土地の有効利用を図るということもあります。

普通財産とは、行政財産以外の一切の村有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり、その内容はさまざまな性格の財産から構成をされておりますが、あくまでも公有財産でありますので公益性を優先をしなければなりません。その点を考慮すれば、貸し付けたり売却することが可能であり、現在、普通財産の効率的な利活用方法を調査しながら管理を行なっているところであります。

2点目の村有地の活用の考え方についてお答えをいたします。

議員のご指摘のとおり、村内の地価の高騰に伴い、近隣市町村に転出をしている傾向については、私も関係者等からお聞きをしており、把握をしているところであります。これらの解決策に向けては総務課に指示しており、村有地の活用方法に向けて作業に着手をしているところであります。

5月中旬に着手した作業内容について申し上げますと、基準日の令和4年の1月の1日で、村が所有している原野、雑種地、山林の面積を税務課の課税台帳ベースで絞り込みました。原野は2,156筆1,537.447平米、雑種地は413筆の191.976平米、山林は654筆の2,002.834平米といった状況で、ここから絞り込みの作業が必要となってまいります。

ご質問の宅地化できる土地が何%かという部分につきましては、この絞り込み作業において、その敷地が実際に宅地にできるかの判断を航空写真等と照合するなど、現在調査中ですので、現時点ではお答えできないことをご理解をいただきたいというふうに思います。

今後のスケジュールとしては、5月末で先ほどの3地目の位置確認を机上で済ませていますので、現実的に宅地にできるかを6月中に目標として現地確認を行なった上で、庁舎内各課との可能性について検討を進め、検討した土地について、造成等を行なわず現状利用や整備費用などの必要となる経費を算出した上で利用するなど、7月中には実際に宅地にしていけるかの最終判断まで行ないたいというふうに思っているところであります。

最後に、スノーハープのBコースの管理についてのご質問ですが、3月議会の予算特別委員会において議員より質問をいただいておりますけれども、長野オリンピックのクロスカントリー競技の会場となったスノーハープは、総事業費約70億円をかけ完成をし、オリンピックをはじめパラリンピック、スペシャルオリンピック、ワールドカップなどの国際大会、近年では、全日本選手権クロ

スカントリー競技等の大会を開催をしております。

また、夏においては、サッカー、ローラースキー、マウンテンバイク、ランニング等での利用があり、コロナウイルスによる影響を大きく受ける前の令和元年度の年間利用者数は約1万人、入場料収入は約130万円となっており、施設の維持管理費につきましては年間約2,200万円を要し、一般社団法人白馬村スキークラブに管理を委託をしております。

施設への投資額に対して収入は少なく、維持管理は大きな課題となっております。当初、Aコース、Bコースそれぞれ4.8キロ、Cコースは7.8キロでありましたが、現在、Bコースについては、スキー大会等での使用が減り、コースの7割程度が利用されていない状況であります。

スノーハープのコースにつきましては、管理内容を厳選をし、不用な経費は削減する方針で管理を行っております。特に、森林整備に必要な林道の宮線については、整備を行っており、例年多くのボランティアからもご協力を得ながら、エリア一帯を整備しているところであります。

今後の管理につきましては、コースとして利用する部分と自然の森林に復元をしていく部分も含め、クロスカントリー競技場一帯を総合的に整備をし、利活用を図ってまいります。

また、登記につきましては、名義が村となっていない部分が確認されており、移転登記の手続きを進めている状況であります。

今後も、年間を通じてより多くの方々に利用いただけるよう、スキークラブと連携をしながら施設管理を進めてまいりたいというふうに思っております。

1点目の村有地及び村有施設の管理体制についての答弁とさせていただきます。

(「答弁内容について」の声あり)

**村長(下川正剛君)** すいません。ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほどの原野の関係でありますけども、2,156筆の153万7,447平米。いいですか。それから、雑種地は、413筆で19万1,976平米であります。そして、山林は、654筆の200万2,834平米であります。

訂正をいたしますので、よろしく願いいたします。

**議長(太田伸子君)** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番(津滝俊幸君)** 今数字のことを言われまして、私ども議会では、毎年、最初に私が申し上げたとおり、決算の時点で初めてその土地の内容が分かるということで、私が今もらっているものは、令和2年度分しか私のところにはないんですね。令和3年度分は今年のこの9月に決算書に出てくるということで、今村長言われたのは令和4年の最新版ということで、ちょっと数字もたくさんであって、私、控えはしませんでしたけども、一番は増減よりも、いかにその土地をどのように管理しているかということが一番ポイントかなというふうに思います。

今の村長の話の中でいくと、いわゆる、総務課のほうでそういった財産管理についてはやられているってことのようにありますが、総務課長にお伺いするんですけども、いわゆる、現場に、

私は定期的に毎年行けとは言いませんけども、どこに村の土地があるのかという、先ほど航空写真とかそういうものも使いながらというような話もありましたが、現場へ出向いて状況を確認しているということはここ何年間かの間で行なわれているのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** お答えします。

全て現場に行ってみているのかということ、状況が分からないので行っておりませんが、中に、クマの出没であるとか、村有地で刈り払いをしてほしい、もしくは、村有地があってこの部分はどうなのかというようなときには、境立てと現地の確認をさせていただきながらというような程度となります。

具体的に、村が所有しているからおおむねこの辺かなということについては、現地に行かずに、今、パスカルという航空写真に、いわゆる公図を載せることができるシステムがありますので、その辺で確認作業をしているという状況でございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 確かに、平場でねそういう土地があって、そういうようなところで寄り付きやすいと、そういうような所には出かけていくことも当然あると思います。

やっぱり一番は、この雑種地・山林、どちらも同じようなあれか、特に山林なんですよ。この山がどのようなかたちで管理されているかっていうのは非常に不明確で、農政課が管理しなきゃいけないっていうことじゃないと思うんですけど、こういうのを、もっと言えば、ちゃんと造林してあって、木として管理できているようなところもあったりするのかなというふうに思うんですけども、そういうものは外部に委託して、例えば、森林組合ですとか民間ですとか、そういうようなことをしていくというような考え方はないんですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 山林の管理の話なんですけど、要は、外部に委託するとやはり費用の問題が出てきておまして、そこら辺が一番ネックかなと思っております。できるものについては、農政課でも、例えば、東山の村有林を年に数回行って刈り払いしたりですとか、遊歩道があれば確認に行ったりですとかっていうことはやっている状況です。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 森林計画もあるので、民間所有のものも、自分で財産管理できないものについてはこれから村がやっていかなきゃいけないってことを言われています。

もちろん村が所有しているものは、やっぱり村が当然管理しなきゃいけないってのは当然のことなんですけども、そういうものが上乘せになってくるこういう時代において、外部にお金

がかかるからといって、何もしないでそのままほったらかしにしておくのはやっぱりいかなものかというふうに思います。

毎年毎年やれということではないんですが、どういう状況になっているかくらいは、やっぱり調査委託をしたほうがいいのかなと、そんなふうに思うところなんですけども、もう一遍どうですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 答弁いたします。

山林は非常に山深いところにもありまして、私も、今年も東山の白沢とかのほうにも行ってみましたが、やはり外部に委託するというのはなかなか少し難しいかなというような気はしております、ただ、どこに自分の土地があるかというのは把握しなきゃいけないと思っていますので、1年のうちの何回かは、農政課としてはそういうところに出向いて、状況を確認したいと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 総務課のほうでは、原野とか雑種地なんかも管理しているっていうことのようになんですけども、2問目のほうにもう移っていきますけども——2項目めです、すみません。今調査中で、宅地にできる所がどのくらいあるかっていうのは、皆さんのほうも私と同じような考え方を持っていて、土地が高騰していて、それはそれで固定資産税がたくさん収入があるってことは村にとっては悪くないことなんですけど、せっきやくここに住みたいって言っている人が住めなくなってしまうようでは、これは困るわけで、せっきやく村でこれだけ原野や雑種地を持っているんだったら、そこが宅地化できるんだったら宅地化して、売払いもできるということなので、やられたらいいのかなと。

今、6月中に確認をして、7月中には大体どのくらい宅地化できるかどうかというのを決めていくって話なんですけど、今調査中っていうふうに言っているんですが、今までそういうことを全然考えずに現在まで来ていたってことなんですかね。ここはあくまでも、また確認ですけれど。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 村有地の売却につきましては、全体的に、こう、売れる所かどうなのかというような調査というのは今回が初めてです。

ただし、一部、破産管財人から取得した分譲地であるとか、既に取得して施設を撤去しながら地元へ貸し付けているとか、そういうところは可能性としては非常に高いだろうということでの庁内等での話はありましたけども、さすがに、議員のご指摘のとおり、昨今のこの高騰の中でいかなものかと。

結局、民間での売買というのは価格の競争になってきますので、仮に村でやる場合にも、本来で

いくと公益性のある土地なので、公売で高い価格というのは本来なんですけども、まちづくりであったり、今の移住政策というところでどのように取り組めるのかという洗い出しの作業に現在入っているということでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** このあいだ、令和3年度の白馬村土地開発公社の財政状況というのを頂きました。多分、こういうところの間にまた入って、今言うようなものやっっていくというような、立てつけなんですかね、私のあくまでも想像ですけど。せつかくこういう組織もあるので、上手に管理をして、対応していただきたいなというふうに思うんです。

それで、もう1つ気になることがありまして、よくオリンピック道路を入ってくると、一番最初に左側に、奈良井地区ということになるんですけど、周りが田んぼなので、みんなあそこは荒廃している土地だというふうに思っていてあんまり印象がよくないんですが、奈良井地区は、田んぼを水田にできないがために村で買い上げて、そのときに、買い上げていく過程の中で、農地から地目変換、多分されているかなと思います。雑種地に多分なったのかなというふうに思うんです。ある意味、それが農振を外していく条件になったかなと思うんですけども。やっぱり一般の人たちの目からすると、やっぱりあそこはどう見ても荒廃している農地にしか見えないわけですよ。農業やっている身の一人として、そういうことを言われると、正直、荒廃した土地をなくしていきたいというふうに、やっている者からすればあそこはどうなんだという気持ちがあるわけですよ。管理も一応されてはいて、年間百数万円のお金を使いながらやっちはいるんですけど、あれ以上どうにもならないものなのか、それとも雑種地なので何かちゃんと管理をしていくような、今とはもっと違った形の管理をしていくというような考え方を持っていないかどうかお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 奈良井ですが、議員さんおっしゃるように、農地だったものを農振から外して現在に至っております。

やはり一番のネックは草刈りで、荒廃した所をどうしていくかっていうようなのが課題になっております。委託をしております、景観植物の菜の花ですとか、まいておりますが、なかなか面積に対して、今年はきれいに菜の花も咲いてくれたんですが、なかなか難しいなというような気はしております。

これからどうしていくかというようなのは、少しいろんな皆さんの知恵を借りながら考えていければいいかなと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 3項目のほうに入りますけども、Bコースのことで、70%ぐらいしか今利

用してなくて——いるということで、それで、今そこの管理をしているのがスキークラブということになっていて、収入が少なくてそっちに回っていくお金もないというような話で、それ以上お金もかけられないからとりあえず今の状況のままにして、林道だけは使えるようにしていると。

何か、70億も使って、20年経っちゃったらそういう形になるかなっていう、ちょっと残念な気持ちなんですけども。特にこの中で問題になっているのが、お金を払って所有者から村が買い受けているわけで、そこが結局、変更登記ができていないという、今、話を聞いたんですが、何筆あって面積がどのぐらいかっていうのは分かりますかね。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君）** お答えします。スノーハーブの未登記の件についてでありますけれども、スノーハーブの敷地の面積というのは約38ヘクタールあるわけなんですけれども、パーセンテージになるんですが、その約8%ほど、筆数にして100筆が、登記が完了していないという状況でございます。

理由としましては、抵当権の関係のことですとか、その相続人の手続が滞っているだとか、そういった理由が主な訳でございますけれども、そちらのほうもあまり遅くならず、オリンピックからは何年も経っているわけでありまして、処理のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** オリンピックのある意味の負の遺産という話になってしまいます。

よもや、こんなことはないと思うんですけど、この売った方たちに課税になっていないと私は思っているんですけど、税務課長、そういうことは大丈夫ですよ。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中税務課長。

**税務課長（田中克俊君）** 課税の処理はいたしておりません。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** いずれにしても、登記を着実に進めていただいて、そんな遠くない将来までに進めていただくということが大事かなと。

やっぱり村としては、今のこの莫大な財産ですね所有しているわけなので、これの管理体制をそれなりにきちっと整えていただいて、ほかの所の土地でもね、村が所有になっているといいながら所有になっていなかったりとかっていうようなこともあったりなんかもあるかもしれません、それは分かりませんが。そういうこともしっかりと精査をしていただいて、毎年とは言わず、隔年で構わないので、現場まで行って今どんな状況になっているのかと。それは、かなり山深い所まで入れというふうには私は言いません。ですが、村民の財産を管理していくというのも行政の大事な仕事なのかなというふうに思います。



それから、スノーハーブですが、やっぱり以前も私申し上げましたけども、あそこがやっぱり、夏場しっかりと活用することが大きな収入につながっていくと思います。1万人ぐらい今利用しているというような話もありますが、もっと増やせるようなことを考えていく。

それから、収入をもっと増やすということも大事な点。夏使えば、冬は当然雪の下になるわけですが、夏管理ができていれば冬はそんな大きな管理をしなくてもいいということになります。自然が豊かな所でもありますので、学習散策路だとかボードウォッチング、それから、馬を最近楽しんで、こちらに来て乗りたいというようなニーズもあるようです。ですので、乗馬のコースみたいなものにも使えるのかなというふうに思います。アイデアは出そうと思えばいっぱい出てきますので、そこはみんなの知恵だというふうに思っていますので、スノーハーブの利用をしっかりと考えていっていただくように。当然、観光がらみに当然なるとは思いますが、そういったことをよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

行政のDX化の推進について。

DX化の大きな変革の波は、今後、将来へ向けて避けて通れない大きなうねりです。あらゆる産業でデジタル技術の活用が求められており、民間では、競争力の維持や強化のために、DX化は欠かせないものとなっています。行政や自治体でDX推進の意義として、デジタル技術やデータ、AIを活用して住民の利便性の向上や業務の効率化、行政サービスの向上、多様な情報を円滑に発信するなどが求められています。

そこで、次のことについて伺います。

国では、DX化を推進するに当たり、デジタル庁が創設されました。課題の洗い直しや人材の育成、DX化の全体方針の決定など、自治体DX推進計画の策定をするべきと思いますが、そのような考えはありませんか。

2点目、デジタルディバイド、情報格差といいますが、対策の必要性について、誰もが取り残さない形の環境整備が必要です。対応についてのお考えをお伺いします。

3番目、職員の人材不足が懸念される中、ペーパーレス化やリモート会議、リモートワークの推進についての考えはありませんか。

よろしくお願ひします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の行政のDX化の推進についてで、3項目の質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきますが、1点目の自治体のDX推進計画の策定についてお答えをいたしますが、まず初めに、小規模自治体におけるデジタル化に関する私の認識について触れておきますが、人口減少や高齢化、そして地域産業の担い手不足といった直面する課題とリスクに的確に対応するためには、高度情報通信基盤とそのネットワークの一層の整備推進とともに、行政のデジタ

ル化の推進とデジタル技術の活用は真正面から取り組まなければならない課題だというふうに認識をしております。

また、こうした分野への対応は、これまで、小さい、遠い、不便といった当然のハンディキャップとして諦めていたものをプラスの個性や強みに変えることができると考えております。

そして、これからの時代において、小回りの利く小さな役場組織や住民の顔が見える地域コミュニティにおいては、地域資源を最大限に生かしつつ、1つのつながりとデジタルを上手に組み合わせることで、真の豊かさや幸せをみんなで分かち合えるのではとも考えているところであります。

こうした認識のもと、本村の当面のデジタル技術の活用方針を示すとすれば、人的にも財政的にも限られる中では、無理のない負担でデジタル技術の活用策を検討していくことが現実的だというふうに考えます。

なぜならば、デジタル技術を活用した地域活性化や課題解決策を進めるには、情報やデータの把握段階から、地域の関係団体や住民、地域の事業者を巻き込むこと、また、その仕組みづくりが当然重要となってきました。

また、国や県の施策では、実証実験事業で活用できる施策なども用意をされていることから、こうした施策を積極的に活用をしながら、DX事業を加速をしていければというふうに考えます。

一方、国では、令和3年の7月の7日に自治体のDX推進手順書概要が総務省から示されました。この手順書では、全国統一的な取組となる自治体情報システムの標準化・共通化及び自治体の行政手続のオンライン化についての作業手順を作成するとともに、先行する自治体の事例集が示されております。

本村といたしましては、示された国の手順書を参考にしつつ、長野県のDX戦略の取組と歩調を合わせて、システムの共通化、行政手続のオンライン化及び自治体の情報のセキュリティーレベルの向上に努めてまいりたいというふうに思います。

2点目のデジタルデバイド、情報格差ですが、対策の考えについてお答えをいたしますが、令和2年に国が示した自治体のDX計画概要では、デジタル活用の支援の全体像として、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化に向け、国民がデジタル社会の利便性を実感できるよう、令和3年度以降、幅広い関係者を巻き込んだデジタル活用支援を展開をすることとされました。

具体的には、国直轄補助事業として、全国の1,000か所程度の公民館等で、高齢者等に対してオンラインでの行政手続や民間サービスの利用法等に関する説明会、相談会を実施をすること、併せて地方公共団体への財政対策事業として、地域住民に対するきめ細かなデジタル相談に対応した地方公共団体には、財政支援措置を講ずる施策を講じております。

本村としては、こうした国が進めるデジタル活用支援策には当然歩調を合わせて取組を促進していきたいと思いますが、当面は、主要な行政オンライン手続サービスが本村でも構築をされ、その

サービスの活用が日常的な行政サービスに支障が生じている事態が発生したとき、あるいは発生することが想定されるときまでは、国の講じる施策の活用について、先進事例等を参考にしながら見定めることが最良と考えます。

なお、今定例会開会の挨拶でも触れましたが、今後の各種の手続に関する環境整備については、まず、国が力を入れて進めておりますマイナンバーカードの普及促進が必要不可欠です。また、今年度中には住民票と印鑑証明書がコンビニで取得ができるよう整備を進めておりますので、マイナンバーカードの利用が拡大することを広報しながら、環境整備に努めてまいります。

最後に、ペーパーレス化、リモート会議及びリモートワーク推進の考えについてお答えをいたしますが、まず、本村におけるテレワークは、一定の環境整備が終了し、現在実施できる状況であります。これは、職員一人一人のライフステージに合った多様な働き方が実現できる働き方改革の切り札であるほか、ICTの活用により、業務の効率化が図られることで、行政サービスの向上にも効果が期待されるものであります。

また、新型コロナウイルス対策においては、感染拡大の未然防止や行政機能の維持のための有効な手段となっており、国からも、各地方公共団体においても引き続きテレワークの推進に積極的に取り組むよう、地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4の技術的助言が出されておりますので、さらなる推進に努めるものであります。

リモート会議についても、主催者となる長時間のライセンスも取得するなど、最低限の環境は整えておりますが、先の臨時議会でお認めをいただいた集合的なリモート会議の環境整備を早期に実施することを視野に入れて、体制整備の作業を早急に進めております。

ペーパーレス化については、特に議会運営を見据えたシステムとして、先日、議会議員向けのデモと、その後には職員向けのデモを開催をし、職員もシステム等の確認をさせていただいたと聞いております。

しかしながら、課題は、議案等の共有のみのペーパーレス化であれば費用対効果が少なく、これを通常業務でどのように活用できるか、この点について、導入自治体への聞き取りや具体的な利用方法について提案するよう指示を出していると聞いており、この点をクリアできれば前進をするものと考えております。

津滝議員の2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** DXって言ってしまえば、「また津滝議員、横文字、頭文字ばかり使って分からない言葉を言われている」って言われちゃうんですけど、訳すとデジタルトランスフォーメーションっていうことなんですね。

私が最初に質問の中で言ったように、何でDXを推進していかなきゃいけないのかっていうことは、経産省あたりではこういうことを言っているんですよ。2025年の壁っていうふうに言わ

れていまして、2025年までに、日本の国がある程度全てのものがデジタル化が進んでいかないと、経済的に遅れを取るばかりか、年間最大で12兆円の損失が出るというふうに言われています。先の同僚議員が、2030年とか2050年とか、それまでに温室効果ガスをゼロにするというようなことを言っていますが、もう1つの、もう近い将来、もう本当に二、三年後に迫っているわけです。ですから、喫緊の課題として始めなきゃならないし、それも国が分かっているからこそデジタル庁なるものがつくられたということです。

国では、デジタル社会の実現に向けて、基本方針が2020年に閣議決定されて、その後実行計画ができて、各自治体でDX推進計画に盛り込まれたと。その中に、地方自治体もこれに準拠しながら進めていただきたいと、約5年間というふうに言われています。ですので、これはもう、すぐに取りかかっていたいただきたいなとは思っているんですけど、やっぱりやるためには、どういう方針で、どこまで、何をどんな形で、予算をどのぐらいかけてやるかということとはとても大事な事かなというふうに思うんですが、副村長にお伺いするんですけど、明確な答え、先ほど聞けなかったなとは思っているんですが、推進計画というのを策定していくつもりはありませんか。国ではもう既にやってください、というふうに言っているんですけど。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 計画の策定について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、今回のこの国のDX、先ほど村長は手順書と申し上げましたが、手順書の中には、法的DXと自治的DX、手順書の中にはその2つが盛り込まれております。

法的DXにつきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、この法律に基づいて、各自治体が標準化する内容というのが法的DXになります。

残る自治的DXについては、議員おっしゃるとおり、民間に比べて官公庁のデジタル化が遅いという部分で、どちらかという、DXとはいいますが、トランスフォーメーション、変革を求めるものをやりなさいというところを示しています。その変革を求めるのに、いわゆるデジタルを活用するというお話ですので、これを今、内容的には、県も同時に進んでいる、ながの電子申請、これも先ほど言ったマイナンバーカードの普及等が進まってくると、これが公的個人認証が使えるということになってきます。この手続自体もどういうやり方ができるのかと、今、同時並行で作業を進めておりますので、本当に村が単体でやるものが何なのかという部分については、少し県とこのシステムの状況、手続をどういふことを加えられるのかを見ながらやっていくことが必要かなというふうに思います。

計画を立てなければいけないか、どの時点で計画を立てるのかというよりも、現在は、今、県とのすり合わせの作業、法的な標準化の作業も、標準化とは言いながら若干カスタマイズはできないような、なかなか非常に難しいような状況というのもベンダーのほうからお聞きしておりますので、そこら辺の状況が見えてくれば、計画を立ててやるのか、そのまま状況を見ながら進んでいく

のかという判断が必要になってこようかと思えます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 一般的に、デジタル化を進めていくときに先頭に立っていく人たち、人材が、今、日本の中で不足しているというふうに言われています。これは民間でも同じでありまして、特に行政のほうはさらにこれに精通している人はいないと。デジタル庁でも、結局、公務員以外に外部からかなりの人間を登用しがらやらないとできないというような状況であるようであります。白馬村も多分、私は、同様なのかなと。ネットでそういったものをチェックするところもあって、人材不足というのはすぐ出ました。

ここも大事な話で、デジタル化に取り組むに当たって障壁になるのは、旧態依然とした組織の問題だということと言われています。何のかんのというようなできないことばかりを言ってみても前へは進めません。デジタルは苦手だとか、知識がないんでとか、そういうのは考えを変えていただくしかないんですね。ですから、考え方を変えていただきたい。先入観とか判断とか、無意識の思い込み、そういったようなものもあるようです。

誰の意識を変えたらいいかっていうことなんですが、たまたま今回は村長選があります。やはり首長が変われば、当然、幹部以下その一般職員も、我々議員も障壁になっています。そういう人たちの考え方も変わると。そのときにDXに対して適切な理解を深めていっていただきたいなど、私はそんなふうに考えています。

やっぱりそれぞれが腑に落ちないと、必要な意思決定がなされなかつたり、やらされた感の仕事があつて、最悪の状態になってしまいます。いつまでも紙文化に頼った決済やオンライン化に対応できていないっていうのは、もう時代遅れもいいところです。やっぱりそこらあたりを、考え方を、皆さん、考え方を変えましょうよ。そうしないと前へ進まないと思います。ぜひ、そのところをよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

時間の関係もあるので、このDXについて、お互いにこう言い合っても、多分すり合わせができていかないと私は思っていますので、ぜひ、今回は入門編というか、問題提起というような形で言わせていただきましたので、ぜひそこらあたりのところをお考えいただいて取り組んでいただきたいなど、次の村政に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

当初で申し上げたように、下川村長、今回の議会が最後の議会になりました。過去、2期8年の中で取り組まれた事業を私なりにざっと見てみますと、神城断層地震への対応や復旧・復興、それから公営住宅・高齢者支え合いセンターの建設、防災無線、アプリの整備、気候非常事態宣言、ゼロカーボン宣言、優良農地の確保では場整備の推進、子育て支援課の創設、これは0歳から18歳まで一体的な支援になります。地域未来投資促進法に基づく民間支援で、これはスノーピークのランドステーション等があります。地方創生交付金の活用でグランピング、これは北尾根のことにな

りますが、高校支援やFWTの開催、今までやらなかった例えば観光財源とか、この間も問題になりましたが図書館の件、ウイング21やB&G体育館の屋根修理、駅前の無電柱化、給食センターの整備、コロナ禍への対応、地方創生人材支援制度を利用した藤本元太さんの招聘により国のキャリア官僚と皆さんがお仕事したというの大きな財産かなと思います。それから、第5次総合計画で10か年の計画をつくられたり、現在進行中ではありますが景観形成や環境基本条例の見直し、産業連関表、立地適正化計画、スクールバスの運行、ふるさと納税事業、最後には、令和・平成を通じて過去30年間で最高の財調10億円を達成したということです。これは我々がまだ中身を精査していないので分かりませんが、こういうようなことをやられたということで、かなりいろんなことに取り組み、いろんな形でやられたのかなと。

村長の出馬したときの「白馬を明るく元気な村に」「停滞から前進へ」「さらなる前進へ」ということで、これは通告にありませんけども、村長が今ここで思うこと、そして、これだけは次の世代に考えていってほしいこと、もしあったら、村長、ノー原稿で、ぜひ思いの丈を語っていただければなというふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、津滝議員から、私が平成26年から今日まで就任した、いろいろな施策についてお話しがございました。それぞれその評価は住民が判断することであり、私としてはいろんなことはやってきましたけども、その中で特にやり残したというか、この観光で生きる白馬村として、観光財源だけは何とかしたかったなと。しかしながら、コロナウイルスという状況の中で、そこまで踏み込めなかったということが1番の、何て言うか心残りだというふうに思っておりますけれども、この関係については、次の政権でしっかりとやっていただいて、この観光財源を生むことによって、そして、その財源を観光振興にどういうふうに使っていくのか、そういうことが非常に重要だというふうに思っております。

これからは本当に子供を大事にしなきゃいけない時代であります。今、観光に費やしている予算は4億。観光に費やしているお金っていうのは、国の支援金も含めてでありますけども、4億何がお金が出ているわけでありまして、そういったお金を将来の子供たちに、また福祉に使っていくことが私は一番いいのではないかというふうに思っておりますので、そんなことで、ぜひ皆さん方も協力いただいて、この財源、いろいろな課題はあろうかと思っておりますけども、前向きにみんなで議論しながら、このすばらしい白馬村にみんなで進んでいっていただきたいなというふうに思います。

また最終日にも、若干、私の思いも発言したいと思っておりますけども、今まで本当にありがとうございました。

**議長（太田伸子君）** 津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 私はあんまり一般質問でありがとうございましたってことは過去1回も多分

言ったことないんですが、まあ、本当に思いが伝わります。

議員として、当時神城断層地震で大変村長に、私お世話になりました。その後、安倍元総理の下に、村長も含め務台代議士とそこへ一緒にお伺いして、当時のお礼が言えた。それが本当に私としては、村長に対しては感謝したいなというふうに思います。8年間、大変ご苦労さまでした。

以上で終わります。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から6月16日までを休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり常任委員会、議会全員協議会を行ない、6月17日10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、明日から6月16日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり常任委員会、議会全員協議会を行ない、6月17日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時57分





令和4年第2回白馬村議会定例会議事日程

令和4年6月17日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

## 令和4年第1回白馬村議会定例会議事日程

令和4年6月17日（金）

（第4日目）

### 追 加 日 程

日程第 2 発委第 4号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書

日程第 3 発委第 5号 水田活用の直接支払交付金の見直しについて白紙化を求める意見書

日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第 6 議員派遣について

## 令和4年第2回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和4年6月17日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子
第7番	太谷修助		

4. 欠席議員

第2番 横川恒夫

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

発委第4号（総務社会委員会提出議案）説明、採決

発委第5号（産業経済委員会提出議案）説明、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

5) 議員派遣について

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

**議長（太田伸子君）** おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。これより、令和4年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

**議長（太田伸子君）** 第2番横川恒夫議員が療養のため欠席しております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

**議長（太田伸子君）** 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第27号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

**総務社会委員長（松本喜美人君）** それでは、私のほうから、令和4年第2回白馬村議会定例会総務社会委員会の審査報告を申し上げます。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は議案2件、陳情1件です。

審査の概要と結果を報告します。

議案第26号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたのに伴い、関連する白馬村税条例及び白馬村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する。

個人住民税では、住宅ローン控除の適用期限を令和7年まで延長し、所得税の課税総所得金額等の5%で、9万7,500円が控除限度額、上場株式等の配当所得に係る課税方式の一致、従来は所得税は源泉徴収、住民税は特別徴収で申告不要が国税、地方税ともに総合課税に改正。令和6年1月1日施行。

合計所得金額に係る規定の整備では、公的年金等控除額の算出は住民税における他の仕組みと同様に、現年分離課税とされる退職所得を含まない合計所得金額を用いる改正。令和5年1月1日施行。

固定資産税では、固定資産課税台帳及び証明書にDV被害者等の登記簿上の住所が記載の場合

は、当該住所に代わる事項を記載。令和6年4月1日施行。

質疑に入りまして、所得税で控除しきれなかった額について、控除しきれない理由はの問いに、税源移譲により所得税額が控除額に満たない場合が該当、資料ナンバーの5ページについてということで、DVだけならこれだけの改正はないと思うが、外国居住者に関することもあり本村にとっては重要という問いに、DV被害者の住所が誰でも取得できる書類から判明することからの改正との答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第26号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第2号）所管事項。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,473万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億191万9,000円とするもの。

所管する課ごとに主な補正について報告いたします。

健康福祉課関係。

社会福祉施設事業4,172万4,000円の増額は、北アルプス広域連合の第8期介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護、仮称おらの家白馬を、新田地区に開設する補助金。

財源は同額県補助金。事業者は、特定非営利活動法人白馬の風。施設定員は登録29名、内訳はデイサービス18名、宿泊6名、総事業費6,600万円。

質疑に入りまして、広域連合が募集したとのこと、積極的に働きかけたのか否かとの問いに、広域連合6期計画時から継続し要望してきた。本事業者は、めいてつ区内で借家により開設していたが、借家期限経過で更新ができずこの事業に応募したとの答弁。

宿泊6名で白馬・小谷の分は足りるのかの問いに、介護関係では、白馬・小谷は足りないと思う。随時広域連合と共に進めていくとの答弁。

財源不足は、広域連合で負担するのか。村も負担金として支出するのかの問いに、補助金以外は自己資金との答弁。

施設定員について、5名は余分な登録かの問いに、登録した29名が、宿泊、デイサービス、訪問を組み合わせて利用するとの答弁。

新田地区への住民説明会は実施したかの問いに、実施されているとの答弁。

次に、子育て支援課関係。

児童手当等給付事業の96万1,000円の増額は、保育士等の賃上げ効果が期待される取組を継続的に実施している白馬幼稚園とファミリアハクバに、賃上げ3%で4月から9月分予算計上。全額国交付金。

子育て世帯生活支援特別給付金事業1,360万円増額、うち生活支援特別給付金1,200万円。低所得子育て世帯、独り親世帯、家計急変世帯に、児童手当受給者等に1人一律5万円支給。全額

国交付金。

子育て世帯生活支援特別給付金事業、ひとり親世帯分51万2,000円増額、ひとり親世帯給付に係る事務費。全額県補助金。

質疑に入りまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業ひとり親世帯分について、事務は村で対象世帯には、県から直接給付金が振り込まれるかの問いに、ひとり親世帯の給付金対象者への通知は村経由で発送。給付金5万円は県から振り込まれるとの答弁。

教育課関係であります。

中学校管理事業の61万7,000円は、3年生教室の窓ガラスが破損、修繕。財源は全額損害保険料。質疑は特にありませんでした。

生涯学習スポーツ課関係。

図書館事業1,323万7,000円増額は、図書館等複合施設官民連携調査委託料1,300万円は、全額国補助金。6月に公募型プロポーザル公告で参加事業者を募集し、本年度末までに見直し版基本計画を策定。不動産鑑定委託料23万7,000円は、子育て支援ルーム周辺の民有地の不動産鑑定料。文化財保護事業56万3,000円は、氷河を活用したふるさと納税返礼委託料。

質疑に入りまして、今回新たに検討委員会を設置した。今までの検討をいかがするのかの問いに、継続と考える。場所が変わるので、場所を含み関連する事項があれば検討していくとの答弁。

皆が考えているのは、子育て支援ルーム周辺との問いに、候補地についてはこの事業とは別と考える。事務局としては支援ルーム周辺を検討していきたい。候補地は早い段階で決定していきたいとの答弁。

候補地決定を急がないと、委託事業が遅れるのではないかの問いに、候補地決定は早くしていきたい。決まらないと検討内容がはっきりしない。計画では規模は3,700平米となっているが、場所を変えることにより変更するか検討委員会、委託事業で検討する。建設後の運営コストもあり、身の丈にあった施設にするよう考えている。

子育て支援ルームを候補地として、検討を進めると理解してよいかの問いに、その考えで、不動産鑑定委託料を計上している。事務局では子育て支援ルームで検討との答弁。

検討委員は、支援ルームの老朽化を理解しているのかの問いに、検討委員には、老朽化の事実を伝えてあるとの答弁。

各課の審査が終了し、全体討論はなく、議案第27号は委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定しました。

陳情第3号 無実である国民が、犯罪者とされ処罰されている現実を命と人権、人間の尊厳にふさわしい法律にするための、再審法改正を求める意見書の議会議決をお願いする陳情書。

提出者は、日本国民救援会長野県本部会長、大北支部長松島博です。

冤罪被害に苦しみ続ける人たちの、命と人権、人間の尊厳にふさわしい刑事訴訟法の改正を求め

る意見書を、国、行政官庁へ提出を求める陳情です。

陳情書提出者より趣旨説明の申出があり、説明終了後に審査を実施いたしました。

説明者への質疑であります。

警察、検察が収集した資料は全て公開するとあるが、全ての範囲はの問いに、警察、検察が収集した資料は、国民の財産と考えている。警察、検察に有利な資料以外開示していない。冤罪を防ぐためにも全てとしているとの答弁がありました。

法廷で協議と審理を進めるとの記載がある。再審はどのように進められるのかの問いに、再審に関するルールが確定していない。検察の控訴で再審の審理が出来なくなっているとの答弁。

身の回りで起きていない事案だが、いつ起きるか分からない事案。採択された場合の意見書の内容と送付先については、白馬村議会の判断でよろしいかの問いに、かまわないとの答弁がありました。

次に、審査に入り、意見であります。再審請求のルールがないことは遺憾で、ルール作りが必要。間違った捜査や判決もあるので採択としたいとの意見。

同じく意見であります。証拠の公開について隠すことはないと思っていた。開示するのが当たり前だと思っていた。よって賛成という意見でありました。

討論はなく採決したところ、陳情第3号は委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

以上で、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

**議長（太田伸子君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第26号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号 白馬村税条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**議長（太田伸子君）** 挙手全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第3号 無実である国民が、犯罪者とされ処罰されている現実を命と人権、人間の尊厳にふさわしい法律にするための、再審法改

正を求める意見書の議会議決をお願いする陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

**議長（太田伸子君）** 挙手全員です。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第8番津滝俊幸産業経済委員長。

**産業経済委員長（津滝俊幸君）** 第8番津滝俊幸です。

令和4年第2回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は、議案が1件、陳情1件です。

付託された議案について、審査の概要と結果を報告します。

議案第27号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第2号）所管事項。  
農政課関係。

5款農林業費2項林業費1目林業振興費、森林経営管理制度推進事業、森林調査設計委託料に352万円を増額。事業内容は内山地区からの依頼により、次年度に間伐施業を行なうための調査設計委託料で、委託予定先は長野県林業コンサルタントです。

質疑、意見に入り、間伐調査、施業エリアは内山地区の上水道の水源地である。慎重に事業を進めなければ、水が濁ったりかれたりした場合、村は補償として上水道の供給をしていく用意はあるか。事業は、住民へ十分な説明を図りながら慎重に進めていく。水源がかれないよう十分配慮していくと答弁がありました。

他の地区では、モデル事業で調査までは異論はなかったが、いざ間伐施業となった段階で地権者ではない施業隣接地の地主からクレームつき、間伐がストップしている。今回の意向調査でも、1人から自分で森林経営と管理をしたいと回答しているが、事業に影響はないか。他地区での事案は承知している。間伐反対の地主からは、事業の内容について行政が施業事業者との間に入り、ほぼ理解してもらっている。内山地区については、地区からの間伐要望もあり、村が事業していくことを理解してもらいながら進めていく。

全体を通して討論はなく採決したところ、議案第27号 委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

陳情第2号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する陳情についてです。

提出者は、大町市美麻13992、北アルプス民主商工会、会長種山博茂と、安曇野市豊科高家3313、長野県農民連中信農民センター、会長滝沢睦広。

受理年月日は、令和4年5月17日です。

陳情内容は、昨年末、農林水産省は水田機能を有する農地における主食用米から他作物への作付転換を支援する水田活用直接支払交付金の見直しを行ない、令和4年度から5年間に水稻を作らな



い水田は、交付金の対象から除外する方針が示されました。これまで生産調整の転作に協力してきた農家や担い手において、交付金の対象外となることによって、経営困難や地域に耕作放棄地が増加するなど懸念されます。現場の課題を検証しながら進めていくとされていますが、農家や農業団体等から説明不足や経営に対しての不安など声が上がっています。

以上の趣旨に基づき、内閣総理大臣並びに関係省庁に意見書の提出を求めるものです。

質疑、意見に入りまして、ありませんでした。

討論はなく採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。よって、本議会に委員会として意見書を提出します。

以上、産業経済委員会の報告といたします。

**議長（太田伸子君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

陳情第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。陳情第2号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**議長（太田伸子君）** 挙手全員です。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、常任委員会において、分割審査をしていただきました議案第27号の討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する声なし）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第27号 令和4年度白馬村一般会計補正予算（第2号）は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（太田伸子君）** 起立全員です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

総務社会委員長より発委の申出。産業経済委員長より発委の申出。常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出。議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。

よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思います

が、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より、議事日程を配付いたします。

(資料配付)

**議長(太田伸子君)** 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 配付漏れなしと認めます。

これより発委の審議に入ります。日程第2 発委第4号から日程第3 発委第5号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託をせず質疑、討論、採決を行なうことにいたします。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので、申し添えます。

**△日程第2 発委第4号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書**

**議長(太田伸子君)** 日程第2 発委第4号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

**総務社会委員長(松本喜美人君)** 発委第4号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書。

陳情第3号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものです。

内容は、刑事訴訟法の再審規定、陳情書では再審法と記載されていますが、この再審法について、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、2項目の改正を行なうよう求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を国会、国に提出したいものであります。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、法務省事務次官であります。

**議長(太田伸子君)** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第4号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 発委第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しについて白紙化を求める意見書

議長(太田伸子君) 日程第3 発委第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しについて白紙化を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第8番津滝俊幸産業経済委員長。

産業経済委員長(津滝俊幸君) 第8番津滝俊幸です。

発委第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しについて白紙化を求める意見書。

陳情第2号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものです。

内容は、農林水産省が昨年末に示した水田機能を有する農地における主食用米から他作物への作付転換を支援する水田活用の直接支払交付金の見直しを行ない、令和4年度から5年間一度も水稲を作らない水田は交付金の対象から除外するとの方針について、見直し内容に関する説明の徹底と改めて現状の把握を行なうこと。農業関係者に与える影響の大きさを認識し、見直し方針を白紙撤回すること。加えて全農家の安定した経営を支えるための予算の充実を図るよう求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を国会、国に提出したいものであります。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第5号 水田活用の直接支払交付金の見直しについて白紙化を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(太田伸子君) 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

**議長(太田伸子君)** 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第6 議員派遣について

**議長(太田伸子君)** 日程第6 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。下川村長。

**村長(下川正剛君)** 令和4年第2回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月8日に開会して本日までの10日間にわたり、提出いたしました案件につきましてお認めをいただきまして、大変ありがとうございます。

また、一般質問におきましていただいたご提言等は、いずれも厳正に受け止めるとともに、その対応には十分に留意をして残る任期の村政運営に当たってまいりますので、議員の皆様のご協力をお願いを申し上げます。

さて、政府は6月の10日から外国人の観光客の受入れをおよそ2年ぶりに再開いたしました。1日当たりの入国者数の上限2万人の範囲内で受入れ、入国の対象は感染のリスクが最も低いとされるアメリカや韓国、中国など、まずは98の国と地域の添乗員付きのツアー客を入国対象ということで、限定的ではありますがインバウンドの需要の復活に向けて期待が高まることは言うまでもありません。

インバウンドがコロナ前の高い水準にまで戻るにはまだ時間がかかると考察する向きもありますが、2年間閉ざされてきたマーケットであることから、本村にとってもぜひ今回の外国人観光客の受入れによって、インバウンドの復活の兆しをしっかりとつかみたいところであります。

私ごとではありますが、議員各位におかれましては、これまでの任期8年間にわたりまして、格別のご理解、ご協力を賜りましたことに衷心よりお礼を申し上げます。

私は平成26年8月に村長に就任をいたしました。当時、村を前進させたいとの思いから村長選への出馬を決意し、「村を変えたい、生まれてよかった、住んでよかったと言える白馬を明るく元気な村に」を村づくりの基本とし、4年後の2期目には1期目の状況を踏まえて、さらなる前進を目標に各種事業推進にまい進をしまっていました。

思い起こせば、就任3か月後の11月22日には、私たちが過去に経験のしたことのない神城断層地震という大災害が発生し、昼夜を分かたず無我夢中で被災者支援、被災地復興に没頭した日々。そして2期目にはこれも予想だにできなかった世界中を震撼をさせる新型コロナウイルスの感染症の発生に伴う経済的大打撃や感染拡大状況となった際の対応に頭を悩ませた日々。この2つの難題との対峙は、生涯忘れられないものであります。

新型コロナについては、まだまだ予断を許しませんが、常に私を盛り立て共に難局を乗り越えようと努力をいただいた村職員には、心から感謝をする次第であります。組織は人なりと申しますが、まさにそのとおりだと実感をしているところであります。

この8年間、私の公約実現に向けて掲げた項目一つ一つの積み重ねにより、着実に歩みを進めることができたというふうに思っております。そして、次なる白馬村の飛躍に向けて道筋もつくられたものと考えております。これも村民の皆様方のご支援、そして関係する皆様方のご尽力の賜物であり、重ねて深く感謝を申し上げる次第であります。

新村長の下におかれましては、常に村民目線に立った村政運営が行なわれるとともに、本村が新型コロナウイルス感染症の影響からいち早く立ち直り、再び国内外からの多くの人々で賑わいとさらなる発展を富みますことを心からご祈念申し上げます。

議員の皆様におかれましては、これから暑い夏を迎えますので健康には十分留意され、村政の発展のためご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たりお礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

**議長（太田伸子君）** 6月定例会は閉会になりますが、議長として一言申し上げます。

下川村長におかれましては、既に退任を表明されており、この6月定例会が最後の定例会になるかと思えます。1期就任早々に未曾有の神城断層地震に見舞われ、その後、復旧、復興に奔走され、2期目は新型コロナウイルス感染症対策にと有史以来の出来事に対処され、今日に至っております。

ご自身のご判断により今期限りでのごこと、大変お疲れさまでした。下川村長ご自身としては、充実した達成感に満たされているかと思えます。まだ8月6日まで任期が残っております。最後まで全力で職務を全うしていただきますよう、またご退任されても白馬村のために公人のご指導のほど、よろしくお願いを申し上げ、議長としての言葉とさせていただきます。

以上をもちまして、令和4年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時43分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 6月17日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員